

平成 31 年度（令和元年度）

人 権 教 育 ・ 啓 発
事 業 実 施 状 況
（ 個 別 事 業 ）

京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

目 次

・ 知事直轄組織（知事室長）	1
・ 知事直轄組織（職員長）	1 2
・ 危機管理部	2 1
・ 総務部	2 2
・ 政策企画部	2 5
・ 府民環境部	2 6
・ 府民環境部（人権啓発推進室）	4 0
・ 文化スポーツ部	5 9
・ 健康福祉部	6 8
・ 商工労働観光部	9 4
・ 農林水産部	1 0 1
・ 建設交通部	1 0 4
・ 教育庁	1 0 6
・ 警察本部	1 2 4

【知事直轄組織（知事室長）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
メディア関係者等に対する働きかけ		随時	<p>(1) 事業の目的・概要 人権に配慮した取材・報道の実施</p> <p>(2) 内容 府政記者等に対し、個々の事案発生時など、人権に配慮した取材・報道を要請する。 〔対象者及びその数〕 府政記者クラブ加盟17報道機関</p> <p>(3) 評価 ①効果 人権に配慮した取材・報道がなされた。 ②課題・今後の方向性 人権の侵害を疑うような取材や報道は確認されておらず、趣旨が伝わっていると考えますが、引き続き、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」の趣旨を説明し、人権に配慮した取材及び報道について継続して要請することが必要。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	メディア関係者等		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
きょうと府民だよりの発行		8月 (人権強調月間)	<p>(1) 事業の目的・概要 人権問題をわかりやすく伝える。</p> <p>(2) 内容 府政広報紙による人権啓発 ・8月号：人権強調月間特集「子どもの人権」 ・12月号：人権週間特集「働き方と人権」 ・シリーズ記事 人権ロコミ講座（5、6、7、9、10、2、3月） ：同和問題をはじめ、多文化共生、いじめ問題などに関する人権問題について掲載 お知らせコーナー 人権問題法律相談（4月）、ヒューマンフェスタ（11月）</p> <p>〔数量〕 毎月 1,220,000部 （別途文字拡大版800部・点字版250部、テープ版・デージー版（CD）420本）</p> <p>(3) 評価 ①効果 特集記事が人権について他人事ではなく、真剣に考えるきっかけとなった。 ②課題・今後の方向性 引き続き、人権に関する身近な話題やタイムリーな話題を中心に紙面づくりを行っていく。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
テレビ番組放送 [京都イフォーショナル] (KBS京都「きらきん」番組内)		随時	(1) 事業の目的・概要 人権問題をわかりやすく伝える。 (2) 内容 広報テレビ番組において人権問題を啓発する内容を放送。 [放送局] KBS京都 [放送内容] ・人権強調月間（8月）、ヒューマンフェスタ（11月）、とっておきの芸術祭（11月） [放送回数] 3回 (3) 評価 ①効果 人権強調月間やヒューマンフェスタについて放送し、視聴者（府民）に人権をわかりやすく伝えることができた。 ②課題・今後の方向性 今後も人権について視聴者に、わかりやすい放送に努めるとともに、継続して実施していく。
新規・継続	継続		
担当課（室）	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
テレビスポット放送		5月 (憲法週間)	(1) 事業の目的・概要 人権問題をわかりやすく伝える。 (2) 内容 人権問題に関するスポット放送を行う。 [放送局] KBS京都 [放送内容] 5月（外国人と人権）、8月（いじめストップ）、9月（インターネットの人権）、12月・3月（児童虐待※、性の多様性）の5か月間について、時期に見合ったテーマを選定し、30秒のCMを放送 ※新規制作分 [放送月] 5月、9月、12月、3月・・・毎日1回 8月・・・毎日2回 (3) 評価 ①効果 どのようなことが児童虐待に該当するのかなど、多様な人権問題を自分自身に関わる具体的な問題として認識していただいた。 ②課題・今後の方向性 人権問題をわかりやすい映像を通じて、認識できるよう継続して実施していく。
新規・継続	継続	8月 (人権強調月間)	
担当課（室）	広報課	9月 (就職採用選考)	
人権教育・啓発の対象・手法等		12月 (人権週間)	
人権教育・啓発の場	家庭	3月 (就職)	
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
ラジオ番組放送 [きょうとほっと情報]		11月	(1)事業の目的・概要 人権問題をわかりやすく伝える。
新規・継続	継続	12月	(2)内容 広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送。 [放送局] KBS京都 [放送内容] 11月（京都ヒューマンフェスタ、ワークライフバランスウィーク）、12月（人権週間）、 2月（いのちの日シンポジウム）において、1分の広報ラジオ番組（KBS京都）を放送 [放送回数] 11月：京都ヒューマンフェスタ 12回、ワークライフバランスウィーク 12回 12月：人権週間 ※12月2～8日の放送の「成人年齢引き下げイベント」インフォメーションで10秒喚起 2月：いのちの日シンポジウム 5回 (3)評価 ①効果 身近な問題を取り入れることで、人権を自分自身に関わる具体的な問題として、認識していただいた。 ②課題・今後の方向性 府の行事や催しのお知らせの他、府政のさまざまな情報を分かりやすく府民に紹介する広報ラジオ番組として一定定着した番組を活用しており、人権問題を具体的な問題として認識してもらえるよう実施していく。
担当課（室）	広報課	2月	
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			
事業名		実施時期	概要
ラジオ番組放送 京都トークRUN (上半期までは「和く和く京都」)		8月	(1)事業の目的・概要 人権問題をわかりやすく伝える。
新規・継続	継続	11月	(2)内容 広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送。 [放送局] KBS京都 [放送内容] 8月（人権強化月間（主に子どもの人権））、11月（児童虐待防止（オレンジリボン）） 1月（女性活躍サミット(WIT)） [放送回数] 計3回 (3)評価 ①効果 人権を自分自身に関わる具体的な問題として認識していただいた ②課題・今後の方向性 今後も府の取組を分かりやすく紹介する広報ラジオ番組を活用し、身近な問題を取り入れた番組づくりを継続して実施していく。
担当課（室）	広報課	1月	
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
ラジオスポット放送		8月 12月	(1) 事業の目的・概要 人権問題をわかりやすく伝える。 (2) 内容 人権問題に関するスポット放送を実施 [放送局] エフエム京都 [放送内容] 8月（人権強調月間）、12月（北朝鮮人権侵害問題）において、60秒のスポット番組を放送（エフエム京都） [放送回数] 8月：（人権強調月間）31回 12月：（北朝鮮人権侵害問題）7回 ※別途12月の人権週間中、人権以外の内容の府広報番組（エフエム京都）で10秒の注意喚起（計19回） (3) 評価 ①効果 身近な問題を取り入れることで、人権を自分自身に関わる具体的な問題として、認識していただいた。 ②課題・今後の方向性 身近な問題を取り入れた番組づくりを継続して実施していく。
新規・継続	継続		
担当課（室）	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
ラジオスポット放送		12月	(1) 事業の目的・概要 人権問題をわかりやすく伝える。 (2) 内容 人権問題に関するスポット放送を実施 [放送局] KBS京都 エフエム京都 [放送内容] 12月の人権週間をフォローする形で冬休みを中心に若年層に、基本的人権の大切さを訴える内容のスポット番組を放送（KBS京都 20秒、エフエム京都 30秒） [放送回数] KBS京都：42回、エフエム京都：34回 (3) 評価 ①評価 特に若年層を意識した広報活動を行っており、身近な問題を取り入れることで、人権を自分自身に関わる具体的な問題として、認識していただいた。 ②課題・今後の方向性 身近な問題を取り入れた番組づくりを継続して実施していく
新規・継続	継続		
担当課（室）	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
生活サポート情報の提供		通年	<p>〔目的・概要〕 （公財）京都府国際センターに「京都府外国人住民総合相談窓口」を開設（令和元年6月）し、外国人の生活相談に係る適切な情報提供や、ホームページ・携帯メールによる外国籍府民に対する生活情報の提供を行う。</p> <p>〔対象者及びその数〕 外国籍府民（約6万4千人）</p> <p>〔内容〕 （相談窓口）「京都府外国人住民総合相談窓口」を開設し、外国人の生活相談に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、情報提供及び相談を多言語で行う。 電話相談：日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語 対面相談：上記8カ国語に加え、インドネシア語、ネパール語、タガログ語 （HP）英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語により提供 （携帯メール）やさしいにほんご、英語、中国語、フィリピン語で配信</p> <p>〔評価〕・令和元年度相談窓口実績：2,066件 ・対応言語、相談体制の充実が必要</p>
新規・継続	拡充		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関相互の連携・充実		
解決に資する人権問題等			
外国人			

事業名		実施時期	概要
多言語による府政情報の発信		通年	<p>〔目的・概要〕 府のホームページ等を多言語化し、府政情報等を発信する。</p> <p>〔対象者及びその数〕 外国籍府民（約6万4千人）</p> <p>〔内容〕 ①府のホームページを多言語化（英語、中国語、韓国・朝鮮語） ②メールマガジン「Kyoto Prefecture Hot Information」（英語版）の発信（1回/月） ③留学生スタディ京都ネットワークによる総合的なポータルサイトにより、留学生支援情報を発信</p> <p>〔評価〕 ・多言語による情報提供を引き続き実施することが必要</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
外国籍府民共生施策懇談会		4～12月頃の期間	<p>〔目的・概要〕 外国籍府民の府政への参加を推進し、外国籍府民と共に生きる京都府づくりを進めるため、外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題等について意見を求め、施策に活かす。</p> <p>〔対象者及びその数〕 外国籍府民（約6万4千人）</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委 員 16名以内 ・ テ ー マ 外国籍府民が暮らしやすい多文化共生社会の形成を推進する施策や課題 ・ 開催回数 3回実施 <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域における日本語教育推進プラン」策定にあたっての意見交換を行った。
新規・継続	継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

事業名		実施時期	概要
外国人研究者・留学生等のための居住支援		通年	<p>1 外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居</p> <p>〔目的・概要〕 外国人研究者又は留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施する。</p> <p>〔内 容〕 6月、10月、2月に大学を通して入居者を募集</p> <p>2 短期滞在外国人研究者等のための住宅確保</p> <p>〔目的・概要〕 特別賃貸府営住宅を活用し、京都に短期間（原則1年以内）滞在する外国人研究者等に対して家具等を備えた住宅を提供する。</p> <p>〔内 容〕 主 体：KYOの海外人材活用推進協議会（事務局：京都府国際課） 確保住宅：岩倉長谷団地2戸、洛西竹の里団地1戸 提供時期：空室があれば随時、大学を通して入居者を募集</p> <p>3 「きょうと留学生オリエンテーションセンター」等の運営</p> <p>〔目的・概要〕 留学生宿舎「きょうと留学生オリエンテーションセンター」等を運営</p> <p>〔内 容〕 「きょうと留学生ハウス」や「きょうと留学生オリエンテーションセンター」に「留学生オリエンテーション」を配置し、日本の生活に不慣れな入居留学生に対して、生活ルールの指導や地域住民との交流事業等を企画・実施</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
外国人のための防災ガイドブック		通年	<p>〔目的・概要〕 普段生活する上で役立つ情報や風水害・地震などの災害が発生した際に役立つ情報を発信するため、(公財)京都府国際センターが作成する多言語による冊子の配布及びホームページへの掲載を行い、外国籍府民の災害時支援に資する。</p> <p>〔内容〕 対象者：外国籍府民（約6万4千人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語 配布場所：府内市町村（外国人登録窓口） 地域の日本語教室 市町国際化協会 大学等のオリエンテーション (公財)京都府国際センター</p> <p>〔評価〕 ・災害の少ない地域から来られた方や日本語が不慣れな方等の災害への備えに寄与 ・地域日本語教室の副教材に使用されるなどしている。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

事業名		実施時期	概要
外国人のための医療ガイドブック		通年	<p>〔目的・概要〕 京都府外国籍府民共生施策懇談会からの外国籍府民への医療に関する支援の必要性についての指摘を踏まえて、外国籍府民が日本の病院にかかるとき役立つよう日本の医療制度や役立つ会話集（体の部位、症状等）を作成し、ホームページに掲載する。</p> <p>〔内容〕 対象者：外国籍府民（約6万4千人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語</p> <p>〔評価〕 ・H23に初版を作成。 英語／やさしい日本語版 3,000部、中国語／やさしい日本語版 4,500部 韓国・朝鮮語・やさしい日本語版 2,500部 ・府HPからダウンロード可能であり、多くの府民の方が閲覧可能 ・日本語が不慣れな外国籍府民が日本の病院にかかる際に、医師に症状を伝えるのに寄与 ・H30に第2版を医療課で作成。 初版作成時のノウハウ等を医療課と共有し、病院や大学等へのガイドブックの提供やQRコードを用いた当該ホームページの案内・周知、お役立ち情報等の充実に取り組んだ。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
外国籍府民のための安心・安全情報の提供		通年	<p>〔目的・概要〕 京都府外国籍府民共生施策懇談会において出された意見を踏まえ、病気、火事、犯罪等の緊急時における連絡、対応方法等といった基本情報を記載したリーフレットを作成し、ホームページへ掲載を行い、外国籍府民の安心・安全な生活を支援する。</p> <p>〔内容〕 対象者：外国籍府民（約6万4千人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語</p> <p>〔評価〕 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、英語及び中国語で電話相談窓口情報等、関連情報を掲載し、日本語ページの更新に併せて随時更新 ・緊急事態措置とその延長、解除後の対応、府民の皆さまへのお願いについては、ベトナム語でも発信（国際センターのURLを貼付）</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

事業名		実施時期	概要
災害時支援体制の構築への支援		通年	<p>〔目的・概要〕 （公財）京都府国際センターが京都府と協働して、行政機関、市町村国際化協会やNPO団体と連携し、外国籍府民等に関する災害時支援体制の構築を図る。</p> <p>〔対象者及びその数〕 外国籍府民（約6万4千人）</p> <p>〔内容〕 ①市町村国際化協会災害時支援ワーキング会議 ②各地（市町村域）の取組支援 ・現地災害多言語支援センター運営研修・訓練 ・外国人住民のための防災オリエンテーション、訓練 ③災害時外国人サポーター（（公財）京都府国際センターボランティア）等の募集・登録・研修</p> <p>〔評価〕 ・災害時多言語支援センター開設・運営支援訓練を3回、災害時ワーキング会議を4回（うち1回は訓練）開催した。 ・引き続き、外国人住民に災害や防災への理解を深める機会の創出が必要。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
地域における日本語教育の推進		通年	<p>〔目的・概要〕 日本語教育の総合的な体制づくりに向けた実態調査の実施及び「地域における日本語教育推進プラン」の策定</p> <p>〔対象者及びその数〕 外国籍府民（約6万4千人）</p> <p>〔プランに基づく取組内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室空白地域における新たな教室の開設支援 ・初期日本語教育の場の設置と、広域的な展開のための研修機会の提供 ・府、市町村、地域日本語教室、企業等が参加する意見交換会の実施 等 <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民のための日本語教育の実態調査を行い、課題やニーズを把握し、「地域における日本語教育推進プラン」を策定した。 ・今後、プランに基づき、取組を進める。
新規・継続	新規		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
外国につながるをもつ子どもに関わる教育支援事業		通年	<p>〔目的・概要〕 外国人住民の定着が進み、国籍や文化、習慣等に多様な背景を持つ子どもや保護者が増加していることから、(公財)京都府国際センターが学校関係者や支援ボランティアをサポートする各種情報の整備、提供等を実施する。</p> <p>〔対象者及びその数〕外国籍府民（約6万4千人）</p> <p>〔内容〕(公財)京都府国際センターが主体となって事業実施</p> <p>①多言語資料等の整備、提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語を母語としない保護者のための「日本の学校生活ガイダンス資料」（支援者が、子どもや保護者に日本の学校生活について説明するための資料） 英語、中国語、フィリピン語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、スペイン語、ポルトガル語（日本語併記） バイリンガルを育てる（2言語以上の環境で子育てをしている保護者のための資料） 英語、中国語、フィリピン語、インドネシア語（日本語併記）、ベトナム語 外国人散在地域における外国につながるをもつ子ども・保護者とのかかわる時のヒント ～進路選択に関わって～ （支援者や学校関係者が、子どもや保護者と接する時の参考資料）日本語 <p>・母語支援活動に関わるパンフレット 日本語、中国語、フィリピン語</p> <p>②サポーター研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員、支援者、ボランティアを対象とする研修会 <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国につながるをもつ子どものための居場所づくり支援としての「学びを支える研修会」を3回開催。 今年度からオンラインによる通訳支援モデル事業に取組み、通訳を8件、支援員の紹介を4件、相談対応・情報提供を9件行った。 学校関係者や支援ボランティアへの各種サポート・情報提供等が必要。
新規・継続	継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
多文化共生施策の検討		通年	<p>外国人住民が府内で生活する際の課題抽出やその解決のための施策等について、外国籍府民共生施策懇談会、京都府外国人材受け入れ・共生施策推進本部会議等において検討</p> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懇談会、連絡会議及びワーキング会議において、有識者も交え、多文化共生の推進に係る現状、課題、対応の方向性等について議論し、施策化につなげた。 ・意見と令和2年度当初予算要求状況 「行政等の窓口において、専門用語の使用を避け、分かりやすい表現で伝えることが必要」 →「やさしい日本語」活用・普及促進事業 「保健所など公所において、医療情報などを伝える場合の外国人との意思疎通が課題。」 「医療分野以外においても、一定の精度で翻訳できる機器などを活用することが必要。」 →多言語対応推進事業
新規・継続	新規・継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（職員長）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
自己啓発の支援 (研修情報の提供)			<p>(1) 事業の目的・概要</p> <p>府職員の人権意識高揚のための自己啓発を支援する人権関係情報の提供</p> <p>(2) 内 容</p> <p>○事業種別 京都府職員ポータルサイトへ人権研修資料を掲載</p> <p>○テーマ等 <掲載資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇世界人権宣言 ◇人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ◇新京都府人権教育・啓発推進計画 ◇平成31（令和元）年度人権問題研修計画 等 （変更） ◇研修講演録 ◇研修用スライド <p>○事業規模 全職員対象</p> <p>(3) 評 価</p> <p>○31年度事業の目標及び達成状況 講演録について、職員ポータルサイトに掲載した。</p> <p>○事業実施上の課題 アクセスのしやすいポータルサイトの運営</p> <p>○事業の効果についての考え方 情報の提供により、人権意識高揚に向けた自己啓発の促進に役立てた。</p>
担当課（室）	職員研修・研究支援センター		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	公務員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（職員長）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	京都府職員人権問題研修（職務基本研修・実務支援研修）	② 担当課（室）	職員研修・研究支援センター
② 研修設定の意図及び具体的目標	人権尊重の理念や様々な人権問題の本質と現状・課題を認識し、問題解決に積極的に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員を育成していくため、採用年次や職位により指名する。 職務基本研修の重要なテーマとして人権問題研修を実施する。また、聴覚障害のある方との意思の疎通を図る上での一助として、実務支援研修で手話研修を実施する。		
④ 対象者	職務基本研修：採用年次や職位により指名する職員、実務支援研修：職務等に必要で希望する職員	⑤ 参加者数※	延べ898人（㊦682人）
⑥ アンケート実施有無	○ ・ 無		

実施状況		（研修計画上の掲載順）			
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	平成31年4月1日	職員研修・研究支援センター	人権問題	府人権啓発推進室参事 大饗 秀和	講義
2	令和元年10月3日	マリーンプア	人権問題	特別養護老人ホームやすら苑 施設長 大谷克則	講義
3	令和元年10月23, 24, 25, 28, 29, 30, 31日	社会福祉施設（1人1日）	社会福祉施設での体験実習	社会福祉施設職員	現地研修
4	平成31年4月18日	職員研修・研究支援センター	人権問題	府人権啓発推進室参事 大饗 秀和	講義
5	平成31年4月25日	ルビノ京都堀川	人権問題	府人権啓発推進室長 山口 孝司	講義
6	令和元年8月29日	ルビノ京都堀川	障害者差別解消法の目指す合理的配慮等	世界人権問題研究センター登録研究員 龍谷大学非常勤講師 松波 めぐみ	講義
7	令和2年1月16日	職員研修・研究支援センター	手話の基礎知識	京都府聴覚言語障害センター職員 安井 悠子	講義
8	令和2年1月17日	職員研修・研究支援センター	聴覚障害児・者のくらし	京都府聴覚言語障害センター職員 安井 悠子	講義
9	令和2年1月29日	職員研修・研究支援センター	聴覚障害の基礎知識	京都府聴覚言語障害センター職員 乾 恵利	講義
10	令和2年1月16, 17, 29, 30日	職員研修・研究支援センター	手話実技	京都府聴覚言語障害センター職員 甘中 直子	その他（実技）

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般職員には、公務員として人権問題に関する様々な課題をより広く深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組む姿勢と、人権の視点に立って職務を遂行する姿勢の確立に役立つよう、人権尊重の理念や個別の人権課題の現状・課題、人権行政の動向をテーマとした。 ・ 管理・監督職員には、人権問題を巡る現状を的確に把握し、人権尊重社会の実現に向け職責に応じ積極的な役割を果たすことができるよう、様々な人権問題の現状・課題や府の人権行政の推進方針をテーマにした。 ・ 福祉施設等の職員を講師に迎え、現場の状況をリアルに話していただいたり、講義とワークショップの組み合わせやグループ討議等参加型研修を取り入れるようにし、単に「知識」として学ぶだけでなく、自らが考え、体験することで人権意識を高めるよう工夫を行った。
⑬ 参加状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用年次や職位による指名研修であり、公務都合等特別な事情のある者を除き対象者全員の参加を得ている。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若手職員に対し同和問題をはじめとして、様々な人権問題について、正しい理解のための情報を継続的に伝えていくことが重要である。 ・ アンケートでは、「公務員として今まで以上に人権の尊重について考え、それを啓発していくよう努めたい。」や「京都府の基本方針、計画、目標を学び、近年の差別問題の現状、課題の説明を受け、業務の中で生かしていきたい。」など、気づきについての感想が多く見られ、公務員として常に人権感覚を持ち、仕事を進めていかなければならないという自覚を促すことにつながっている。 ・ 管理職員では、「合理的配慮の概念を学ぶことができ、具体的事案によって理解も深まった。」「対話の重要性、事例の積み上げが重要と感じた。」「多様性を認め、それに対応する社会環境の整備が重要であると感じた。」などの感想があり、全体として採用年次や職位による研修の趣旨に即した受け止めがなされている。

【知事直轄組織（職員長）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	京都府職員人権問題研修（特別研修・参加型研修）	② 担当課（室）	職員研修・研究支援センター
② 研修設定の意図及び具体的目標	人権尊重の理念や様々な人権問題の本質と現状・課題を認識し、問題解決に積極的に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員を育成していくため、職員の採用年次や職位による研修、人権問題職場指導者等への研修のほかに、全職員を対象に人権問題に特化した特別研修を実施する。また、採用5年目の若手職員を対象に人権問題に特化した参加型研修を実施する。		
④ 対象者	全職員（参加型研修のみ採用5年目の職員）	⑤ 参加者数※	延べ1,180人
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実施状況		(研修計画上の掲載順)			
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	令和2年1月21日	市民交流プラザふくちやま	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部落問題と向き合うために ・ 人権尊重の会議の進め方 	(一社)大阪府人権協会 主事 本郷 浩二 (株)ひとまち ホワイトボード・ミーティング 認定講師 川北 純子	講義 ワークショップ
2	令和2年1月24日 ①9:40~12:00	綾部市ものづくり交流館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権関連法等の状況について ・ 聴覚障害を理解する～聞こえの共生社会理念研修～ 	職員研修・研究支援センター次長 石川 栄基 (福)京都聴覚言語障害者福祉協会	講義 ワークショップ
3	令和2年1月24日 ②13:30~16:00	綾部市ものづくり交流館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害を理解する～聞こえの共生社会理念研修～ ・ 人権関連法等の状況について 	(福)京都聴覚言語障害者福祉協会 職員研修・研究支援センター次長 石川 栄基	ワークショップ 講義
4	令和2年2月4日 ①10:30~14:00	下京青少年活動センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 崇仁の歴史と芸大移転 ・ フィールドワーク ・ グループワーク 	柳原銀行記念資料館事務局長 山内 政夫 静岡大学人文社会科学部准教授 山本 崇記	講義 フィールドワーク、 ワークショップ
5	令和2年2月4日 ②14:15~16:45	下京青少年活動センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 崇仁の歴史と芸大移転 ・ フィールドワーク ・ グループワーク 	柳原銀行記念資料館事務局長 山内 政夫 静岡大学人文社会科学部准教授 山本 崇記	講義 フィールドワーク、 ワークショップ
6	令和2年2月7日 ①9:30~12:00	みやこメッセ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部落問題を鏡として様々な人権課題について考える 	穀雨企画室代表 渡辺 毅	フィールドワーク、 ワークショップ
7	令和2年2月7日 ②13:30~16:00	みやこメッセ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部落問題を鏡として様々な人権課題について考える 	穀雨企画室代表 渡辺 毅	フィールドワーク、 ワークショップ
8	令和2年2月12日	職員研修・研究支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権関連法等の状況について ・ 人と人がお互いにつながり支え合う絆を大切にしていきいきと暮らすには 	職員研修・研究支援センター次長 石川 栄基 特定非営利活動法人 チャイルドライン京都 理事長 外村 まき	講義 ワークショップ
9	令和2年2月14日	キャンパスプラザ京都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権関連法等の状況について ・ 精神障害のある人の人権と社会参加 ・ 再犯防止と地域社会 	職員研修・研究支援センター次長 石川 栄基 龍谷大学名誉教授 加藤 博史 龍谷大学犯罪学研究センター長 石塚 伸一	講義 講義 講義

10	令和2年2月19日 ①9:30~12:00	職員研修・研究支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・人権関連法等の状況について ・聴覚障害を理解する～聞こえの共生社会理念研修～ 	職員研修・研究支援センター次長 石川 栄基 (福)京都聴覚言語障害者福祉協会	講義 ワークショップ
11	令和2年2月19日 ②13:30~16:00	職員研修・研究支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害を理解する～聞こえの共生社会理念研修～ ・人権関連法等の状況について 	(福)京都聴覚言語障害者福祉協会 職員研修・研究支援センター次長 石川 栄基	ワークショップ 講義
12	令和2年2月21日	職員研修・研究支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・人権関連法等の状況について ・インターネットと人権について ・外国人労働者の人権について 	職員研修・研究支援センター次長 石川 栄基 世界人権問題研究センター嘱託研究員 神戸大学大学院 教授 角松 生史 世界人権問題研究センタープロジェクトリーダー 立命館大学 特別任用教授 薬師寺 公夫	講義 講義 講義
13	令和2年2月28日 ①9:30~12:00	職員研修・研究支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・人権関連法等の状況について ・聴覚障害を理解する～聞こえの共生社会理念研修～ 	職員研修・研究支援センター次長 石川 栄基 (福)京都聴覚言語障害者福祉協会	講義 ワークショップ
14	令和2年2月28日 ②13:30~16:00	職員研修・研究支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害を理解する～聞こえの共生社会理念研修～ ・人権関連法等の状況について 	(福)京都聴覚言語障害者福祉協会 職員研修・研究支援センター次長 石川 栄基	ワークショップ 講義
15	令和元年7月10日 11日、12日	職員研修・研究支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・参加型研修「わたしからはじまる人権」 	(一財)大阪府人権協会業務執行理事 柴原 浩嗣	ワークショップ

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府職員の人権意識の高揚と問題解決に取り組む姿勢の確立のため、同和問題や女性、障害者などの個別の人権問題についてはこれまでの研修テーマを考慮しつつ、現在の人権問題、とりわけヘイトスピーチやハラスメント等の問題にも留意するとともに、今回は聴覚障害者について理解を深めるため体験型研修を取り上げた。 ・ また、いわゆる部落差別解消法、障害者差別解消法及びヘイトスピーチ解消法の人権に関わる法律の整備等を受けて、その周知と理解を深めるため、法の趣旨等の説明を行った。 ・ さらに、今回は、地域における同和問題に関する具体的な取組み等を学ぶため、フィールドワークによる部落差別解消に向けた研修を行った。 ・ 差別を自分のこととして理解できるようにするため、ワークショップを13回実施し、様々な意見を聞き、自ら考え理解することに重点をおくとともに、職場に持ち帰って活用できる実践型研修とした。 ・ 参加型研修については、採用5年目の若手職員が、同和問題など様々な人権問題の現状や課題を深く認識し、人権意識の高揚と問題解決に取り組む積極的な姿勢の確立のため、少人数でのワークショップ形式により、単に「知識」として学ぶだけでなく、自らが考え、体験することで人権意識を高めるよう工夫を行った。
⑬ 参加状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加総数は1,180人と多くの参加を得ており、その他の職員研修・研究支援センター研修や職場研修等によって、全職員の人権意識が高まるよう人権問題研修の受研機会の確保に努めている。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートでは、①研修内容等についての満足度②職務への有効性について、会場によって約6割から9割程度と、ばらつきがあり、テーマ設定や研修方法等に引き続き工夫が必要と感じている。 ・ 一方、感想では、「公務員の基礎として必要な知識であることを再認識した。」「崇仁地区では地域教育やコミュニティのあり方、歴史について現場で学べより理解できた」「ワークショップで差別する、される側に立って考え、潜在的な意識にも目を向ける必要があると感じた。」「他者の思いを知ろうとすること、自分の考え方を知る大切さを教えられました」など、概ね好評であった。 ・ 話題性があったり時宜を得た内容の講義は満足度が高い傾向にあるので、今後もテーマや手法をより工夫する必要があるが、人権問題を自分のこととして捉え、能動的に行動できる職員を育成するためには、集合研修とOJTの相互補完がより重要と思われる。 ・ 特にワークショップのグループディスカッションでの気づきや、相手を尊重する会議の進め方が職場に持ち帰って活用できると好評であったので、今後もできる限り取り入れていきたい。 ・ 人権研修ノート活用の普及を図り、過去の受研も自己検証をしながら体系的・効果的な受講に結びつけていきたい。

【知事直轄組織（職員長）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	京都府職員人権問題研修（職場学習支援コース）	② 担当課（室）	職員研修・研究支援センター
② 研修設定の意図及び具体的目標	各所属で実施する人権問題職場研修の企画・実施を担う指導者が、効果的な研修を推進していくために必要な知識・技術・情報の提供を行い、指導者としての能力の向上を図る。		
④ 対象者	人権問題職場研修指導者及び人権問題職場研修主任	⑤ 参加者数※	延べ185人
⑥ アンケート実施有無	有 ・ 無		

実施状況		（研修計画上の掲載順）			
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	令和元年7月17日	職員研修・研究支援センター	・人権問題職場研修について ・職場研修の進め方について ・参加型職場研修の実践	職員研修・研究支援センター次長総務室長 石川 栄基 人権啓発推進室 参事 藤巻 秀和 穀雨企画室 代表 渡辺 毅	講義 講義 ワークショップ
2	令和元年6月14日	ハートピア京都	誰一人取り残さない～SDGsがめざすもの～	京都市長 門川 大作 明治学院大学国際学部教授 阿部 浩己 世界人権問題研究センター所長 坂元 茂樹 大阪経済法科大学国際学部准教授 菅原 絵美 世界人権問題研究センタープロジェクトチーム5リーダー 薬師寺 公夫	講義
3	令和元年7月9日	ハートピア京都	グローバルなインターネット企業と個人の権利	世界人権問題研究センター研究員 曾我部 真裕	講義
4	令和元年7月22日	ハートピア京都	差別を維持再生産する装置としての政治制度	同志社大学大学院グローバルスタディーズ 研究科教授 岡野 八代 世界人権問題研究センタープロジェクトチーム5リーダー 弁護士 吉田 容子	講義
5	令和元年8月1日	ハートピア京都	朝鮮通信使と天皇	世界人権問題研究センター研究員 仲尾 宏	講義
6	令和元年8月19日	ハートピア京都	子どもの貧困と人権	世界人権問題研究センター研究員 村井 琢也	講義
7	令和元年9月10日	ハートピア京都	多文化共生と人権について考える～「ひょうたん島問題」を通して～	世界人権問題研究センター研究員 藤原 孝章	ワークショップ
8	令和元年9月20日	ハートピア京都	「男女雇用機会均等法発展史～性差別禁止立法のこれまでとこれから～」	世界人権問題研究センター研究員 青木 克也	講義

9	令和元年10月15日	ハートピア京都	京都・鴨川河原の歴史～「四条河原」「五条河原」に生きた人びと～	世界人権問題研究センター研究員 下坂 守	講義
10	令和元年10月29日	ハートピア京都	在日コリアンの歴史・現状、多文化共生、東九条の成り立ち	特定非営利活動法人京都コリアン生活センターエルファ事務局長 南 珣賢 特定非営利活動法人東九条まちづくりサポートセンター まめもやし事務局長 村木 美都子 人権問題研究センター研究員 山本 崇記	フィールドワーク
11	令和元年11月22日	ハートピア京都	外国人労働の受け入れと人権	世界人権問題研究センタープロジェクトチーム5リーダー 薬師寺 公夫	講義
12	令和元年12月13日	ハートピア京都	海に渡った被差別民	世界人権問題研究センター研究員 関口 寛	講義
13	令和2年1月24日	ハートピア京都	死刑と人権～死刑をどう考えるか～	世界人権問題研究センター理事長 大谷 實	講義

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	・新任の指導者・主任には、効果的に研修が実施できるよう関連情報の提供と研修の企画や実践方法の習得をねらいとした研修を行うこととし、グループ討議や演習も取り入れながら様々な参加型研修の実施方法を取りあげた。
⑬ 参加状況について	・職場研修指導者・主任として指定している職員235人中、延べ185人の参加があり、指導者としての資質向上を図った。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	・指導者・主任（新任）研修のアンケートでは、「職場研修指導者としての職務や職場研修の位置づけ等について理解する事ができた。」「グループワークにより自分の考えだけでなく、他の方の意見を伺いながら反映させ、様々な人権についても学ぶことができた。」などの感想があり、指導者研修の成果としての職場研修の実施状況は次のとおりであり、職務を通じた課題や時宜を得た問題等をテーマとして取り上げ、指導者としての役割をより認識できているものと思われる。 （職場研修実施回数と受研者数：67回 4,571人 研修技法：講義、討議、ワークショップ、フィールドワーク、DVD上映等）

【知事直轄組織（職員長）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	京都府職員人権問題職場研修	② 担当課（室）	職員研修・研究支援センター
② 研修設定の意図及び具体的目標	<p>京都府職員に対してあらゆる機会を捉え、人権問題への正しい理解と認識を深めていくため、職員研修・研究支援センターにおける研修とともに、各職場においても職務を通じた人権問題研修を実施する。</p> <p>職場研修は本来、それぞれの職場において全ての管理・監督者（リーダー）が日常の業務遂行の中で実施していくものであるが、人権問題に関しては、この積極的推進を図るため、人権問題に特定した「人権問題職場研修指導者及び主任」を配置しており、この指導者が中心となって、各部局や地方機関の職務等の実態を踏まえ、現地・現場に即した人権問題研修を実施していく。</p>		
④ 対象者	全職員	⑤ 参加者数※	延べ 4, 571人
⑥ アンケート実施有無	有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	平成31年4月～ 令和2年3月	各所属	・人権尊重の理念、人権問題の本質、人権行政の動向、同和問題、女性、子ども、外国人、障害のある人等、個別の様々な人権問題の現状・課題等について、現場の現状に即してテーマを設定。	各所属の人権問題職場研修指導者等の庁内講師及び学識経験者等外部講師	講義、ワークショップ、現地研修、その他(DVD上映等)

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマの選定については、同和問題、女性、子ども、外国人（ヘイトスピーチ）、障害者、高齢者、インターネットと人権、ハラスメントなど各職場において、様々な人権問題から業務に関連の深い身近な課題まで多岐にわたるテーマを設定し、実施している。 ・また、人権問題職場研修指導者等が受研した内容を基に、本人が講師となって研修を行うなどの取組も行われている。 ・研修手法については、グループ討議、ワークショップ、フィールドワークなど様々な参加型手法の活用も見られる。
⑬ 参加状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・部局等の集合研修については、より多くの職員が参加できるよう2回以上実施するなど、それぞれの職場で開催方法等を工夫しており、計67回、延べ4, 571人の職員が参加している。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの職務や地域の実情に関連した課題など様々な視点からテーマを取り上げるとともに、参加・体験型手法や映像資料も活用しながら研修を実施し、人権問題への正しい理解と認識を深めている。 ・各職場からは、外部講師の選定や研修企画能力、参加型研修の実践能力向上のための情報提供の要望もあり、一層効果的な研修のため、さらなる工夫が必要である。

【危機管理部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	消防職員 初任教育及び幹部教育	② 担当課（室）	消防学校
③ 研修設定の意図及び具体的目標	「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標に基づき、本校においても消防職員の初任教育及び幹部教育に人権教育を取り入れ、消防職員の人権問題に対する正しい理解と知識の向上を図ることを目的に実施している。		
④ 対象者	消防職員（初任科：52名、中級幹部科：17名）	⑤ 参加者数※	69名
⑥ アンケート実施有無	○有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	令和元年5月22日、29日、6月5日	消防学校	手話研修	京都市手話講師派遣センター	講義、手話体験
2	令和元年7月12日	消防学校	視覚障害者の現状等について	（公社）京都府視覚障害者協会	講義、視覚障害体験
3	令和元年11月13日	消防学校	生活の中で気づく人権問題	京田辺市人権啓発推進課職員	講義、ワークショップ

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	消防職員が業務を遂行する上で、人権問題について幅広い知識を習得する必要があることから、本校が実施する初任教育及び幹部教育に組み入れ実施した。初任教育では、聴覚障害のある方に話かけることを目標として、職員が2人1組になっての手話体験を実施したほか、視覚障害体験を通じて、視覚障害者の現状を学んだ。また、幹部教育では、ワークショップ形式でイラストや動画を見てグループ発表をさせることにより、生活の中で人権問題が身近に感じられるような配慮をして、人権問題への理解を促した。
⑬ 参加状況について	消防職員 初任教育生（52名）及び幹部教育 中級幹部科受講生（17名）
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	アンケート結果は、ほとんどが理解しやすかったとの回答を得た。また、講義方法についても、手話体験、視覚障害体験及びワークショップ形式を取り入れるなど、さまざまな工夫を行った結果、今後の消防業務を遂行する上で大いに役立つ研修であるという意見が多かった。

【総務部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
個人情報保護推進事業		随時	<p>(1) 事業の目的・概要 個人情報保護制度に係る啓発等の実施</p> <p>(2) 内容 ○事業種別 啓発</p> <p>○対象者及びその数、テーマ等、事業規模</p> <p>①府ホームページ等における啓発 ・京都府の個人情報保護制度の概要、運用状況及び個人情報保護法の制度等</p> <p>②府の担当者に対する研修・啓発 ・京都府の個人情報保護制度の概要及び個人情報の取扱いに当たっての留意点等 ア 新規採用職員研修（京都府職員研修・研究支援センター 約200名出席） イ 新規採用臨時職員等研修（京都府職員研修・研究支援センター 約40名出席） ウ 文書主任研修（京都府職員研修・研究支援センター及び京都府福知山総合庁舎 約100名出席） エ 教育庁職員研修（京都産業大学むすびわざ館ほか 約450名出席）</p> <p>③府内大学生に対する講義 ・京都府の個人情報保護制度の概要等（情報公開制度と併せて説明） （龍谷大学経済学部「地方自治論」 約100名出席）</p> <p>(3) 評価 個人情報の漏えい等の事案が連日報道される中、府においても複数の事案が発生しているところであり、職員等に対し京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）の基本的事項の周知を図る必要がある。 今後とも各種研修等の機会を活用し、最近の個人情報漏えい事案や不適切取扱い事案の実例を紹介し、重点的に注意喚起を行うなど、条例に基づく個人情報の適正な取扱いの周知徹底に努めることとする。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	政策法務課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
社会の変化等による課題（個人情報）			

【総務部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進するもの</p> <p>(2) 内容 ○事業種別 広報・啓発 ○テーマ等 1 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）における啓発活動 ・府庁において啓発パネルを展示 ・府庁旧本館をブルーにライトアップ ・府民だより、ラジオ、京都駅前電光掲示板等による周知 ・法務省作成の啓発週間周知ポスターの掲示</p> <p>2 その他 ・府ホームページによる周知 ・「京都ヒューマンフェスタ2019」での映画上映会及び啓発パネルの展示 ・国の拉致問題対策本部作成の拉致問題啓発ポスターの掲示 ・人権強調月間にあわせて4総合庁舎において啓発パネルを展示</p> <p>(3) 評価 ① 効果 拉致問題解決のために、国民の関心をより一層喚起し、世論を高めていくことが重要だが、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に幅広く啓発活動を行うことで、府民に関心を持ってもらう機会となった。 映画上映会の際に実施したアンケートでは、拉致問題への理解や関心が大変深まった／深まったと回答した来場者が8割であった。</p> <p>② 課題・今後の方向性 拉致問題解決のためには、国民一人一人が関心を持ち続けることが重要であり、拉致問題の現状や解決に向けた取り組みについて、府民への啓発を継続して行うことが必要。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	総務調整課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
さまざまな人権問題			

【総務部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
府公用封筒による啓発		通 年	(1) 事業の目的・概要 (2) 内 容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 【標語】「知ろう 守ろう 考えよう みんなの人権」を府公用封筒に印刷 ○事業規模 【数量】年間403,800枚 (3) 評 価 ①京都府の人権に係る基本姿勢について、広く不特定多数の者に伝えることができた。 ②封筒のフタ部分への印刷のためスペースが狭く、改良の余地は少ないため、現在の取組を継続して実施
新規・継続	継続		
担当課（室）	入札課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	③効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【政策企画部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
公益財団法人世界人権問題研究センター 運営助成		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 公益財団法人 世界人権問題研究センターの運営に対して助成する。 〔センターの目的〕 人権問題について世界的視野に立った調査・研究を行い、広範な学問分野で研究機関・研究者と連携交流を促進することにより、国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 内 容 〔センターが行う主な事業〕 (1) 人権問題に関する調査・研究及び国際的な学術交流の推進 (2) 人権問題に関する文献・資料等の収集と提供 (3) 研究成果の公表のための図書の刊行及び講演会の開催等 (4) その他法人の目的の達するために必要な事業</p> <p>(3) 評 価 ① 効 果 研究成果については、季刊誌や研究紀要としてとりまとめたほか、人権大学講座、人権問題シンポジウムなどセンターの主催事業や人権学習出前講座、京都府・府内市町村等からの依頼による研修講師派遣や人権啓発原稿の執筆などを通じて、研究成果を府民に還元している。</p> <p>② 課題・今後の方向性 人権大学講座の受講者の増加など、引き続き時宜に適った研究テーマ選択や成果の府民への還元を行う。</p>
新規・継続等	継続		
担当課（室）	企画総務課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	調査・研究成果の活用		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民環境部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
犯罪被害者等支援活動推進費		通 年	<p>[事業の目的・概要] 社会全体で犯罪被害者等をサポートできる環境づくりを推進するため、サポートチームによる総合的な支援と併せ、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図る。</p> <p>[内 容] ①市町村の相談窓口の充実と担当者の資質向上（R1実績1回開催 40人参加） ・犯罪被害者等支援施策担当者市町村研修会 対象者：市町村担当者等 テーマ：犯罪被害者等支援のための多機関連携の重要性について～横浜市における取組から～ 講師：横浜市民局人権課 犯罪被害者等支援担当 木本 克己 ②犯罪被害者等への理解を促進するための広報啓発 ・いのちのメッセージ展（R1 11/17 京都テルサで開催 550人入場） 対象者：京都府民 ・ホンデリング・プロジェクト 犯罪被害者等支援に係る理解の促進と意識の向上を図ることを目的に、府職員や府民から書籍の寄贈を募る。寄贈された書籍を専門業者に売却し、売却代金を犯罪被害者支援センターに寄附する（R1実績 寄附冊数 25,828冊、寄付金額 512,639円） ③中高生等を対象とした「いのちを考える教室」の実施（R1実績 12校実施 3,463人参加） 対象者：府内の中高生、保護者、教職員 講師：京都府犯罪被害者支援サポートチーム 岩城 順子 犯罪被害者遺族 青木 和代 ④公益社団法人京都犯罪被害者支援センターへの支援</p> <p>[評 価] ・担当者研修会については、異動により定期的に担当者が変わるため、参加者の経験に差がありテーマを絞ることが難しい。引き続き定期的に開催し実りある研修に向けてテーマの選定等にも工夫をしていく。 ・広報啓発については、多くの府民に命の尊さ・大切さを感じていただくとともに犯罪被害者や交通事故等により被害に遭われた方々等の現状や被害者支援の重要性への理解を深めることができた。簡単に参加できるホンデリング・プロジェクトを引き続き府民に周知し、プロジェクトに参加いただくことで犯罪被害者等を身近に感じていただき、犯罪被害者等が日常に戻る支えにつながる。 ・いのちを考える教室については、15校での開催を目標としていたが、12校での開催となった。趣旨に賛同し繰り返し開催する学校がある一方、開催したことがない学校も数多くあり、引き続き事業の浸透を図っていく。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	安心・安全まちづくり推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校・地域社会		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員 警察職員・公務員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法 相談機関連携充実 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

【府民環境部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	犯罪被害者等支援施策担当者市町村研修会	② 担当課（室）	安心・安全まちづくり推進課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	市町村の相談窓口の充実と担当者の資質向上		
④ 対象者	市町村担当者等	⑤ 参加者数※	40人
⑥ アンケート実施有無	有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	令和元年5月8日	福利厚生センター	犯罪被害者等支援のための多機関連携の重要性について～横浜市における取組から	講師：横浜市市民局人権課 犯罪被害者等支援担当 木本克己氏	講演・グループワーク

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	目的に適した内容であった
⑬ 参加状況について	市町村職員40人
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	各市町村の担当者のスキルアップ 市町村、関係機関担当者の顔の見える関係作り

【府民環境部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
再犯防止施策の推進		通 年	<p>[事業の目的・概要] 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例、再犯の防止等の推進に関する法律等に基づき策定した「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」に基づき再犯防止施策を推進し、刑を終えて出所した人等を地域社会が受け入れやすくなる環境の醸成のため、再犯防止施策に対する府民の理解を深める取組を進め、刑を終えて出所した人等が、罪を繰り返さず、地域の一人として立ち直ることができる、心豊かなコミュニティづくりを進める。</p> <p>[内 容] ① 再犯防止啓発月間（毎年7月）における啓発 ・「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」バッジの着用 ※ 社会を明るくする運動に合わせて実施 ・府庁2号館1階ロビーにおけるポスター掲示</p> <p>② 京都ヒューマンフェスタ2019における啓発イベント 日 時：R1. 11. 17 講演テーマ：非行からの立ち直り支援について 講 師：佐田正樹氏（よしもと興業 所属芸人） 概 要：自らの経験を踏まえ、非行から立ち直るために必要な本人の自覚と周囲の人々の支援のあり方や重要性について講演</p> <p>③ 市町村再犯防止担当者会議 日 時：R2. 2. 4 参加者：市町村職員、法務省・矯正施設職員 京都府地域生活定着支援センター職員 内 容：再犯防止推進法・国の計画の概要について 府内の更生保護の取組状況について 京都府における再犯防止の取組状況について 医療・福祉的支援が必要な出所者等の状況について</p> <p>[評 価] 今後の方向性・課題等 ・福祉的支援と連携させることが必要 ・市町村との連携が重要 ・少年の立ち直りには学習支援が必要 ・複雑な家庭環境が背景にあり、親、子両面からの支援が必要 ・国、府、市町村、民間で協力できる体制構築が必要</p>
新規・継続	新規		
担当課（室）	安心・安全まちづくり推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	すべての項目を包括		
特定職業従事者	〃		
人権教育・啓発の推進方策	〃		
解決に資する人権問題等			
さまざまな人権問題（刑を終えて出所した人等）			

【府民環境部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
男女共同参画審議会開催費		通 年	<p>[概要]</p> <p>京都府男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づき策定した「KYOのあけぼのプラン（第3次）後期施策－京都府男女共同参画計画－」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき施策を総合的かつ円滑に推進</p> <p>[内 容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会の開催（審議会1回・計画改定部会4回） ・男女共同参画推進本部推進員会議の開催（1回） ・男女共同参画に関する意見交換会の開催（1回） <p>[評 価]</p> <p>社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、平成27年度に施策の見直しを行った、「KYOのあけぼのプラン（第3次）後期施策」の進捗状況の確認と推進、さらに、現行計画の改定について審議した。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	すべての項目を包括		
特定職業従事者	〃		
人権教育・啓発の推進方策	〃		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民環境部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
京都ウィメンズベース事業費		通年	<p>[概要]</p> <p>「輝く女性応援京都会議」のもと、労働局・府・京都市・経済団体が一体となって運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」において、中小企業における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を重点的に支援</p> <p>1 京都ウィメンズベース概要</p> <p>(1) 開設日・場所 平成28年8月26日開設、京都御池第一生命ビル8F</p> <p>(2) 運営主体・事務局 輝く女性応援京都会議（事務局：京都労働局・京都府・京都市・京都商工会議所）</p> <p>(3) センター長 中西 たえ子（京都商工会議所女性会直前会長）</p> <p>[実施事業]</p> <p>(1) 「女性活躍・WLB企業応援チーム」による中小企業支援 社会保険労務士やキャリア・コンサルタントの資格を持つ「女性活躍・WLB推進マネージャー」により構成される「女性活躍・WLB企業応援チーム」が、中小企業に対して、「女性活躍推進法」に基づく事業主行動計画の策定と実行、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証の取得に向けた取組の支援及び企業が取り組む働きやすい職場環境の整備を支援</p> <p>(2) 京都ウィメンズベース・アカデミー 企業や社員が、研修・交流・政策立案・実践を行う場として、「京都ウィメンズベースアカデミー」を運営し、経営者、管理職・人事担当者、女性社員、学生等あらゆる層を対象とした女性人材育成研修を実施。</p> <p>(3) 輝く女性応援京都会議の運営 平成28年3月に策定した「京都女性活躍応援計画」に掲げる取組の実施状況の点検・評価、新たな取組の検討等を実施。</p> <p>[評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の女性社員のキャリア意識の向上、企業の枠組を超えた交流機会の創出に寄与 ・在宅勤務等の女性活躍・働き方改革に有用な新たな制度の導入を支援 ・積極的に広報周知に取り組み、オール京都でさらに女性活躍の機運が高まった。
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要	要
輝く地域女性活躍推進事業費		通年	<p>[概要] 広域振興局単位に設置した「輝く応援女性京都会議」の地域会議において、地域における人材育成や取組の掘り起こし、地域で活躍する女性の好事例の情報収集と発信、さらなるネットワークの構築と課題解決のための相互連携の推進コーディネート等を行い、府内全域で女性活躍の場を創出</p> <p>[地域会議構成団体] ・府・市町村・女性団体・商工団体・農林水産団体・NPO等</p> <p>[内容] ・地域会議の開催 ・市町村、商工団体、大学等との連携によるネットワークの形成及び新たな取組の創出等</p> <p>[対象] 京都府民</p> <p>[評価] 各地域の課題について意見交換を行うとともに、地域で活躍する女性団体間につながりが形成され、地域における女性活躍の促進に寄与した。</p>	
新規・継続	継続			
担当課（室）	男女共同参画課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	地域社会			
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法			
解決に資する人権問題等				
女性				

事業名		実施時期	概要	要
輝く女性応援補助事業費		通年	<p>[概要] すべての女性が輝く京都づくりを推進するため、地域・職場で女性が輝くための取組経費に対する補助</p> <p>[内容] (1) 補助対象者 女性が輝くための取組を提案する個人、グループ、企業（地域） 事業主行動計画を策定した中小企業、企業グループ（職場）</p> <p>(2) 補助率 2/3（地域・職場）</p> <p>(3) 補助上限 1件 300千円（地域・職場）</p> <p>(4) 採択方法 事業提案を募集し、京都府が選考</p> <p>(5) 補助件数 (i) 地域の女性が輝くための取組への助成 助成件数：24件 (ii) 職場の女性が輝くための取組への助成 助成件数：7件</p> <p>[評価] 女性の活躍を推進する団体に対して活動を支援することにより、地域や職場における女性活躍への機運を高めた。</p>	
新規・継続	継続			
担当課（室）	男女共同参画課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場			
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策				
解決に資する人権問題等				
女性				

【府民環境部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
マザーズジョブカフェ推進費		通 年	<p>[概要] 子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援</p> <p>[内 容] ・就業相談や保育相談の実施 利用者数：延べ 25,705人 就職内定者：1,340人 ・就職活動中で保育を必要とされる方への一時保育 ・北京都ジョブパークマザーズジョブカフェの運営、巡回相談の実施 利用者数：延べ 3,126人 就職内定者 185人 ・再就職に向けた、仕事と子育ての両立に役立つ情報の提供やパソコン講座等を実施</p> <p>[対 象] 京都府民（女性）</p> <p>[評 価] 子育て期を中心とした女性の就業支援施設として、女性の再就職及び仕事と家庭の両立に寄与している。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
保育ルーム設置促進事業費		通 年	<p>[概要] 子育て中の乳幼児の保護者が安心して積極的に社会活動に参加することができるようにするため、京都府が実施する行催事等に「保育ルーム」を設置する。</p> <p>[内 容] ・対象行事 府主催（府が団体等に委託して実施するものを含む。）の講演会、各種試験、職業訓練、イベント等の行催事で、事前に参加者から保育ルームの申込みを受け付ける事業（民間主催事業は対象外） ・対象施設 事業実施担当課が実施会場に保育ルームを確保</p> <p>[対 象] 各イベント参加者</p> <p>[設置件数] 127件 （参考：30年度 305件）</p> <p>[託児数] 335人 （参考：30年度 932人）</p> <p>[評価] 子育て中の女性が就職支援講座・セミナー等を受講する際に利用するなど女性の就業支援、社会参画に寄与している。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要	要
男女共同参画センター運営助成費		通 年	<p>〔概要〕 府の男女共同参画の推進に関する拠点施設である京都府男女共同参画センターの運営等に対して助成</p> <p>〔評価〕 男女共同参画推進条例に基づく拠点として、女性の起業・NPO創設などのチャレンジ支援に関する事業や関係団体等の交流支援、また、男女共同参画の視点での防災支援事業など、府における男女共同参画の推進に寄与している。</p>	
新規・継続	継続			
担当課（室）	男女共同参画課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場				
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策				
解決に資する人権問題等				
女性				
事業名		実施時期	概要	要
情報提供事業費		通 年	<p>〔概要〕 京都府男女共同参画センターの情報提供機能等を充実</p> <p>〔内容〕 ・男女共同参画社会づくりのための情報発信（チラシ、HP、メールマガジン等） ・男女共同参画に関する資料等の収集、発信</p> <p>〔評価〕 府民の人権についての学習機会の確保に寄与した。</p>	
新規・継続	継続			
担当課（室）	男女共同参画課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場				
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策				
解決に資する人権問題等				
女性				

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
女性相談事業費		通 年	<p>[概要] 女性が抱える様々な問題解決のための女性に関わる問題全般、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施</p> <p>[内 容] ・女性相談(夫婦、親子関係、地域の間人関係、DV等、女性が生活の中で直面する悩みの相談 電話、面接：各週2回実施) ・労働相談(待遇や労働条件、セクハラ等、女性が仕事をする上で直面する悩みの相談 電話、面接：各週4回実施) ・女性のための法律相談(DV、離婚等、身近な法律上の問題についての相談 面接：月2回実施) ・女性のためのカウンセリング(性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート 面接：週1回実施)</p> <p>[会 場] 京都府男女共同参画センター</p> <p>[評 価] 深刻な悩み相談も多く、引き続き相談やカウンセリングを実施していく必要がある。 また、相談内容を踏まえ、支援については京都ジョブパークマザーズジョブカフェや京都府家庭支援総合センター等の関係機関とも連携しながら対応し、女性の悩みの解決と社会参画に寄与している。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
ドメスティック・バイオレンス対策事業費		通 年	<p>[概要] DV（ドメスティック・バイオレンス）を防止をするため、DVに対する正しい理解のための啓発や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施</p> <p>[内 容] ○DV被害者自立支援グループワーク 参加者：府南部地域で3回×2クール実施 33名 府北部地域で3回実施 24名 （計 57名） ○DV防止啓発講座 参加者：府南部地域で1回実施 32名 府北部地域で1回実施 22名 （計 54名） ○デートDV防止啓発講座 参加者：府南部地域の高等学校で1回実施 112名 府北部地域の中学校で1回実施 58名 （計 170名） ○加害者更正プログラム ・加害者更正のための個別カウンセリング 期間：令和元年10月～令和2年3月、各月2回程度実施 参加者：9名（男性） ・支援員養成講座 4回実施 ○相談ネットワーク会議 2回開催 ○集中啓発活動の実施 令和元年度「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」（11/12～25）として、パープルリボンキャンペーン2019（京都駅前街頭啓発を行うと併に、京都タワーおよび京都府庁を紫色にライトアップし、配偶者等による暴力の根絶を呼びかける）や、府内一斉街頭啓発を実施。 ○DV啓発資料の作成・配布 DV防止啓発カード・デートDV防止啓発カード各3,000部、カードケース800部作成 ○DV防止啓発ニュースの作成・配布 27,000部作成。府内各市町村、関係団体等に配布。 ○配偶者などからの暴力に関するネットワーク京都会議 全体会議1回開催、実務者会議3回開催、シンポジウム1回開催。</p> <p>[評価] DV基本計画第4次策定に伴い、若年層への予防啓発・加害者更正を行い啓発を強化し、若者や男性へのDVに関する理解を促進した。今後も従来の取組と併せて多様な視点からの啓発強化を行い、DV防止や被害者の自立支援に寄与していく。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備、効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性、子ども、高齢者、外国人、犯罪被害者等			

【府民環境部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
高年齢者等雇用環境整備事業費 （内職者団体補助）		通 年	<p>[概要] 内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成</p> <p>[助成対象] 3団体、2市</p> <p>[評価] 内職者の労働条件の向上と生活安定に寄与した。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			
事業名		実施時期	概要
地域団体育成費		通 年	<p>[概要] 府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワークづくり事業等に対して助成</p> <p>[助成対象] 5団体</p> <p>[評価] 広域的な活動を行う女性団体の各種事業に助成することにより、女性団体のみならず、広く府民の人権意識の高揚に寄与した。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
KYOのあけぼのフェスティバル開催費		11月2日	<p>〔概要〕 多世代が参画するワークショップ等幅広い府民の参加と協働による「KYOのあけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画を推進。 また、女性の能力発揮を促すための顕彰事業を実施。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する講演 ・「京都府あけぼの賞」の授与 ・ワークショップあけぼのバザール ・ミニライブ ・スタンプラリー ほか <p>〔会場〕 ホテルルビノ京都堀川</p> <p>〔参加者〕 約1,000名</p> <p>〔評価〕 男女共同参画社会の実現に向けて、女性を中心とする幅広い府民の参加と協働によるフェスティバルを開催し、男女共同参画の具体的なイメージの浸透を図るとともに、人権意識の高揚に寄与した。スポーツをテーマにした講演やワークショップの開催によって、参加者にも活気がみられ、より楽しんで男女共同参画の推進や府内地域間の交流・ネットワークの拡大を図ることができた。今後も、通年の課題である若い世代や男性の参加を促すよう企画・実施していく。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
女性リーダー育成事業費 (京都府女性の船事業)		5月25日	<p>地域づくり・NPO活動等に関心のある女性や、職場でさらに能力を発揮したい女性に、学習とネットワーク構築の機会を提供し、地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍する女性リーダーを育成する。</p> <p>[内 容] 事前研修、現地研修（船内及び訪問先）、事後研修 （講義、課題別グループ学習・発表、訪問地の女性との交流等）</p> <p>[訪問先] 北海道</p> <p>[対 象] 京都府内に居住又は勤務する概ね20歳以上の女性100名を募集</p> <p>[概 要] 地域づくり・NPO活動等に関心のある女性や、職場でさらに能力を発揮したい女性に、学習とネットワーク構築の機会を提供し、地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍する女性リーダーを育成</p> <p>[内 容] 事前研修、現地研修（船内及び訪問先）、事後研修 （講義、課題別グループ学習・発表、訪問地の女性との交流等）</p> <p>[参加者] 64名</p> <p>[評 価] 府内各地域で活動している女性が、男女共同参画社会の形成に向けた諸課題について学習・交流を深め、さらに個人や団体間のネットワークを構築をすることにより、修了後も情報の共有を図ると共に地域で多彩な活動を展開している。修了生で構成される京都府女性の船「ステップあけぼの」加入者が、各地域リーダーとして各地域で地域活動等を実践し、活躍している。</p>
新規・継続	継続	6月7日～ 6月10日	
担当課（室）	男女共同参画課	7月6日	
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
消費者あんしんサポート事業		通 年	<p>消費生活相談の迅速な解決に向けた市町村相談窓口の支援や様々な団体と連携した地域での消費者見守り活動の強化等により、府民の安心・安全な消費生活を実現する。</p> <p>【内容】</p> <p>①府や市町村等が主体となったイベントの開催や見守り人材養成等の「特殊詐欺等被害ゼロ・ミッション」の実施 (①実績) イベントの実施：府内4箇所で開催 参加者計760名 見守り人材養成：府内4箇所で開催 参加者計213名</p> <p>②成年年齢引下げを見据えた啓発イベントの実施や、若年者に向けた消費者教育の普及を促進 (①実績) イベントの実施：1回 参加者約200名 消費者教育教員研修（出講） 2回 参加者70名</p>
新規・継続等	継続		
担当課（室）	消費生活安全センター		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
消費者被害防止			

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権啓発イメージソング活用事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 世界人権宣言65周年記念として平成25年に制作し、「いじめや虐待などをなくし、お互いを支え合うことの大切さ」を訴える人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」と、平成28年に制作した子ども向けサブソング「えがおのおくりもの」を歌い広める活動を通して、人権尊重精神の浸透を図る。</p> <p>(2)内 容 ◆『「世界がひとつの家族のように」広め隊』の活動 〔事業種別〕 イベント開催 〔対象者〕 一般府民 〔内 容〕 『「世界がひとつの家族のように」広め隊』によるイメージソングPRイベントの実施等（学生との連携の取組）（実施回数：26回、参加人数：延べ11,439人） ◆人権啓発ユニット派遣事業 〔事業種別〕 他主体との連携（イベント開催） 〔対象者〕 府内市町村 〔内 容〕 人権啓発イメージソングなどのミニコンサートや絵本のひろばやペーパークラフトコーナー、紙芝居の上演、映画の上映等で構成するユニットを、市町村の啓発イベント等へ派遣（実施回数：5回、参加人数：延べ835人）</p> <p>(3)評 価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） 京都府人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」や子ども向けサブソング「えがおのおくりもの」を活用し、音楽をとおして、各地の特色や校種間の特性を活かしながら、人権について考えるきっかけを作るといふ啓発事業を進めてきた。 参加者からは、「詩を読んでもらって、どんな思いで詩を書かれたのかがわかりました。」「歌詞を朗読してみると、すごく感動する歌詞だなと思い、泣けてくるような、やさしくて、ぬくもりを感じる歌でした。」などの感想をいただいている。 今後は、さらなる周知を図るため、活動実績の少ない地域におけるイベントや人権学習の機会での活用を周知するとともに、Web配信を行っていきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園等、学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権啓発に関するホームページ		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、府ホームページ及び人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」で、京都府及び京都人権啓発推進会議の取組に係る情報を提供する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対象者〕 一般府民（主に府内各職場の研修指導者等を想定） 〔掲載内容〕</p> <p>◆府ホームページ ①京都府人権教育・啓発推進計画（第2次） ②京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の開催状況</p> <p>◆人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」 ①人権啓発事業、関係する市町村行事等の案内 ②人権に関する法律・制度等の紹介 ③人権啓発資料の紹介 ④相談窓口案内 ⑤京都人権啓発推進会議の取組紹介（イベント、コンクール、ラジオ等） ⑥人権啓発イメージソング（歌の紹介、広め隊の活動等）※今年度よりHPを統合</p> <p>(3)評 価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） ○平成29年3月に開設した「京都人権ナビ」に人権啓発に関する様々な情報や人権相談の日程等を掲載。更新も頻繁に実施しており、情報の質・量・鮮度ともに一定の水準を維持。今年度、イメージソングHPを「京都人権ナビ」に統合し情報発信を強化した。 ○資料を視覚的に検索しやすくしており（冊子資料のPDFや映像資料のYoutube動画の添付等）、「京都人権ナビ」を介した啓発冊子の提供、パネル、DVDの貸出等の円滑化に寄与。 ○令和2年3月3日に「京都人権ナビ」において「新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等をなくしましょう（お願い）」を掲載するとともに「相談窓口」等を紹介。 ○今後とも、頻繁な更新により情報の鮮度を維持するとともに、タイムリーな内容の啓発を掲載するなどして、掲載内容の充実を図っていきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概	要	
啓発資料等作成・配布					
新規・継続	一部新規		名称	評価（「効果」と「課題・今後の方向性」等）	
担当課（室）	人権啓発推進室		人権口コミ講座	人権に関する様々な話題を取り上げた新聞広告記事「人権口コミ情報」を活用した啓発冊子 【作成数量】15,000部【作成時期】3月 【主な配布先】市町村、府関係施設、推進会議構成団体	冊子の提供依頼の連絡が多数あり、研修会等で配布されるなど、各種人権教育・啓発で活用されている。今後もその時期に応じたテーマを採用していきたい。
人権教育・啓発の対象・手法等			内容		
人権教育・啓発の場			じんけんめぐりえ	幼少者向けに芸術系大学の協力を得て作成した人権尊重に関する啓発資料の配布 【作成数量】8,500部【作成時期】4月・8月 【主な配布先】イベント、市町村、学校・幼稚園	京都府私立幼稚園連盟園児大会やイベント等において配布を行っている。親子で楽しんで取り組んでもらうなど、幼児向けの啓発資料として、効果的なアイテムとなっている。今後も幼児向け啓発に寄与できるよう内容の見直しを行いたい。
特定職業従事者					
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備				
解決に資する人権問題等					
人権全般			啓発ポスター	「人権週間」（12月）に人権尊重に係る社会的機運を醸成することを目的として、人権擁護啓発ポスターコンクール知事賞作品を活用したポスター 【作成数量】2,000部【作成時期】11月 【主な配布先】市町村、府関係施設、推進会議構成団体、学校等	毎年、多くの学校から多数の作品が応募されている。作品の中には、色使いや構成の工夫だけでなく、「思いやり」をテーマとしたメッセージ性の強い作品も多数見られる。今後も作品を活用したポスターを作成していきたい。
			人権カレンダー2020（点字版）	人権擁護ポスターコンクール優秀作品を活用した月めくり壁掛けカレンダー 【作成数量】3,000部【作成時期】11月 【主な配布先】市町村、府関係施設、推進会議構成団体、障害児（者）施設、学校、入賞者等	小・中・高校生が制作した作品が活用されていることによる「親しみやすさ」とともに、児童・生徒が点字に触れ、学ぶことのできる身近な教材として活用されている。今後も作品を活用したカレンダーを作成していきたい。
			京都府人権相談窓口	人権に関わる相談窓口周知のためのパンフレット ※令和元年度の作成なし。	新年度における組織変更等に対応するため、作成時期を3月末から4月に変更した。（※令和元年度の作成なし。）
			大学と連携した短編啓発動画	芸術系大学と連携、学生が短編人権啓発動画の作成を通じて人権について考える機会を創出 【作成数量】4作品【作成時期】3月 【主な上映場所】イベント、デジタルサイネージ	大学研究教育と協同し、「多文化共生」をテーマとした啓発動画を制作した。イベントやデジタルサイネージの上映に活用し、沢山の方に鑑賞していただいた。令和2年度は作成した啓発動画を京都人権ナビに掲載し、活用していきたい。

同和問題と人権 ～部落差別のない社会～	同和問題（部落差別）の概要、これまでの取組の経過、現状・課題等について解説した啓発冊子 【作成数量】3,000部【作成時期】3月 【主な配布先】市町村、推進会議構成団体等	同和問題（部落差別）に関する正しい情報の発信を目的に平成29年度作成。追加配布の希望が多かったため、2回目の増刷をした。 今後も研修・イベント等で活用していきたい。
ヘイトスピーチ と人権	ヘイトスピーチの概要、これまでの取組の経過、現状・課題等について解説した啓発冊子 【作成数量】3,000部【作成時期】3月 【主な配布先】市町村、推進会議構成団体等	ヘイトスピーチに関する正しい情報の発信を目的に平成29年度作成。追加配布の希望が多かったため、増刷をした。 今後も研修・イベント等で活用していきたい。

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
街頭啓発		8月 (人権強調月間)	<p>(1)事業の目的・概要 人権強調月間及び人権週間を機に、人権尊重に関する社会的機運を盛り上げることを目的として、国、府内全市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等と連携して、府内各地で街頭啓発を実施する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕周知・啓発 〔対象者〕一般府民 〔実施概要〕 京都府内各所で啓発物品配布等を実施 ○実施箇所数…56箇所（8月：30箇所、12月：26箇所） ○参加者数…延べ約1,243人（8月：約624人、12月：約619人） ○配布物品…8月：人権メッセージ入りウェットティッシュ等、12月：人権メッセージ入りマイクロファイバークロス等 〔実施体制〕京都市内：京都人権啓発推進会議構成団体等により実施 府広域振興局管内：各広域振興局ごとに編成した実施組織により実施</p> <p>(3)評 価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） 府内全域において、国や市町村など関係行政機関と経済団体・福祉関係団体が広く連携し、府民に人権尊重の理念を直接訴えかけている取組であり、人権尊重に係る社会的機運を醸成することに役立っている。 メイン会場である京都駅前では、人権啓発イメージソングの合唱や大学生等（広め隊）の自主的な取組（ハートフルコンサート）を併せて行い、駅利用者に対してより積極的に「人と人とのつながりの大切さ」を訴えかけた。 令和2年度は、withコロナ時代にあわせた手法等を検討し、実施していきたい。</p>
新規・継続	継続	12月 (人権週間)	
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
新聞意見広告		5月 (憲法週間)	<p>(1)事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「憲法週間」、「人権強調月間」、「人権週間」に人権を尊重することの大切さなどを訴えかけるため、新聞に啓発記事を掲載する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対象者〕 一般府民 〔掲載内容〕 人権尊重に関するメッセージ、人権相談開催告知 など ・5月：外国人（多文化共生） ・8月：インターネット ・12月：人権に関する相談窓口 〔掲載紙等〕 ・5月（憲法週間）： 京都新聞（15段） ・8月（人権強調月間）： 京都新聞（15段）、朝日・毎日・読売・産経（5段） ・12月（人権週間）： 京都新聞（15段）、朝日・毎日・読売・産経（5段）</p> <p>(3)評 価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） ○府民だよりと並んで、人権に関する情報を広範囲の府民（世帯）に直接届けることができる機会。市町村には実施困難な広域啓発。 ○10月に策定された京都府総合計画における基本計画の分野別基本施策「⑤人権が尊重される社会」の「4年間の対応方向・具体方策」である「府民が人権について学び、交流できる機会を拡充するとともに相談体制を充実します。」を受けて、12月に「人権に関する相談窓口」を掲載。 ○時期に応じたテーマを採用し、より効果的な啓発を行っていきたい。</p>
新規・継続	継続	8月 (人権強調月間)	
担当課（室）	人権啓発推進室	12月 (人権週間)	
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
新聞意見広告〔人権口コミ情報〕		12月 (人権週間)	<p>(1)事業の目的・概要 「人権週間」の啓発事業として、幅広い府民を対象に、人権について考える題材を提供するため、様々な人権に関する身近な話題を取り上げ、(公財)世界人権問題研究センターの協力を得て有識者の解説を加えた記事(全7話)を新聞に掲載する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対象者〕 一般府民 〔掲載内容〕 時々の身近な人権に関わる話題を中心にテーマを選定 ①差別につながるインターネット情報 ②認知症の人やその家族の視点の重視 ③児童虐待防止法等の改正を踏まえて ④犯罪被害者支援から学ぶもの ⑤カミングアウトとアウティング ⑥アイヌ新法—アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現のために— ⑦男女共同参画社会形成に役立つ女性活躍推進法 〔掲載期間〕 人権週間(12/4~10)の京都新聞朝刊に掲載(各話2段)</p> <p>(3)評 価 (「効果」と「課題・今後の方向性」等) 新聞を活用した啓発に加え、記事内容を掲載した啓発資料「人権口コミ講座21」を作成し、様々な機会における啓発に活用。 令和2年度においても、記事が掲載される時期に応じてテーマを検討し、府民等への効果的な広報を行っていきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権啓発ラジオ番組〔FM放送〕 「Voice To You」		4, 5月 7, 8月 10~12月	<p>(1)事業の目的・概要 主に若年層を対象に、人権について主体的に考える機会を提供することを目的に、若者が主たるリスナーになっているラジオ番組において、音楽アーティスト等が人権にかかわるメッセージを発信するコーナーを放送する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対象者〕 一般府民 〔放送局〕 エフエム京都 〔放送内容〕 音楽アーティスト等が人権にかかわりのあるテーマについて、自らの体験や思いをリスナーに語りかけるもの 〔出演者〕 音楽アーティスト等 〔放送回数〕 31回 〔時間枠〕 午後7時15分～7時20分（毎週木曜日）</p> <p>(3)評 価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） 放送局に特設ブログを設置し、聴取者の意見、反応を把握。「どんな人とも同じ接し方をするのが、人間の尊さだと思った。」「何か気遣う事ができないか考えるようになった。」など、好意的な意見が多数寄せられている。 “アーティストが、自らの体験等から人権について語る”という手法から、若年層の感性に訴えかけ、人権に対する気付きのきっかけとして引き続き実施していきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要												
人権啓発ラジオコーナー番組〔AM放送〕 「ほっかほか人権情報」		8月 ～ 10月	<p>(1)事業の目的・概要 情報ワイド番組のパーソナリティと人権問題の解決に取り組むNPO関係者や学識経験者等の対談を通じて、人権問題の現状や課題、解決へ向けた方策等について、情報発信する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対象者〕 一般府民 〔放送局〕 KBS京都 〔放送内容〕 人権に関する正しい知識や最新の情報についての解説 〔出演者〕 NPO法人関係者や学識経験者等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>出演者</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8月</td> <td>京都教育大学 国文学科 教授 浜田 麻里 氏</td> <td>「京都で暮らす外国人への日本語教育支援について」</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>認定NPO法人ひこばえ 理事・事務局長 井上 公子 氏</td> <td>「地域で暮らす～子どもから大人まで、共に集う場所～」</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>NPO法人京都ワーキング・サバイバー 理事長 前田 留里 氏</td> <td>「がんになってもいきいきと輝くために」</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔放送回数〕 8/26、9/30、10/28 計3回 〔時間枠〕 午前9時35分～9時45分</p> <p>(3)評 価 (「効果」と「課題・今後の方向性」等) 様々な人権問題に取り組んでいる方の取組の内容や新たな人権課題を、学識経験者やNPO法人関係者等と番組パーソナリティとの対談形式の放送形式とすることで、視聴者が聞きやすく身近な問題として考えるきっかけとなった。 今後も、府民の主体的意識を養うため、NPO法人等の多様な活動を取り上げて紹介していきたい。</p>		出演者	テーマ	8月	京都教育大学 国文学科 教授 浜田 麻里 氏	「京都で暮らす外国人への日本語教育支援について」	9月	認定NPO法人ひこばえ 理事・事務局長 井上 公子 氏	「地域で暮らす～子どもから大人まで、共に集う場所～」	10月	NPO法人京都ワーキング・サバイバー 理事長 前田 留里 氏	「がんになってもいきいきと輝くために」
	出演者			テーマ											
8月	京都教育大学 国文学科 教授 浜田 麻里 氏			「京都で暮らす外国人への日本語教育支援について」											
9月	認定NPO法人ひこばえ 理事・事務局長 井上 公子 氏			「地域で暮らす～子どもから大人まで、共に集う場所～」											
10月	NPO法人京都ワーキング・サバイバー 理事長 前田 留里 氏			「がんになってもいきいきと輝くために」											
新規・継続	継続														
担当課（室）	人権啓発推進室														
人権教育・啓発の対象・手法等															
人権教育・啓発の場															
特定職業従事者															
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法														
解決に資する人権問題等															
人権全般															

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
京都ヒューマンフェスタ2019		11月17日	<p>(1)事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、人権問題について主体的に学ぶ機会を提供することを目的に、近年顕在化してきている人権課題等テーマを設定し、人権問題に取り組むNPO法人、大学等と連携し、親しみやすい人権啓発総合イベントとして開催する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 イベント開催 〔対象者〕 一般府民 〔目標参加者数〕 約5,300人 〔主催〕 京都府・京都人権啓発推進会議・京都人権啓発活動ネットワーク協議会など 〔会場〕 京都テルサ（京都市） 〔内容〕 ・人権擁護啓発ポスターコンクール表彰式、展示会 ・みんなで歌おう！「世界がひとつの家族のように」「えがおのおくりもの」「きょうと子ども・子育て応援ソング」 ・トークショー（野球解説者 赤星憲広氏） ・犯罪加害者支援（バッドボーイズ 佐田正樹氏 ステージイベント） ・子ども向けイベント、映画上映「若おかみは小学生！」 ・人権関係NPO法人、府民団体等活動紹介（ステージ発表・展示） ・大学と連携した展示等（人権啓発資材提案 等） ・人権啓発パネル展 ・弁護士による人権法律相談、人権擁護委員による人権相談 ・（公財）京都犯罪被害者支援センターによる犯罪被害者相談 ・アイヌ新法取組紹介 ・「生命のメッセージ展in京都」、拉致問題啓発映画アニメ「めぐみ」上映 ほか</p> <p>(3)評 価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） ・生きづらさを抱えた方の人権問題について、気づき、考え、人権問題の解決に向けて行動することの大切さについて、各種のイベントを通じて来場者の方々に広く訴えかけることができた。 ・今回初めて犯罪加害者支援イベントや拉致問題啓発映画上映を行い、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の来場者に、命の尊さやつながり、支え合うことの大切さについて、考えていただく良い機会となった。 ・令和2年度は、withコロナ時代にあわせた手法等を検討し、実施していきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要	要
人権フォーラム		新型コロナウイルス感染症拡大防止により開催を延期	(1)事業の目的・概要 人権について正しい知識を発信し、府民の人権擁護意識の高揚を図るため、(公財)世界人権問題研究センターと連携し、人権フォーラムを開催する。 (2)内 容 [事業種別] イベント開催 [対象者] 一般府民 [開催日] 令和2年3月8日(日)に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により開催を延期した。 [会場] 京都経済センター(京都市) [内容] 「様々な生きづらさ解消～誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して～」 ①基調講演「マイノリティにとってのカミングアウトの困難とその意味」 講師：伊藤悦子氏(国立大学法人京都教育大学教育学部教授) ②取組事例報告 桂木祥子氏(NPO法人QWRC理事) ヤンソル氏(東九条マダン実行委員会実行委員長) 中川理季氏((公財)世界人権問題研究センター専任研究員) ③パネルディスカッション コーディネータ 伊藤悦子氏 パネリスト 桂木祥子氏、ヤンソル氏、中川理季氏	
新規・継続	継続			
担当課(室)	人権啓発推進室			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	地域社会			
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策	調査・研究成果の活用、 国・市町村・民間との連携			
解決に資する人権問題等				
人権全般				

事業名		実施時期	概要	要
人権擁護啓発ポスターコンクール		募集期間 7～9月	(1)事業の目的・概要 小・中・高校生を対象に、人権啓発ポスターの制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うことを目的に絵画作品のコンクールを実施する。 (2)内 容 [事業種別] コンクール [対象者(応募資格)] 府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒(約27万人) [応募者数] 4,465人(参加校数200校) ※30年度4,617人(参加校数193校) [募集目標] 5,000人 [表彰] 知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞、優秀賞及び佳作 [その他] 優秀作品を展示するとともに、啓発資材として作品を活用 (3)評 価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) 府内の小・中・高校生が、ポスターの制作を通じて基本的人権に関する理解を深め、人権尊重の精神を培う機会とし、「優しさや思いやり」を絵画に表現する学習機会として定着している。 毎年多くの学校から多数の作品が寄せられている。 入選作品は、啓発資材(人権カレンダーやポスター)として活用。 令和2年度は、募集作品数の増加を図るために、デジタル作画についても募集対象にすることができるよう募集要項の改正を行う。	
新規・継続	継続			
担当課(室)	人権啓発推進室			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	学校			
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 国・市町村・民間との連携			
解決に資する人権問題等				
人権全般				

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	人権啓発指導者養成研修会	② 担当課（室）	人権啓発推進室
③ 研修設定の意図及び具体的目標	府職員をはじめ、市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等の職員も対象に、職場や地域など府民の身近なところで人権啓発を企画・実施する指導的人材を養成することを目的として研修会を実施する。		
④ 対象者	①府人権啓発指導員・推進員(122名) ②市町村管理職相当職員（各1名程度×26市町村） ③京都人権啓発推進会議構成団体の管理職相当職員（各1名程度×11団体）等	⑤ 参加者数※	240人
⑥ アンケート実施有無	○ ・ 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	令和元年7月25日	京都府立中丹勤労者福祉会館	「外国人労働者問題～技能実習制度から考える～」	岩下康子氏（広島文教大学人間科学部グローバルコミュニケーション学科 講師）	ワークショップ
2	令和元年8月21日	ルビノ京都堀川	①「部落差別をこえて～取材ノートから～」 ②「インターネット上の人権侵害に対する通信業界の取り組み」	①臼井敏男氏（元朝日新聞論説委員） ②桑子博行氏（違法・有害情報相談センター センター長）	講演会
3	令和元年8月23日	ルビノ京都堀川 午前の部と午後の部	「外国人労働者問題～技能実習制度から考える～」	岩下康子氏（広島文教大学人間科学部グローバルコミュニケーション学科 講師）	ワークショップ

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	人権啓発事業を企画・実施する指導的な人材育成のため、講義方式については、日常の中から身近な差別を考へたり、様々な人権問題についての現状や行政の課題、正確な知識を習得し、今後の人権施策等を考えることを目的に実施し、ワークショップ方式については、人権に関わる様々な課題について自分自身の理解を深めると共に、参加型の研修手法も学べる実践的な参加型研修を実施した。
⑬ 参加状況について	京都府人権啓発指導員及び推進員の参加者（本年度の研修を1講義でも受講した者）は延べ110名、市町村については延べ39名、京都人権啓発推進会議等その他の団体については延べ91名が参加。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	アンケートでは、講演会の受研者の内、約82%が今後もこのような研修を行うべきだと答えており、「部落差別の根本的なところが理解できた。」「研修の内容は新しい情報として有益であった。」などの感想が寄せられた。ワークショップについては例年評価が高く、実践的な演習やグループでの活動などを行う中で、「外国人労働者問題や技能実習制度について理解が深まった。」との感想が多く集まった。約96%の受研者より「研修内容は満足いくものだった。」との回答を得た。 今後も、引き続き、指導的な人材を養成する研修会となるよう講師を選定し実践的な研修を実施していきたい。

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会	② 担当課（室）	人権啓発推進室
③ 研修設定の意図及び具体的目標	人権に関する複雑・多様な相談に、各相談機関が連携協力して対応できるようにするため、「府民の人権を守る相談ネットワーク（府庁内組織：平成19年2月設置）」の担当職員の資質や能力の向上、交流促進を目的として研修会を実施する。		
④ 対象者	①府（「府民の人権を守る相談ネットワーク」構成機関）の担当職員（各1名×18機関） ②市町村の人権啓発や相談機関の担当職員（各1名×26市町村） ③国機関の担当職員【法務局、人権擁護委員、労働局】（各1名×3機関）	⑤ 参加者数※	延べ64名（2回実施）
⑥ アンケート実施有無	☑ ・ 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	令和元年7月26日	ホテルルビノ京都堀川	誰もが気持ちよく過ごすために ～相談窓口対応について～	緑川裕子氏（東京都人権啓発センター）	講義及びロールプレイ
2	令和2年2月3日	ホテルルビノ京都堀川	相談活動に活かす対人援助者のセルフケア	中島恵子氏（京都文教大学臨床心理学部 教授）	講義及びWS

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	現場において府民の相談を直接受ける担当職員を対象に、その相談技能や資質向上と、併せて、受研を通して相談機関担当職員間の相互交流、情報交換を通じた相談ネットワークの連携強化を図るため、19年度から開催。
⑬ 参加状況について	延べ64名（第1回29名、第2回35名）が参加。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	本研修会では平成25年度から、グループワーク（ワークショップ形式）による事例検討を取り入れているが、様々な相談機関の職員や市町村の職員、人権擁護委員等が同じグループで話し合うことで、それぞれが持つ知識・経験から活発な意見・情報交換や相互交流が行われている。 他機関との連携構築の観点から、ワークショップ方式を取り入れた。 今後も、受研を通して交流を促進し、相談ネットワークの連携強化を図ることができる研修を実施していきたい。

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権問題法律相談 （京都府人権リーガルレスキュー隊）		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 自身又は関係者に関わる差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、司法的救済を中心に、問題点の整理や解決の方策を弁護士に相談する窓口を設置することで、部落差別や外国籍の方、LGBTの方などへの差別、インターネット上も含む誹謗中傷による人権侵害の防止、被害回復を図る。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕相談窓口 〔対象者〕府民（在勤者、一時滞在者を含む） ○電話相談 〔開設時間〕平日午後（2時間）（月2回） ○面接相談 ※事前予約制 【昼間】〔場 所〕府庁、宇治、亀岡、舞鶴及び峰山の各総合庁舎 〔開設時間〕平日午後（半日） （府庁：毎月1回／総合庁舎：月1回（月替わりで各庁舎を巡回）） 【夜間】〔場 所〕京都弁護士会京都駅前相談センター 〔開設時間〕平日夜間（2時間半）（毎月1回）</p> <p>〔実績〕34件（30年度：21件）</p> <p>(3)評 価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） 裁判等による人権侵害の法的解決が主な目的であるが、被害者等が悩みや困難について弁護士から助言を得ることにより、問題点を整理し、解決の見通しを持つことに活用することも可能。 平成30年度から、面接相談の開設箇所を追加するとともに、新たに電話相談・夜間相談を導入するなど、府民にとってより利用しやすいよう事業の見直しを行った。 また、令和2年3月に作成したチラシに新型コロナウイルス感染症に係る人権相談にも対応する旨を事例として記載。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況により、相談方法の変更を行っていきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実、 国、市町村、民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		
京都人権啓発行政連絡協議会事業		10月 2月	(1)事業の目的・概要 京都人権啓発行政連絡協議会（京都地方法務局（事務局）、近畿財務局京都財務事務所、京都労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局、京都府及び京都市の9機関で構成）の一員として、府内企業（探偵業、結婚相談所含む）を対象に人権問題について正しい理解と認識を深めるために研修会等を実施する。		
新規・継続	継続		(2)内 容 ◆企業対象人権研修会 〔事業種別〕他主体との連携（研修会）		
担当課（室）	人権啓発推進室				
人権教育・啓発の対象・手法等					
人権教育・啓発の場	企業・職場		開催日	令和元年10月16日（水）	令和2年2月19日（水）
特定職業従事者			対象者	府内企業・事業所（約7,000社）	探偵業者（約90社）・結婚相談業者 等
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		内 容	講演：『『京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例』の取組について』（講師：京都府障害者支援課） 講演：『障害者雇用を進めるために』（講師：京都労働局職業対策課） DVD上映 等	現状説明：京都府警本部生活安全企画課 講演：『個人情報保護法の概要について』（講師：個人情報保護委員会 上席政策調査員） 講演：『同和問題と人権』（講師：関西大学名誉教授 石元 清英氏）
解決に資する人権問題等			参加者	216社、226名	府内企業・探偵業者・結婚相談業者 67社、74名
人権全般		◆企業内人権啓発推進員設置勸奨 〔事業種別〕他主体との連携（周知・啓発） 〔対象者〕府内企業・事業所（約7,000社） 〔内 容〕府内の事業所に対し、企業内人権啓発推進員の設置勸奨文書の送付 等 京都府としては、商工業関係団体役員及び会員企業等の研修会（令和2年1月に4回実施）で設置勸奨文書を配布 (3)評 価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） 企業における人権が尊重される職場づくりへ向けて、従業員30人以上の企業を目安に設置を進めている「企業内人権啓発推進員」を対象として人権研修会を実施。国の関係機関と府市との共同で行う啓発事業として、府内の行政機関が一体となって取り組むことに意義がある。 また、身元調査や戸籍謄本等の不正取得が大きな問題になる中、平成20年度から実施している探偵業者・結婚相談業者にも参加を要請するなど、直近の重要課題へ配慮した取組も行った。 2月の研修について、例年は、探偵業者・結婚相談業者を対象者を限定してきたが、今年度は10月の研修対象事業者にも対象を広げたところ、70名を超える参加者があった。 今後も、事務局である京都地方法務局と連携して研修会を実施していきたい。			

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 京都人権啓発活動ネットワーク協議会（京都市方法務局（事務局）、京都府人権擁護委員連合会、京都府、京都市、府市の社会福祉協議会で構成）に参画して啓発活動を実施する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕他主体との連携（周知・啓発） 〔対象者〕一般府民 〔内 容〕・京都ヒューマンフェスタ等の人権啓発事業の共催 ・Jリーグと連携した啓発事業 ・府民への情報提供（ホームページの活用）等</p> <p>(3)評 価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） 法務省や人権擁護委員連合等と連携し、人権啓発を行うことができた。 令和2年度は、事業紹介等、ホームページの積極的な活用について検討していきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
インターネット上の人権侵害等についての啓発		通年	<p>(1)事業の目的・概要 関係行政機関等と連携し、インターネット上の人権侵害等について啓発するための府民講座（研修会）を開催する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕他主体との連携（研修会） 〔対象者〕一般府民（PTA、自治会など） 〔内 容〕情報リテラシー、インターネットの危険性と対処方法、リスク情報の提供、情報モラルの向上など 〔実施方法〕市町村が実施する各種講座、研修会、イベント等を共同実施（講師派遣等） 〔時期・回数〕7箇所実施 ・亀岡市（開催日：7月3日 参加人数：18名） ・井手町（開催日：8月19日 参加人数：13名） ・京田辺市（開催日：8月22日 参加人数：178名） ・与謝野町（開催日：9月5日 参加人数：91名） ・宮津市（開催日：10月24日 参加人数：60名） ・和束町（開催日：11月25日 参加人数：48名） ・向日市（開催日：12月14日 参加人数：20名） <u>計428名</u></p> <p>(3)評 価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） ○市町村と連携して実施することにより府内各地の住民に対して広くインターネットと人権侵害についての周知・啓発を実施した。 ○令和2年度は、withコロナ時代に応じたインターネット上の人権侵害の現状や対策の進展等状況に合わせたテーマや内容を検討していきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
社会の変化等による課題（ネット社会）			

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
隣保館における相談機能の充実へ向けたモデル事業（頼れる隣保館づくり）		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 部落差別解消法第4条の規定による市町村における相談体制の充実に向けて重要な役割を担う施設としての隣保館の今後の方向性を検討するため、モデル事業を実施する。</p> <p>(2)内 容 [事業種別] 他主体との連携（相談機能の充実） [対 象 者] 隣保館の所在する府内市町 [内 容] モデルケースとなる隣保館において相談体制の充実や地域の現状把握等に資する取組を行い、府と府隣保館連絡協議会がその成果及び課題を検証の上、あるべき姿を明確にして、各隣保館と共有するとともに、地域事情に応じて活用 ○「NPO等地域団体連携型」（モデル館：コミュニティワークうじ館） ・隣保館における地域及び相談状況や課題についての情報共有（他市町村参加） ・地域のまちづくり関係団体との意見交換 ・「防災フェスタ」参画及び地域住民との懇談の実施 ○「隣保館主導型」（モデル館：八木東部文化センター） ・隣保館における地域及び相談状況や課題についての情報共有（他市町村参加） ・住民参加の「井戸端会議」実施 ・「南丹人権フェスタやぎ」、「人権講演会」参画及び地域住民との懇談の実施</p> <p>(3)評 価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） 平成31年度（令和元年度）は、平成30年度からの継続的事業を実施するとともに、「隣保館が地域の実情や課題を把握することが大切であり、相談事業の強化が課題であるとの認識を持つとともに、直接的には、巡回訪問等のアウトリーチによって埋もれた相談や潜在的なニーズを捉えることを基本としつつ、間接的には、NPO等の地域団体や自治会等と協働するなどにより、隣保館が主導する事業に地域住民を巻き込み、隣保館と地域住民をつなげる手法が考えられ、今後の検討が必要。」との事業報告書を取りまとめた。 令和2年度からは、本モデル事業を受けて、地域交流活性化支援事業補助金や隣保館運営等事業費補助金等も活用しながら、隣保館の実情に応じ必要とされる支援について現場で共に考える伴走型支援を実践していきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	公務員		
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携 相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
同和問題			

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要	要
人権啓発活動再委託事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対する財政支援を行う。 (国庫委託による人権啓発活動の市町村への再委託)</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 財政支援 〔対象者〕 府内市町村（京都市を除く） 〔対象事業〕 ①講演会 ②資料作成 ③放送広告 ④新聞等広告 ⑤研修会 ⑥その他の事業（イベント、啓発物品の作成等） ⑦地域人権啓発活動活性化事業（人権啓発活動ネットワーク協議会と連携した人権啓発フェスティバル・人権の花運動等） 〔支援措置〕 委託対象経費の10/10</p> <p>(3)評 価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） 本事業により、広域的な見地から行う府の啓発施策との役割分担のもと、住民に身近な市町村での取組（人権の花運動や人権啓発イベント、啓発物品の作成等）が促進され、府域全体での啓発事業の取組が促進された。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、事業実施について、市町村と情報共有等を図っていききたい。</p>	
新規・継続	継続			
担当課（室）	人権啓発推進室			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	地域社会			
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携			
解決に資する人権問題等				
人権全般				
事業名		実施時期	概要	要
人権問題啓発補助事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 市町村等が地域の状況を踏まえて実施する人権啓発の取組（研修会事業等）に対する財政支援（市町村の啓発事業に対する府の単独補助）を行う。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 財政支援 〔対象者〕 府内市町村（京都市を除く） 〔対象事業〕 ①人権問題に関する講演会及び研修会 ②人権問題に関する啓発資料の作成 ③その他（人権啓発事業に要する資材の購入、人権教育・啓発を推進するための市町村計画の策定に係る経費等） 〔補助率〕 1/2</p> <p>(3)評 価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） 本事業により、市町村等の地域社会の実情に応じた独自の取り組みが可能となり、住民に身近な地域社会での人権啓発の持続的な取り組みの促進に役立っていると認識。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、事業実施について、市町村と情報共有等を図っていききたい。</p>	
新規・継続	継続			
担当課（室）	人権啓発推進室			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	地域社会			
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携			
解決に資する人権問題等				
人権全般				

【府民環境部（人権啓発推進室）】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
地域交流活性化支援事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 市町村等が隣保館等を活用して実施する地域住民の交流を促進し相互理解やコミュニティーの形成等を図るための取組に対する財政支援（市町村の事業に対する府の単独補助）を行う。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 財政支援 〔対象者〕 府内市町村（京都市を除く） 〔対象事業〕 ①地域交流事業 ②地域力活用事業 ③課題対応支援事業</p> <p>〔補助率〕 1/2</p> <p>(3)評 価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） 住民の主体性を生かしたまちづくり、地域づくりなどを補助対象とすることにより、市町村からは、地域社会全体の交流の促進に役立っていると、高い評価を得ている。 令和2年度は、少子化・高齢化に伴う地域ニーズを把握し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた事業を実施していきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権啓発地域活動事業		8月 (人権強調月間)	<p>(1)事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「人権強調月間」の時期に、人権の大切さを訴えかけるため、各広域振興局が庁舎や地元産品などを活用して啓発事業を実施する。 (4振興局、11総合庁舎)</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 周知・啓発 〔対象者〕 一般府民 〔内 容〕 各広域振興局管内での啓発事業 ・人権啓発標語看板付きプリンター花壇の設置（統一事業） ・市町村のイベント等における資料展示（独自事業） ・地元産品を活用した啓発物品の作成（独自事業）等</p> <p>(3)評 価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） 府民に対し、人権への関心をもってもらえるよう広域振興局等身近な庁舎を利用した事業を実施。 令和2年度は、様々な地域資源を活用するとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた事業を実施していきたい。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育資料の作成		令和2年 3月	<p>(1) 事業の目的・概要 私立学校における人権教育の推進に資するため、教職員の参考として人権教育・啓発に関する資料を掲載した「人権教育資料」を作成し、配布する。</p> <p>(2) 内 容 ・事業種別：資料作成 ・資料の名称：「人権教育資料～教職員の人権意識を高めるためにⅡ～」 ・資料の規格：A4版90ページ ・作成部数：5,880部 ・配布先：京都府内の各私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校）</p> <p>(3) 評 価 ①効果 ・教職員ハンドブック（京都府教育委員会発行）の中から年間研修計画の立て方や教職員人権研修の資料を掲載し、校内における人権教育の深化につなげることができた。 ・文教課が実施した「人権教育実施状況等調査」の結果概要を掲載することにより、各学校の参考に供することができた。 ②課題・今後の方向性 ・今後も、資料の内容の一層の充実を図り、様々な角度から教職員の人権認識の高揚と指導力の向上を図るための資料としていきたい。 ・平成30年度からは、教育委員会作成の人権教育資料についても私立学校に配布している。</p>
担当課（室）	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	①幼稚園 ②学校		
特定職業従事者	①教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	②人権教育・啓発資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
「京都府生涯学習・スポーツ情報」事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 生涯学習振興基本構想（京都OWN学習プラン）の具体化の一環として、府民が生涯学習に取り組みやすい環境を整備</p> <p>(2) 内 容 「京都府生涯学習・スポーツ情報」サイトにより、府内各地で開催する講座・イベント情報の提供や、インターネット放送局生涯学習講座での動画配信等、府民のための自主的な学習活動の支援に努める。</p> <p>(3) 評 価 ①効果 府民の学習ニーズに対応するとともに、府民に対する意識啓発を図るため、人権に係るものを含む多種多様な講座を掲載している。 ②課題・今後の方向性 府民の人権意識を高めるため、幅広い講座情報を収集し、提供していけるように努める。 ③その他</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	文化政策室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	②学校 ③地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	③効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育授業 (医学部医学科)		6月 ～ 11月 計9回 各回1.5h	<p>(1) 事業の目的・概要</p> <p>府立医科大学医学科学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。</p> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業種別 授業（講義） ○テーマ等 [科目名] 総合講義（人権教育） [講師] 静岡大学 准教授 山本崇記 他8名 ○事業規模 [対象者] 医学部医学科生 [参加者] 各回 113名 <p>(3) 評 価</p> <p>全員が出席し、単位を取得。医学・医療を志す者として初めて受講する人権に関する講義は、人格の形成や正しい人権意識の養成などにつながる意識啓発となった。各講師との事前の調整を密にし、教育効果を上げられるよう進めた。</p>
担当課（室）	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権教育授業 (医学部看護学科)		4月 ～ 7月 計15回 各回1.5h	<p>(1) 事業の目的・概要</p> <p>府立医科大学看護学科学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。</p> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業種別 授業（講義） ○テーマ等 [科目名] 人権論 [講師] 子ども・若者支援専門職養成研究所（奈良教育大学内） 研究員・事務局長 川野 麻衣子 ○事業規模 [対 象] 医学部看護学科生 [参加者] 各回 85人 <p>(3) 評 価</p> <p>全員が出席し、単位を取得。人権について定義・歴史を概観した上で、日常生活や福祉・医療実践に即して検討することで、医療に従事する者として常に人権意識を持つことへの意識啓発となった。講師との事前の調整を密にし、教育効果を上げられるよう進めた。</p>
担当課（室）	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育授業（府立大学）		前期 平成31年 4月 ～ 令和元年 8月 後期 令和元年 10月 ～ 令和2年 2月	(1) 事業の目的・概要 府立大学学生の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 (2) 内 容 ○事業種別 授業 ○テーマ等 教養教育科目 ・人権論Ⅰ（前期） 「人権思想」、「社会活動における人権問題」など14テーマ ※担当教員（リレー講義） 文学部 本井准教授、ウォーカー教授、川瀬准教授 公共政策学部 上掛教授、下村准教授 ・人権論Ⅱ（後期） 「インターネットと人権」、「生命倫理について考える」など14テーマ ※担当教員（リレー講義） 生命環境学部 織田教授、椿教授、板井教授、増村教授、田代講師、吉本准教授、吉富教授、椎名教授、鈴木准教授、檜谷教授、松原教授、上田准教授、高濱准教授 ○事業規模 対象者：学部生、参加者数：（前期 53名 / 後期 45名） (3) 評 価 定期的に学習内容の見直しを行い、授業内容の充実・改善を図ることができている。 なお、人権教育科目のひとつとして、「現代社会とジェンダー」も設けており、選択の幅が広がっている。 人権論を全教員が担当するという理念のもと、広範な教員で担当しており、今後とも不断に内容の充実を図っていかねばならないと考えている。
担当課（室）	府立大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	私立学校人権教育研修会	② 担当課（室）	文教課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	各私立学校での人権教育に係る認識の高揚、指導力の向上、指導内容の充実を図る		
④ 対象者	各私立学校の設置者、学校長及び教職員（小・中・高等学校：51校、専修・各種学校：96校）	⑤ 参加者数※	小・中・高等学校：46名 専修・各種学校：29名
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実施状況						
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等		⑪ 研修方法※
1	令和元年12月6日 (専修・各種学校対象)	京都私学会館	多文化社会における人権問題について 人権教育の動向と今後の課題	同志社女子大学特任教授 京都府文教課主任	藤原 孝章 下河 信二	講義 講義
2	令和元年12月20日 (小・中・高対象)	京都私学会館	部落差別解消法と人権教育の課題 ～部落問題をどう語り、伝えるのか～ 人権教育の動向と今後の課題	関西大学名誉教授 京都府文教課主任	石元 清英 下河 信二	講義 講義
3	令和2年3月9日 (幼稚園対象)	京都私学会館	発達障害の理解と具体的な支援の在り方	元京都教育大学客員教授 京都府文教課主任	後野 文雄 下河 信二	コロナウイルス感染予防対策のため延期
4	令和2年3月16日 (全校種対象)	京都御苑近辺	京都市内人権ゆかりの地を訪ねる	穀雨企画室代表	渡辺 毅	コロナウイルス感染予防対策のため延期

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	今回の研修で、受講者アンケートの結果によれば、「大変深まった」と「概ね深まった」を合わせると、専修・各種学校：96.5%、小・中・高等学校：100%であり、今回の研修計画は概ね適切であったと思われる。
⑬ 参加状況について	私立学校人権教育研修会参加者数の前年度比は、小・中・高等学校：-3、専修・各種学校：-8となっており、のべ参加者数は前年度から11名減少となった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	今回の研修会が各校の人権教育に役立ったかどうかのアンケートの結果は、「たいへん役立った」と「概ね役立った」を合わせると、専修・各種学校：96.5%、小・中・高等学校：100%であり、各校の人権教育・啓発に向けて効果があったと思われる。管理職の受講が多く、各園・校での伝達研修や、教諭等の受講増加対策も必要と思われる。

【文化スポーツ部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	教職員人権啓発研修（全体研修）	② 担当課（室）	府立医科大学
③ 研修設定の意図及び具体的目標	大学職員自らが豊かな人権意識を持ち、人権教育に関する知識・技能を向上させるため、人権全般に関する項目、医療に係る項目、各種人権問題（新京都府人権教育・啓発推進計画に掲げられている課題）に係る項目を中心とした研修会を実施する。		
④ 対象者	京都府立医科大学全教職員（1,886人）	⑤ 参加者数※	937人
⑥ アンケート実施有無	有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	12月11、12日	府立医科大学 図書館ホール 及び附属北部医療センター	「子どもたちの実態から、現代社会の「生きづらさ」について考える」	佛教大学 副学長/教育学部 教授 原 清治	講義
2	12月18、26日	同上	「高齢者の自己決定権の尊重について」	本学 精神医学教室 教授 成本 迅	同上
3	12月6、17日	同上	「児童虐待の現状について」	府家庭支援総合センター 副所長 迫間 勝樹	同上
4	12月16、24日	府立医科大学 図書館ホール	「ワーク・ライフ・マネジメント」	(公財)21世紀職業財団 関西事務所 客員講師 村田 早苗、森 仁美	同上

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	人権教育に関する知識・技能を向上させるため、人権全般に関する項目、医療に係る項目、各種人権問題（新京都府人権教育・啓発推進計画に掲げられている課題）に係る項目からテーマを設定し実施しているが、本年度においては、上記のテーマを設定し、講義形式により実施した。
⑬ 参加状況について	京都府立医科大学全教職員約1,800人を対象に研修を実施しており、全体の約5割が参加した。交代制勤務の職場であり、全職員が参加することは非常に難しい状況であるが、実施時期等にも工夫し今後とも全職員が参加できるよう取り組んでいきたい。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	多くの教職員が関心をもつテーマを設定した。アンケート調査においても回答者の89%が「大変有意義だった」又は「有意義だった」と回答するなど、さらに人権問題に関する理解を深められたと考えられる。

【文化スポーツ部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	教職員人権問題研修・学習会	② 担当課（室）	府立大学
② 研修設定の意図及び具体的目標	広く人権問題全般の教育、研究に取り組んでおり、今日的に重要なテーマに関する研修を実施し、教職員の意識の向上を図っている。		
④ 対象者	教職員（292人）	⑤ 参加者数※	127人
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	令和2年1月30日	合同講義棟 第3講義室	キャンパスハラスメントと人権	(公財) 21世紀職業財団 客員講師 杉本登志子氏	講義
2	令和2年3月に予定していたが、コロナ禍のため中止				

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	第1回目は、快適なキャンパス環境を構築するために出来ること、防止対策、具体的事例等について学ぶため、以前から開催希望のあった「キャンパスハラスメントと人権」をテーマに研修を実施。 第2回目は、現在社会と人権を研修テーマとして、広く「人権」について学び、より良い学内環境の確保維持、正しい知識の習得と理解を深めることを目的に計画していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、やむを得ず開催を中止した。
⑬ 参加状況について	法人中期計画及び人権委員会で策定した平成31年度の実施計画に基づき、人権委員会等が実施する研修を受講することと定め、積極的な参加を提唱した結果、127名の参加人数となった。（1回での開催では最近でも高水準の参加者数であった。）
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	アンケートでは、約8割の教職員が「有意義だった」と回答しているが、関心の高い研修テーマを取り上げるなど、今後も実施方法を含めて検討していく。

【文化スポーツ部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	看護師新規採用者人権研修	② 担当課（室）	府立医科大学
③ 研修設定の意図及び具体的目標	医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。		
④ 対象者	令和元年度新規採用看護師（86人）	⑤ 参加者数※	86人
⑥ アンケート実施有無	○有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	4月2日	本学図書館ホール	人権問題について	元岐阜大学教授 藤田敬一	講義

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	新規採用看護師に対し、医大職員・看護師としての方向づけを行い、一日も早く職場に適応できるようにするため、医療従事者に必要な高い人格と豊かな人権意識を持たせるため、人権問題に関する講義を実施した。
⑬ 参加状況について	看護師新規採用者研修の一環として実施しており、平成25年度から研修医と合同で開催し、令和元年度の新規採用者全員が参加した。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	医療従事者として、常に人権意識をもって従事できるように啓発ができた。

【文化スポーツ部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	研修医オリエンテーション	② 担当課（室）	府立医科大学
③ 研修設定の意図及び具体的目標	医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。		
④ 対象者	令和元年度研修医（90人）	⑤ 参加者数※	90人
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	4月2日	本学図書館ホール	人権問題について	元岐阜大学教授 藤田敬一	講義

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」に掲げた各人権問題について講義を行った。
⑬ 参加状況について	研修医オリエンテーションの一環として実施しており、本学で新たに研修を行う1年目・2年目研修医及び歯科研修医については対象者全員が参加している。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	今後の診療に対して、常に人権意識を持って臨む意識を啓発できた。

【文化スポーツ部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	宗教法人関係者人権問題研修会	② 担当課（室）	文教課
② 研修設定の意図及び具体的目標	宗教法人あるいは地域社会における指導的な立場にある宗教法人関係者の人権問題についての正しい理解と認識を一層深めるとともに、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に資することを目的として、研修会を実施する		
④ 対象者	宗教法人関係者	⑤ 参加者数	199名
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和元年9月6日 （南部地域対象）	京都ガーデンパレス	自死をふせぐための家庭教育と地域との関わり	苗秀寺住職/京都府保護司会連合会常務理事 大谷 俊定 （啓発映画）	講義 ビデオ上映
2	令和元年9月13日 （北部地域対象）	みやづ歴史の館	自死をふせぐための家庭教育と地域との関わり	苗秀寺住職/京都府保護司会連合会常務理事 大谷 俊定 （啓発映画）	講義 ビデオ上映
3	令和元年11月6日 （府内全域対象）	しんらん交流館	部落差別の形成期における仏教と神道について	大阪市立大学元教授 上杉 聰 臨済宗妙心寺派人権擁護推進本部 今泉 貴裕 （啓発映画）	講義 活動報告 ビデオ上映

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南部・北部会場では、「自死をふせぐための家庭教育と地域との関わり」をテーマに一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現に向けて研修会を実施。 ・ 府内全域会場では、同和問題をテーマに研修会を実施。
⑬ 参加状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年参加団体が固定化する傾向にあり、できるだけ多くの法人が参加できるよう案内方法に工夫を重ねてきている。（前年比48名増加） ・ 参加者からは「今後の教化活動等に生かしたい」等の声があった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果は、「良く理解できた」「概ね理解できた」がほとんどで大変好評であった。 ・ 研修内容は参加者に概ね理解されたと思われる。

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
看取りプロジェクト推進事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 超高齢社会を目前に控え、住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを送ることができる社会を実現するため、療養する場所や医療・介護等が柔軟に選択できる環境と体制の構築を推進した。</p> <p>(2)内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○看取りについて考える府民意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・京都地域包括ケア府民講座「最期まで自分らしく生きるために～あなたの「人生の終い仕度」に向けて～」の開催＜参加者265名＞ ○看取りサポート専門人材の養成 <ul style="list-style-type: none"> ・医師57名、看護師55名、介護支援専門員98名、施設介護職員139名 <p>(3)評 価</p> <p>①効 果 看取りについて、府民一人ひとりが自分自身の身近な問題として考えるきっかけづくりを進めるとともに、看取りを支える専門人材の養成を推進することができた。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	高齢者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、家庭、企業・職場		
特定職業従事者	医療関係者、保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
高齢者総合相談センターの運営		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、各種情報を提供（（公財）京都SKYセンター内に設置。同センターに委託）</p> <p>(2)内 容 ○一般相談：常勤相談員による相談対応 474件 ○専門相談：弁護士による法律（一般法律、財産管理）相談対応 105件 ※一般相談、専門相談による対応のほか、必要に応じて関係機関へつなぐことにより解決に至っている。また、一般相談においては傾聴により解決に至るケースも多い。 ○情報提供：高齢者及び高齢化等に関する各種情報の収集・提供等 2,070件</p> <p>(3)評 価 ①効 果 ○法律相談等の専門性が高く複雑な相談に応える場の提供により、高齢者の生活上の不安を解消するなど、所期の目的を概ね達成することができた。 ②課題・今後の方向性 ○高齢者の価値観の多様化により、相談内容も多岐に渡っていることから、シニア・高齢者に関する施策・事業を行う他団体との情報交換を密にし、高齢者関連情報の集約・発信の機能をさらに発揮させることが必要</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	高齢者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関相互の連携・充実 国、市町村、民間団体等との連携・協働		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
認知症総合対策事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への集中的な支援や居場所づくり等、地域で完結できる認知症ケア体制の構築を図った。</p> <p>(2)内 容</p> <ol style="list-style-type: none"> 認知症を正しく理解し適切に対応ができる環境づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> キャラバン・メイト養成及び認知症サポーター養成の推進（累計288,843人） 「京都高齢者あんしんサポート企業」の養成（累計3,103事業所） 「オレンジロードつなげ隊」による啓発活動の推進 早期発見・早期鑑別診断・早期対応ができる体制づくり <ul style="list-style-type: none"> 認知症疾患医療センターの設置（府内8箇所） 認知症初期集中支援チームや認知症カフェの設置（全市町村） 認知症リンクワーカーの養成（累計187人） とぎれない医療・介護の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポート医の養成（累計191人） 医師、看護師、歯科医師、薬剤師等の認知症対応力向上研修の実施（1,052人） 地域での日常生活や就労、社会参加等の支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者の見守り・SOSネットワークの構築（全市町村） 認知症の人の意思決定支援研修を実施（4回） 家族・介護者等への支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> 認知症コールセンター、認知症あんしんサポート相談窓口（64箇所）の設置 多職種による本人・家族教室の開催促進 若年性認知症施策の強化 <ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症コールセンター、若年性認知症支援コーディネーターの設置 産業医や支援者向け研修の開催（442人） <p>(3)評 価</p> <p>①効 果 市町村や関係団体と連携して、医療・介護の専門職の養成や認知症に関する啓発、支援体制の構築等を進めることができた。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	高齢者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、家庭、企業・職場		
特定職業従事者	医療関係者、保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成、国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
高齢者の権利擁護の推進		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築する。</p> <p>(2)内 容 ○京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターを設置し、高齢者及び高齢者虐待に係る市町村の取り組みを支援（平成24年6月1日設置） ○専門職による電話相談等 ○弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣 ○成年後見制度に関するパンフレットを配布し広報・啓発を実施</p> <p>(3)評 価 ①効 果 ・ 弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣や専門職による電話相談等を実施し、市町村の虐待対応の支援に努めるとともに、虐待事案への専門職の活用に係る事例検討を行い、市町村の体制整備を支援した。 ・ 成年後見制度の利用促進を周知し、施設・利用者の意識向上に努めた。 ・ 施設等職員及び市町村窓口職員を対象に、高齢者虐待防止・権利擁護に係る実践的な研修を行い、虐待の未然防止、早期発見など権利擁護の取組推進に努めた。</p> <p>②課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取組が必要</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
障害者の権利擁護の推進		通年	<p>(1)事業の目的・概要 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築する。</p> <p>(2)内 容 ○京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターを設置し、高齢者及び高齢者虐待に係る市町村の取り組みを支援（平成24年6月1日設置） ○専門職による電話相談等 ○弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣 ○成年後見制度に関するパンフレットを配布し広報・啓発を実施</p> <p>(3)評 価 ①効 果 ・ 弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣や専門職による電話相談等を実施し、市町村の虐待対応の支援に努めるとともに、虐待事案への専門職の活用に係る事例検討を行い、市町村の体制整備を支援した。 ・ 成年後見制度の利用促進を周知し、施設・利用者の意識向上に努めた。 ・ 施設等職員及び市町村窓口職員を対象に、障害者虐待防止・権利擁護に係る実践的な研修を行い、虐待の未然防止、早期発見など権利擁護の取組推進に努めた。 ②課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取組が必要</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
障害のある人			

事業名		実施時期	概要
発達障害者支援体制整備事業 (障害者自立支援費)		事業ごと	<p>(1)事業の目的・概要 発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施する。</p> <p>(2)内 容 ・ 発達障害者支援センター「はばたき」の設置 （個別支援、他機関支援、支援ネットワークの構築、研修、啓発講演会、情報提供） ・ 発達障害者圏域支援センターの設置（府内6ヶ所 通年） （相談、地域支援ネットワークの構築、ケース会議） ・ 発達障害啓発週間、世界自閉症啓発デーの啓発行事の実施 （京都タワー等ライトアップ、関係団体と連結したイベントの実施） 等</p> <p>(3)評 価 ①効 果 ・ 年間を通じて、府内全域での発達障害者からの相談に応じる体制づくりを行い、身近な地域において専門的な相談に対応することができた。 ・ 講演会や啓発行事の実施により、発達障害とその支援の正しい理解に努めた。 ②課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取組が必要</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
障害のある人			

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
発達障害者支援体制整備事業 (障害児自立支援費)		事業ごと	<p>(1)事業の目的・概要 発達障害児の早期発見・早期療育を行う市町村への補助、人材育成、診療体制拡充を行う。</p> <p>(2)内 容 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センター「こども相談室」での相談支援 ・発達障害児及びその家族に対する支援（SST・ペアトレなど）を実施（市町村補助） ・発達クリニックの実施（医療面からの専門的相談） ・臨床心理士、保健師、保育士・幼稚園教諭等への研修 ・こども発達支援センターでの診療体制の拡充、医師への研修 等 </p> <p>(3)評 価 ①効 果 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児に対する事後支援として、SSTやペアトレ、発達クリニックなど重層的に事業実施し、発達障害の発見後の事後支援策の強化を図った。 ・研修実施を通じ、事後支援を実施する専門職確保に努めた。 ②課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取り組みが必要</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	医療関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
障害のある人			

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要	要
障害者に対する理解と交流促進活動		事業ごと	<p>(1) 事業の目的・概要 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害の有無にかかわらず誰もがお互いを思いやる共生社会の実現に向け、障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等を実施する。</p> <p>(2) 内 容 ・ 障害者への合理的配慮の理解促進を図るため、企業・団体等に対する出張講座等の開催 ・ ヘルプマークの普及啓発活動 ・ 「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催（5月） （スポーツコーナー、ウォークラリーコーナー、ふれあいコーナー） ＜場所：府立丹波自然運動公園（京丹波町）＞ ・ 「障害者週間」啓発活動促進事業（12月） （障害者のつどい、啓発ポスター、体験作文コンクール） ・ 障害者芸術創造事業（芸術作品展の実施） （「きょうと障害者文化芸術推進機構」の運営、「共生の芸術祭」の開催等） 等</p> <p>(3) 評 価 ① 効 果 ・ スポーツレクリエーションフェスティバルでは障害のあるなしに関わらず多くの府民が集まり、スポーツを通じた相互理解と交流が図られた。 ・ 障害者芸術の取組では推進機構で企画展（5企画）や共生の芸術祭を開催するなど、障害者芸術への関心を高めた。また、インターネットや国際博物館会議等様々な発表の機会を創造し、障害者の創作活動が拡大するなど社会参加の推進が図られた。 ・ つどい事業の実施や障害者スポーツ体験会を通じ、広く府民の理解促進と社会参加のきっかけづくりを行った。 ・ ヘルプマークの啓発活動により、障害理解の促進を図った。（令和元年度府内配布数：約1万個）</p> <p>② 課題・今後の方向性 引き続き、条例周知を中心とした継続的な取組みが必要</p>	
新規・継続	継続			
担当課（室）	障害者支援課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	地域社会			
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策				
解決に資する人権問題等				
障害のある人				

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要	要
聞こえに障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会作り推進事業		事業ごと	<p>(1)事業の目的・概要 「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」に基づき、共生社会の実現にむけ、手話や聞こえに障害のある方への理解促進等を目的とした各種事業等を実施する。</p> <p>(2)内 容 ・手話やコミュニケーション教室等の実施 ・「聞こえのサポーター」の養成 ・府主催イベント等における手話や要約筆記の実施</p> <p>(3)評 価 ①効 果 ・聞こえのコミュニケーション教室等では研修会の開催等により、難聴幼児及び保護者に対する意思疎通に係る支援・理解促進に努めた。 ・聞こえのサポーター養成事業では、約400名の参加者があり、聴覚障害に対する理解促進が図られた。 ・京都府主催事業に手話通訳者の派遣を行うことで、聞こえに障害のある方や手話等に対する府民の理解促進が図られた。 ②課題・今後の方向性 引き続き、条例周知を中心とした継続的な取組みが必要</p>	
新規・継続	継続			
担当課（室）	障害者支援課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	地域社会			
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策				
解決に資する人権問題等				
障害のある人				

事業名		実施時期	概要	要
精神障害者家族支援強化事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく地域で暮らすことができるよう以下の取組を実施する。</p> <p>(2)内 容 ・精神障害者の家族支援 （精神障害者を支える家族への訪問支援、家族や府民向け研修・啓発講習会） ・精神科病院入院患者の退院後支援 （支援計画を作成し関係機関による退院後支援、アウトリーチ、ピアサポーター活用）</p> <p>(3)評 価 ①効 果 ・保健所職員が精神障害者を支える家族を訪問し、家族を支援することで、精神障害者及び家族が安心して生活できる地域づくりが図られた。 ・精神科病院入院患者に対して、退院後支援計画を策定し、退院後のスムーズな地域移行が図られた。 ②課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取組みが必要</p>	
新規・継続	継続			
担当課（室）	障害者支援課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	地域社会			
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法			
解決に資する人権問題等				
障害のある人				

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
児童虐待等総合対策事業 (オレンジリボンキャンペーン)		11月	(1)事業の目的・概要 11月の児童虐待防止月間中に児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンを展開して効果的な取組を実施する。 (2)内 容 府児童福祉施設連絡協議会、地域スポーツ活動等と協働した啓発 等 (3)評 価 ①効 果 事業実施により、児童虐待に関する理解が深まり、被害者への支援を推進することができた。 ②課題・今後の方向性 今後さらに、児童虐待に関する広報・啓発に努める必要がある。
新規・継続	継続		
担当課（室）	家庭支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、家庭		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
子ども			

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
社会環境浄化推進事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 青少年を取り巻く社会環境浄化に係る経営者や地域住民等の自主的な取組を推進</p> <p>(2)内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ① 概 要 ・青少年の健全な育成のための総合的施策の樹立及び実施に関する重要事項の調査審議 ② 内 容 ・令和元年度1回開催し、有害図書類の指定等について審議 ○ 有害図書の指定 <ul style="list-style-type: none"> ① 概 要 ・条例に基づき青少年に有害な図書類を指定し、青少年への販売、貸付等を禁止 ② 内 容 ・計1回 雑誌・単行本5冊 ○ 立入調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 概 要 ・内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」の取組の一環として、府内一斉に図書類取扱店・玩具刃物類取扱店の条例規制店舗等に立入り、条例に基づく措置等の実施状況について点検、指導 ② 内 容 ・延べ96名の調査員により、146件の調査を実施 ○ 広報・啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ① 概 要 ・内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」や「子供・若者育成支援強調月間（11月）」に併せて、青少年の問題行動の防止や非行対策及び社会環境浄化の推進など、青少年健全育成推進のため、関係団体等と連携し街頭での啓発活動を実施 ② 内 容 ・街頭啓発 <p>(3)評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> ①効 果 保護者への啓発活動、経営者への指導・要請等、青少年を取り巻く社会環境浄化に寄与している。 ②課題・今後の方向性 青少年の問題行動の防止や非行対策及び社会環境浄化の推進など、青少年健全育成推進のため、関係団体等と連携し取組を進める。
新規・継続	継続		
担当課（室）	こども・青少年総合対策室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
子ども			

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要	要
青少年インターネット被害対応事業		通 年	<p>(1) 事業の目的・概要 青少年自身では解決困難なインターネット上での誹謗中傷等による被害の未然防止、削除支援等を図るとともに、青少年が自らネットとの関わりを考えネットリテラシーの向上を図るフォーラムを開催し、被害防止を図る。</p> <p>(2) 内 容 ○青少年ネット被害相談窓口を設置、運営し、電話相談やメール相談を実施 80件（㊦111件） ○青少年いいねット京（みやこ）フォーラムの開催 ・開催時期：令和元年9月29日（日） ホテルルビノ京都堀川 ・参加者数：京都府内の小中高校生、一般府民 146名</p> <p>(3) 評 価 青少年が巻き込まれやすいインターネットトラブルの早期解決に寄与している。 また、青少年と大人が共に安全で安心なインターネット利用のあり方について考える機会を設けるとともに、その成果やトラブルに関する対処方法等を紹介する啓発資料を作成、関係機関と連携して啓発に努めている。</p>	
新規・継続	継続			
担当課（室）	家庭支援課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	学校、家庭			
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策	相談機関相互の連携・充実			
解決に資する人権問題等				
社会情勢の変化等による課題（ネット社会）				

事業名		実施時期	概要	要
性暴力被害者ワンストップ相談支援センター事業		通 年	<p>(1) 事業の目的・概要 行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援（医療、相談・カウンセリング等心理的支援、法的支援等）をワンストップで提供することで、被害者の心身の負担軽減とその回復を図るとともに、被害の潜在化を防止し、性暴力のない社会づくりを目指す。</p> <p>(2) 内 容 サラ 性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）による相談支援対応 心身共に大きなダメージを受けた被害者に寄り添い、被害直後から心身のケアを行う。 （電話相談：延べ1,629件、来所相談：147件） 性被害者に対する相談・支援ネットワークの強化 関係機関と連携の状況を検証し、医療機関、警察等とのさらなる連携を推進強化 性暴力被害者の潜在化防止 ・性暴力に対する正しい知識の普及啓発 ・被害が潜在化しないようにするための啓発実施</p> <p>(3) 評 価 性暴力の被害者にも加害者にもならないため、大学生等の若年層を中心に啓発を実施するとともに、被害者に寄り添った支援を推進してきた。 被害の潜在化を防止するため、さらに広報・啓発に努める必要がある。</p>	
新規・継続	継続			
担当課（室）	家庭支援課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	学校			
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法			
解決に資する人権問題等				
女性、子ども、犯罪被害者等				

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
自殺防止総合対策事業		事業ごと	<p>(1) 事業の目的・概要 悩み苦しむ人を孤立させず、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う京都府づくりを進めるため、平成27年12月に策定した京都府自殺対策推進計画に基づき自殺対策を総合的に推進</p> <p>(2) 内容（主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「京都いのちの日」シンポジウム」の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○ SNS等を活用した支援情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・新聞やチラシなどでは情報が伝わりにくい若者を中心に、SNS、インターネット等を活用した相談窓口の広報を実施 ○ 小中高校生を対象にした自殺予防教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・延べ16回、学校で出前講座を実施1,469名が受講 ○ 民間団体等支援人材交流会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○ 大学生を対象とした自殺に関する連続講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・大学コンソーシアム京都の単位互換制度を利用して、自殺に関する連続講座（前期・後期各8回）を開講（前期9名・後期13名） ○ 大学生を対象としたメンタルヘルス対策 <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやスマートフォンで手軽に行えるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を提供し、こころの悩みを抱えた学生を相談に誘導（利用件数：44,459件） ○ ゲートキーパーの養成 <ul style="list-style-type: none"> ・悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人（ゲートキーパー）を養成（1,414名養成（H24年度以降の累計32,282名） ○ 京都府自殺ストップセンターにおける相談・支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自殺を考えるほどの深刻な悩みを抱える人からの電話相談：1,236件 →他機関紹介：376件、助言指導：602件、傾聴：203件 等 <p>(3) 評価（課題・今後の方向性等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年・令和元年中の京都府内の自殺者数は、323人（対前年▲20人）で6年連続減少し、自殺者数は過去10年間でほぼ半減した。また、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、12.5（全国16.0）で、全都道府県で低い方から2番目であった。 ○ しかし、依然として多くの方が自ら命を絶っている状況で、特に10歳代・20歳代の若年者の死因の約半数を自殺が占めていることから、引き続き関係機関・関係団体と連携して総合的な自殺対策を推進していく。
新規・継続	継続		
担当課（室）	地域福祉推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会、家庭、企業・職場		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員、医療関係者、保健福祉関係者、公務員、メディア関係者等		
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成、資料等の整備、効果的な手法調査・研究成果の活用 相談機関連携の充実 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
社会の変化等による課題			

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
ハンセン病問題啓発事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）を中心とした各種啓発活動を行う。</p> <p>(2) 内容 ・府内高校3年生全員に啓発リーフレットを配布 ・ハンセン病療養所入所者と中高生との交流会（6月4日）（参加者数 約20人） ・ふるさと墓参等里帰り事業（10月9～11日） ・府広報誌、入所者作品及びパネルのロビー展示による啓発</p> <p>(3) 評価 ①効果 高校生が療養所を訪問し、交流を行うことによりハンセン病に関する理解を深めることができた。 ②課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取り組みが必要</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	健康対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
ハンセン病・感染症・難病患者等			
事業名		実施時期	概要
エイズに関する普及啓発事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 京都府エイズ予防月間（12月）を中心とした各種啓発活動を行う。</p> <p>(2) 内容 ・保健所の出張型予防教育・研修会の開催 （対象者：中学、高校、大学生等、回数：約20回、人数：約3,500人） ・啓発資材（ポスター、パンフレット等）配布 ・府広報媒体、ロビー展示による啓発 ・エイズ検査・相談体制の拡充</p> <p>(3) 評価 ①効果 事業実施によりエイズをはじめとする性感染症に関する理解を深めることができた。 ②課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取り組みが必要</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	健康対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
ハンセン病・感染症・難病患者等			

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	健康福祉部人権問題職場研修・関係団体人権研修	② 担当課（室）	健康福祉総務課・健康対策課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	健康福祉関係団体職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深める		
④ 対象者	京都府健康福祉部職員及び関係団体職員（約420名）	⑤ 参加者数※	—
⑥ アンケート実施有無	○有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	開催中止	ルビノ京都堀川	コンプライアンス、セクハラ	アトリエエム株式会社 代表取締役 三木 啓子	講義

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	テーマ設定にあたっては、研修受講を通じて、職員が人権問題に対する意識を高めると同時に、日常生活に取り入れられるような点を学ぶことの出来る内容にすることを心がけている。令和元年度は、コンプライアンス、セクハラについて、正しい理解と認識を深めることを目的に計画した。
⑬ 参加状況について	新型コロナウイルス感染症の影響のため令和元年度の研修は中止。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	—

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	生活保護関係職員研修会	② 担当課（室）	地域福祉推進課
② 研修設定の意図及び具体的目標	生活困窮に至った地域住民と直接関わりを持つ生活保護関係職員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるためケースワーカー等を対象とした研修を実施		
④ 対象者	生活保護関係職員（新任ケースワーカー、面接相談員、現任ケースワーカー等）	⑤ 参加者数※	55名
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	R元. 5. 28	ルビノ京都堀川	「生活保護制度の概要」ほか	福祉事務所査察指導員等	「講義」「ワークショップ」
2	R元. 1. 24	府庁内会議室	「就労支援の現場から」ほか	自立就労支援コーディネーター等	「講義」「ワークショップ」

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	新たに地区担当となった現業員や就労支援員を対象として、現業員等の位置づけや期待される役割、今後のケースワーク等に必要な基礎知識の習得をするとともに、相互討論の場を通じて制度運用に係る課題等の認識を深め、生活保護行政の適正な運営に資することを目的とする。
⑬ 参加状況について	全ての福祉事務所から関係する職員の積極的な参加があった。また、事後のアンケート調査結果については、概ね研修成果が認められるものであった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	生活保護制度の基礎的知識や現業員、就労支援員としての心構えから、基本的人権に配慮した対人援助の方法など、幅広い知識を身につけるという意味で有意義な研修になった。 また、自立就労支援コーディネーターによるグループワークや先輩職員の講演等を通して、他の実施機関との交流の場をもうけることで、今後の業務を円滑に行う手助けとなった。 今後は、他法他施策の制度改正等について知識をより深めるなど研修内容の充実が望まれる。

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	生活保護査察指導員会議（新任査察指導員研修含む。）	② 担当課（室）	地域福祉推進課
② 研修設定の意図及び具体的目標	生活保護行政を担う職員を指導する立場にある生活保護査察指導員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深め、対人援助業務を実施するにあたり指導的な役割を果たすべく実施		
④ 対象者	生活保護査察指導員	⑤ 参加者数※	延べ 58名
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	R元. 6. 7	ルビノ京都堀川	「査察指導員の役割」ほか	ベテランの査察指導員ほか	「講義」
2	R元. 12. 3	ルビノ京都堀川	「面接相談の適切な対応」ほか	府本庁生活保護担当職員	「講義」

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	生活保護の法改正の動向等、今後の制度の運用などについて説明、意見交換等を行うことにより、査察指導員としての資質及び人権意識の向上を図る。
⑬ 参加状況について	各回ともに、府内全福祉事務所（京都市域を除く。）から関係者の参加があり、積極的な意見交換ができた。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	査察指導員が必要な知識を習得する有意義な機会となり、全福祉事務所の査察指導員が一堂に会し、法改正に伴う課題や疑問点などについて意見交換をすることにより、相互交流や連携強化を図ることとなった。 また、査察指導員が人権意識や制度の理解を深めることにより、生活困窮者と接する現業員への指導にも生かせ、今後も引き続きこういった機会を持つ必要性は高い。

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	民生委員・児童委員協議会 代表者研修会	② 担当課（室）	地域福祉推進課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるため、協議会代表者を対象とした研修会を実施する。		
④ 対象者	①京都府民生児童委員協議会役員 ③各市民生児童委員協議会正副会長	②各単位民生児童委員協議会会長	⑤ 参加者数※ 181名
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	令和元年6月21日	御所西平安ホテル	「地域共生社会をつくる」 ～「一人」が大切にされる地域であるために～	同志社大学社会学部社会福祉学科 教授 空閑 浩人 氏	講義
2	令和元年6月 6日	ガレリアかめおか	同 上	同 上	講義
3	令和元年7月11日	みやづ歴史の館	同 上	同 上	講義

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員が、人権問題について幅広く正確な知識を修得することを目的として、過去の様々な研修の実施状況を配慮しつつ、時勢に沿ったテーマを設定している。 参加者が多いため講義形式をとるが、事前に質問を受け付け、当日講師から回答を受けたり、質疑応答の時間をとるなど工夫をしている。
⑬ 参加状況について	京都府民生児童委員協議会役員、各単位民生委員協議会会長、正副会長だけでなく、社会福祉協議会や行政の担当者にも参加を呼びかけ、181名が参加された。本研修会は府民児協との共催で実施しており、早い時期に府民児協の研修計画で日程を示し参加を呼びかけている。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	アンケートでは「有意義だった」とする回答が多数を占めており、今後の活動に活かしたいという感想も多く見られた。

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	民生委員・児童委員人権問題啓発研修会	② 担当課（室）	地域福祉推進課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を各保健所ごとに実施する。		
④ 対象者	全民生委員・児童委員（2,870名）	⑤ 参加者数※	2,159名
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	令和元年10月1日	長岡京市中央生涯学習センター メインホール	「安心して人に依存できない人たちの支援 ～自傷行為の理解と対応～」	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 薬物依存研究部部長 病院 薬物依存症センター センター長 精神科医 松本俊彦 氏	講義
2	令和2年1月29日	文化パーク城陽プラムホール	「認知症の人を地域で支援するために」	公益社団法人認知症の人と家族の会 京都府支部 代表 荒牧敦子 氏	講義
3	令和2年2月6日	八幡市文化センター 小ホール	「認知症の人を地域で支援するために」 「高齢者の医療・介護について」	公益社団法人認知症の人と家族の会 副代表 山添洋子 氏 山城北保健所企画調整室畑中室長	講義
4	令和元年10月1日	木津川市山城総合文化センター	啓発用DVD「あなたがあなたらしく生きるために（性的マイノリティと人権）」を見た後に民生児童委員5名による意見交換を実施		ビデオ上映、意見交換
5	令和2年2月13日	ギャラリーかめおか 大広間	「発達障害を理解する」	社会福祉法人京都府社会福祉事業団 京都府発達障害者支援センター はばたき 太田隆士 氏	講義
6	令和元年7月25日	国際交流会館 イベントホール	「発達障害などを抱える児童への支援について」	NPO法人 発達障害を考える会 代表 西田香代子 氏	講義
7	令和元年7月28日	ハピネスふくちやま 市民ホール	「支援が必要な児童を地域でどのように支えるか」 ～民生児童委員の底力を信じて～	京都文教大学 教育心理学科 教授 柴田長生 氏	講義
8	令和元年8月27日	綾部市中央公民館	「多文化共生・外国人・人権」	綾部国際交流協会 佐々木清次 氏	講義

9	令和2年2月15日	綾部市西駅交流センター 3階ホール	「社会福祉サービスと人権」	福山市立大学教育学部 准教授 野口 啓示 氏	講義
10	令和2年3月3日	みやづ歴史の館 文化ホール	「傾聴のポイントについて」 「民生児童委員の理解・誤解～民生児童委員がしなくてもよいことについて～」	丹後保健所福祉室 副室長 西邑 章 氏 宮津与謝地区民生児童委員協議会 会長 阿路川 正和 氏	新型コロナのため 開催中止
11	令和2年3月21日	京丹後市峰山総合福祉センター	「民生委員活動について」(仮)	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域福祉専門官 玉置 隼人氏	

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	昨今の人権問題の内、各保健所ごとに、地域の実情に即したテーマを設定している。参加者が多数のため、グループ討議や分科会の実施は困難であるが、テーマについては参加者である民生委員の意見を十分に踏まえ、検討した上で実施している。
⑬ 参加状況について	各保健所において、管内の市町村、地区民生児童委員協議会と調整し、地区民生児童委員協議会主催の研修等と同日開催を検討するなど、民生委員・児童委員に無理のない日程となるよう配慮しており、対象者の約8割の参加があった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	アンケートを実施した研修では、「新たに得た知識を活動に生かしたい」など前向きな感想が多くあり、参加者の理解に一定の効果があったと思われる。

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	民間社会福祉施設長研修会	② 担当課（室）	地域福祉推進課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	社会福祉施設管理者の人権尊重意識の向上を図るため、様々な人権問題について正しい認識を深めるための講義等を行う。		
④ 対象者	京都市を除く京都府内の民間社会福祉施設の施設長等（約250名）	⑤ 参加者数※	179名
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	令和元年8月8日	キャンパスプラザ京都	地域における公益的な取組と災害支援について	社会福祉法人 クムレ 児童発達支援センター倉敷学園 園長 安 知子	講義
2	同上	同上	令和元年度京都府指導監査実施方針等について	京都府健康福祉部 地域福祉推進課 一色主幹兼係長	

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	社会福祉法人が地域に拠点を設置して取り組んでいる地域公益活動や災害支援などを紹介する中で、地域の方々と顔の見える関係作りなど、地域公益活動がスムーズに推進できるポイントを説明し、参加者の認識を深めた。また、行政説明の中で法人・施設内における社会的弱者（高齢者、障害者等）に対する配慮への理解を求めた。
⑬ 参加状況について	府内社会福祉法人等に参加を呼びかけ、施設長・事務長等179名の参加により開催した。同研修会は、例年、比較的高い参加率であり、今後も引き続き、地域の要である社会福祉施設（特に社会福祉法人）に対して開催していく。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	社会福祉法の改正により、社会福祉法人の責務となった地域における公益的な取組を推進する際のポイントについて、各施設長等に認識してもらう機会として有効であった。また、社会的弱者への配慮に対する理解についても、改めて認識していただくことができた。

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	社会福祉施設職員等研修	② 担当課（室）	地域福祉推進課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多い社会福祉施設職員等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権尊重に立脚した価値観や深い洞察力、豊かな感性など、福祉サービスに従事する者に求められる人間性を養う。		
④ 対象者	社会福祉施設等市町村社会福祉協議会役職員（約580名）	⑤ 参加者数※	484名
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	6月14日	コープイン京都	福祉サービスの基本理念と倫理	大谷大学教授 山下 憲昭	講義
2	6月28日	市民交流プラザふくちやま			
3	7月5日	コープイン京都			
4	7月12日	京都テルサ			
5	8月2日	コープイン京都			
6	10月4日	コープイン京都			
7	9月26日	ハートピア京都	福祉サービスの理念・倫理を徹底する	株式会社ナレッジ・マネジメント・ケア研究所統括フェロー 宮崎民雄	講義

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	キャリアパス対応型生涯研修課程に準じた内容の講義で、人権意識を高めるための研修を講義形式にて実施
⑬ 参加状況について	新任教員212名、中堅職員128名、指導的職員101名、管理的職員43名の計484人に研修を行った。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	受講者の評価は5段階評価で、47%が5の評価、38%が4の評価であり、85%の受講者が高い評価を行っている。今後も引き続き、各階層のキャリアステージにあわせた研修を継続することが必要である。

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	京都府認知症介護に係る研修	② 担当課（室）	高齢者支援課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	認知症高齢者を介護する介護職員等を対象に、高齢者の人権や認知症に対する理解を促進すると共に、その実務経験に応じた適切なケアの手法を学ぶことで、認知症高齢者の尊厳の保持の重要性、認知症高齢者の生活や生き方を大切にした認知症ケアについて学ぶ。また、市町村における地域密着型サービスにおける管理者等に対しても、同様の研修を行うことで、より身近な環境で生活支援をする仕組みを学ぶ。		
④ 対象者	介護職員等	⑤ 参加者数※	410名
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	元年5月21、22日	京都社会福祉会館	認知症ケアの基本理念、倫理、権利擁護	大石康裕、渡部智香子	講義
2	元年8月21、22日	京都社会福祉会館	認知症ケアの基本理念、倫理、権利擁護	齋藤裕三、渡部智香子	講義
3	元年12月4、5日	京都社会福祉会館	認知症ケアの基本理念、倫理、権利擁護	齋藤裕三、渡部智香子	講義
4	元年10月11日	京都社会福祉会館	認知症ケアの倫理、権利擁護	渡邊拓馬、齋藤裕三	講義
5	元年7月3日	野田川わーくぱる	認知症ケアにおいて基礎となる理念や考え方	森内大輔	講義
6	元年7月18日	京都テルサ	認知症ケアにおいて基礎となる理念や考え方	竹本知子	講義
7	元年10月21日	京都テルサ	認知症ケアにおいて基礎となる理念や考え方	田中良樹	講義
8	元年10月29日	市民交流プラザふくちやま	認知症ケアにおいて基礎となる理念や考え方	大槻直史	講義
9	2年1月22日	京都社会福祉会館	虐待防止と権利擁護について	齋藤裕三	講義

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	認知症ケアに携わる介護職員等に対し、高齢者の権利擁護や認知症への理解を深め、生活や生き方を重視したケアをできることをテーマに、認知症に関する基本的な知識に加え、実務経験に応じた認知症ケアに必要な技術の習得を目的として実施する。また、グループワーク等自ら考える機会を多く用意し、認知症高齢者の立場となって考えることを重視している。
⑬ 参加状況について	介護職員不足により、現場が人員確保に苦慮しており、長く、連続した日程の研修（実践者研修1コース7日間、リーダー研修1コース10日間）に職員を派遣することが出来ない施設も多い。そのため、全研修を合計した定員数690名に対して、参加者が410名という状況であった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	高齢化に伴い、認知症の方の数は今後ますます増加することを踏まえ、府内のあらゆる介護施設において研修修了者を配置できるよう、開催場所や開催時期、研修しやすい実施方法などを検討する。

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	保育所職員研修事業	② 担当課（室）	こども・青少年総合対策室
③ 研修設定の意図及び具体的目標	児童福祉法の趣旨等に則り、子どもたちの人権に配慮した保育を実施するとともに、保育士等の職員が同和問題をはじめ、すべての人権問題に対する正しい理解と認識を深め、質の高い保育サービスが提供できる人材を養成する観点から業務に当たることを目的として実施する。		
④ 対象者	保健福祉関係者	⑤ 参加者数※	延べ 248人
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	令和元年7月5日	登録会館	人権が守られる環境づくり	佛教大学教育学部教授 原 清治氏	講義
2	令和元年10月8日	市民交流プラザふくちやま	人権が守られる環境づくり	文教大学名誉教授 櫻井 慶一氏	講義
3	令和元年11月29日	登録会館	保育現場の子ども虐待対応～予防・発見・通告・支援のシステムづくり～	武庫川女子大学文学部 心理・福祉学科教授 倉石 哲也氏	講義
4	令和2年1月27日	大谷ホール	人権が守られる環境づくり	文教大学名誉教授 櫻井 慶一氏	講義

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	職員個々人が児童の人権に関して学ぶ講義から、人権を基礎においた保育園組織全体のマネジメントを管理者クラスが学ぶ研修まで、幅広い層を対象として事業を実施した。
⑬ 参加状況について	京都府北部を含めて3会場で実施したが、平均で約60名程度の出席があった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	終了後のアンケートでは、「相手に対する姿勢を改め、子どもの将来に関わるということを意識し、子どもをもっと認めてあげたい」「保護者への伝え方に配慮し、チームで関わっていききたい」「NGワード集を作成し、確認できるようにする」「子ども一人ひとりにも人格があることを忘れずに接していきたい」など、研修を肯定的に評価いただく多くの声をいただいた。

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	児童虐待等総合対策事業（市町村児童相談担当職員研修）	② 担当課（室）	家庭支援課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	児童虐待防止の取組みを推進するとともに、地域における様々な養育面での課題に対応できるよう、関係者の資質向上を図る。		
④ 対象者	児童相談所及び市町村担当職員等児童福祉関係者	⑤ 参加者数※	延べ65名
⑥ アンケート実施有無	有 ・ 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	令和元年6月18日	家庭支援総合センター	保護を要する子どもの理解	日本社会事業大学 木村容子教授	講義
2	令和元年6月28日	家庭支援総合センター	児童虐待への対応	立命館大学 野田正人教授	講義
3	令和元年11月12日	家庭支援総合センター	社会的養護による自立支援	大阪府立大学 伊藤嘉余子教授	講義

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	職員の資質向上を通じて児童虐待への対応力強化を図るとともに、未然防止に向けて継続した取組みを実施
⑬ 参加状況について	研修内容に応じて幅広い職種の関係者の参加を得ることができた。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	児童虐待に対する認識を高めるとともに、関係者の日々の業務を振り返る機会とすることができた。

【健康福祉部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	保健福祉事業従事職員人権研修会	② 担当課（室）	健康対策課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	保健福祉事業従事職員が様々な人権問題に対する認識・理解を高めることにより、府民一人一人の人権を尊重した保健福祉活動の推進を図る。		
④ 対象者	市町村及び保健所等において保健福祉事業に従事する職員等	⑤ 参加者数※	30名程度
⑥ アンケート実施有無	有 ・ 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	3月に予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響のため中止				

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	
⑬ 参加状況について	
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	

【商工労働観光部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
公正採用選考啓発事業		5月	<p>(1)事業の目的・概要 職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施する。</p> <p>(2)内 容 ○府内企業人事担当者等（府内1,300社）対象 ○公正採用選考推進旬間啓発ポスター作成（5月20日／4,000枚） ○公正採用選考推進旬間新聞意見広告（5月22日掲載／京都・朝日・毎日・読売） （5月24日掲載／産経） ○公正採用選考啓発TVスポット（5月22～31日／KBS京都、15秒×25回） ○JIS企画履歴書の配布（随時）</p> <p>(3)評 価 ①効 果 ・新聞広告やテレビCM等、広告媒体を利用することで、企業だけでなく、府民に対しても幅広く啓発の機会が得られた。 ・啓発ポスターは、ハローワーク等の就業支援機関をはじめとする行政機関へ配布したほか、同時期に開催した人権啓発セミナーにて適宜配布し、参加企業に啓発を行うことができた。</p> <p>②課題・今後の方向性 ・学卒求人（高卒求人）受付に合わせた時期の啓発は求人予定企業の関心も高いため、引き続き啓発を行っていく。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人材確保推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市長村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【商工労働観光部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	企業内人権問題啓発セミナー	② 担当課（室）	人材確保推進室
③ 研修設定の意図及び具体的目標	職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施（毎年労働局主催の「企業内人権問題啓発推進員研修会」及び「学卒求人説明会」と同時開催）		
④ 対象者	企業	⑤ 参加者数※	1,814社
⑥ アンケート実施有無	有		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	5月21日	ホテル&リゾート京都宮津	「公正な採用選考が企業にもたらすもの」		ビデオ上映
2	5月22日	宇治市文化センター			
3	5月23日	京都テルサ			
4	5月24日	ロームシアター京都			
5	7月18日	京都テルサ	「部落差別解消推進法と人権研修の課題」	石元 清英	講義
6	7月23日	ホテルロイヤルヒル福知山&スパ	「企業の社会的責任(CSR)と公正採用選考」	野口 道彦	講義

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	企業担当者に向けて、公正な採用選考の啓発を基本に、幅広く人権問題啓発を促すような内容としている。
⑬ 参加状況について	全6会場で、1,814事業所が出席。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	5月に欠席した企業が参加しやすいように、後期開催を南部1回、北部1回に設定（昨年度は9月に南部1回）した結果、全体の参加社数が57社増加した。

【商工労働観光部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	企業・職場人権啓発推進事業	② 担当課（室）	中小企業総合支援課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	中小企業・小規模事業者の経営者・従業員、商工業関係団体役員に対し、あらゆる差別への理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目標として、外国人・就職差別に関して講義形式でを実施		
④ 対象者	府内中小企業・小規模事業者の経営者・従業員、商工業関係団体役員	⑤ 参加者数※	延べ244人
⑥ アンケート実施有無	○有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	1月21日	舞鶴市（舞鶴21ビル）	多文化共生とMuslimインパクトについて 就職差別と公正採用選考について	関西Muslimインパクト推進協議会 梶川佐穂子 商工労働観光部副部長 河島幸一	講義・ビデオ上映
2	1月22日	京丹後市（アグリセンター大宮）	多文化共生とMuslimインパクトについて 就職差別と公正採用選考について	関西Muslimインパクト推進協議会 梶川佐穂子 商工労働観光部副部長 河島幸一	講義・ビデオ上映
3	1月24日	宇治市（宇治商工会議所）	多文化共生とMuslimインパクトについて 就職差別と公正採用選考について	関西Muslimインパクト推進協議会 梶川佐穂子 商工労働観光部副部長 河島幸一	講義・ビデオ上映
4	1月27日	京都市（京都経済センター）	多文化共生とMuslimインパクトについて 就職差別と公正採用選考について	関西Muslimインパクト推進協議会 梶川佐穂子 商工労働観光部副部長 河島幸一	

評 価																									
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	<p>「多文化共生とムスリムインバウンドについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修内容の理解度について十分理解できた 32.0%、概ね理解できた 64.5% ・研修内容の評価について非常に良かった 28.0%、良かった 54.0% ・研修で得たことを今後に反映させようとする意識の高まりについて大いに感じた33.0%、幾らか感じた60.5% <p>「就職差別と公正採用選考について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体の内容について十分理解できた 32.0%、概ね理解できた 64.5% 																								
⑬ 参加状況について	<table border="0"> <tr> <td>1月21日</td> <td>舞鶴市</td> <td>参加企業数</td> <td>51社</td> <td>参加人数</td> <td>61名</td> </tr> <tr> <td>1月22日</td> <td>京丹後市</td> <td>参加企業数</td> <td>24社</td> <td>参加人数</td> <td>46名</td> </tr> <tr> <td>1月24日</td> <td>宇治市</td> <td>参加企業数</td> <td>36社</td> <td>参加人数</td> <td>56名</td> </tr> <tr> <td>1月27日</td> <td>京都市</td> <td>参加企業数</td> <td>56社</td> <td>参加人数</td> <td>81名</td> </tr> </table>	1月21日	舞鶴市	参加企業数	51社	参加人数	61名	1月22日	京丹後市	参加企業数	24社	参加人数	46名	1月24日	宇治市	参加企業数	36社	参加人数	56名	1月27日	京都市	参加企業数	56社	参加人数	81名
1月21日	舞鶴市	参加企業数	51社	参加人数	61名																				
1月22日	京丹後市	参加企業数	24社	参加人数	46名																				
1月24日	宇治市	参加企業数	36社	参加人数	56名																				
1月27日	京都市	参加企業数	56社	参加人数	81名																				
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	<p>令和元年度実施分のアンケート結果では全体的に高評価をいただいた。今後についてもアンケートを集計しており、結果は、外国人、障害者、高齢者、情報・プライバシー、企業の社会的責任・企業倫理などの項目を要望する声が多い。一方でアイヌや同和、感染者などの要望は少なかった。今後、要望されているジャンルは幅広いものの昨今注目されているテーマが多い。今年度は、昨今注目されているテーマを中心に選定し、昨年同様に府内4ヶ所で実施を検討する。時期は年末年始頃で検討する。</p>																								

【商工労働観光部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	府営工業団地立地企業人権研修	② 担当課（室）	産業立地課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	府が造成した工業団地に立地する企業の人事・労務管理職等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるため。		
④ 対象者	長田野工業団地、アネックス京都三和、綾部工業団地に立地する企業の人事・労務管理職等	⑤ 参加者数※	39名
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	R2.2.12(水)	福知山市企業交流プラザ	外国人材の人権～企業における多文化共生について	上田 修三	講義

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	企業が外国人を雇用する際の労務管理等について講義形式で研修を実施できた。
⑬ 参加状況について	府営工業団地立地企業数の4割以上（32社）が研修に参加した。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	アンケートの9割以上が内容を「よく理解できた」「理解できた」と回答。今回の研修では、企業や従業員が外国人雇用するうえで認識しておくべき内容を考える機会となった。

【商工労働観光部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
労働相談事業			<p>(1) 事業の目的・概要 解雇、賃金、労働条件など様々な労働問題について、無料相談を実施。</p> <p>(2) 内容 合計相談件数：4,231件（③3,746件）</p> <p>○一般労働相談 月～金曜日 9:00～13:00 14:00～17:00（祝日・年末年始除く） 相談件数：2,867件（③2,441件） 主な相談内容（複数回答 上位3項目） ①「労働時間、休日・休暇」 ②「パワハラ・人間関係」 ③「賃金」</p> <p>○非正規労働ほっとライン（社会保険労務士による労働相談） 毎週土曜日 9:00～13:00 14:00～17:00（祝日・年末年始除く） 相談件数：462件（③483件） 主な相談内容（複数回答 上位3項目） ①「労働時間、休日・休暇」 ②「パワハラ・人間関係」 ③「退職・退職金」</p> <p>○若者等労働ホットライン（社会保険労務士による労働相談） 月～金曜日 17:00～21:00（祝日・年末年始除く） 相談件数：902件（③822件） 主な相談内容：（複数回答 上位3項目） ①「パワハラ・人間関係」 ②「労働時間、休日・休暇」 ③「賃金」</p> <p>○インターネットによる労働相談の受付 相談件数（合計相談件数の内数）：276件（③201件）</p> <p>○ブラックバイト相談窓口 相談件数（合計相談件数の内数）：174件（③133件）</p> <p>□特別労働相談（弁護士による相談） 毎月第3木曜日（要事前予約 来所相談のみ） 相談件数：48件（③60件）</p> <p>□働く人のメンタルヘルス相談（産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談） 毎月第2水曜日（要事前予約 来所相談のみ） 相談件数：24件（③24件）</p> <p>【場所等】 京都府労働相談所（京都テルサ内） フリーダイヤルも利用可</p> <p>(3) 評価 ① 効果 合計相談件数は前年度と比較し12.9%増加。</p> <p>② 課題・今後の方向性 ・相談員が労働法令関係や制度の説明、労使双方へのアドバイス等を行った。 ・専門的な助言を必要とするケースについては、弁護士、産業カウンセラー、社会保険労務士による相談を実施。 ・相談内容により、監督機関である労働基準監督署への申告・相談、府労働委員会や労働局の「あっせん」、ハローワークでの相談などを紹介。 ・アルバイトをする学生等若者に相談所を周知するため、平成30年度から「ブラックバイト相談窓口」を設置。 ・労使紛争の大半が労働法令の知識不足に起因するものであり、労働教育が課題。 ・解決のためには、国・労働組合・NPO等の労働相談機関との連携強化が必要。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人材確保・労働政策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
社会の変化等による課題			

【商工労働観光部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 府営工業団地立地企業の人権教育担当者等を対象に実施する研修に対して補助</p> <p>[対象団体] ・(一社) 長田野工業センター ・(一社) 綾部工業団地振興センター</p> <p>(2) 内容 ・立地企業の工場長、新入社員等を対象とした人権研修 ・人権作品（標語）の募集、啓発ポスターの作成 ・人権教育DVDによる視聴覚研修</p> <p>(3) 評価 【長田野工業センター】 ・パーソナルチャレンジ株式会社 代表取締役 井上雅博氏を講師に迎え、工場長を対象に「障害のある方を取り巻く雇用環境の変化～地域における障害者の活躍～」をテーマに、人権啓発研修を実施した。 ・これらの研修を通じて企業課題としての人権問題について企業トップの理解と認識を深めると共に、企業が人権問題について果たすべき課題と役割等についても受け止める機会となった。 ・従業員とその家族を対象に標語を募集したところ、多くの応募があり、作品作りを通じて人権意識の醸成を行うと共に、啓発ポスターの有効活用により一層の啓発推進を図ることができた。 【綾部工業団地】 ・工場長、人権教育推進者対象にグンゼ記念館、舞鶴市立赤レンガ博物館、舞鶴引上記念館の視察研修会を実施し、「～コミュニケーションは業績アップの鍵！～「無意識の偏見」を見直すことから始めましょう」の講座を実施。 ・無意識の偏見に対する理解を深める機会となった。 【両工業団地】 ・令和2年度も引き続き、人権啓発に向けた企業の自主的な取組みを支援していく。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	産業立地課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【農林水産部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	農林漁業関係団体職員人権啓発研修	② 担当課（室）	農政課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	農林漁業関係団体職員等の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるため研修を実施する。		
④ 対象者	府内農林漁業関係団体職員及び京都府農林水産部関係職員	⑤ 参加者数※	333名
⑥ アンケート実施有無	有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	10月25日（金）	ハピネスふくちやま 市民ホール	ハラスメント	アトリエエム(株) 三木 啓子 氏	講義
2	11月12日（火）	キャンパスプラザ京都	同上	同上	同上

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	本研修会は府内農林漁業関係の11団体と共催で実施しており、毎年様々な人権問題をテーマに開催している。例年、参加者が多数になることから講義形式によらざるを得ないが、講師選定に当たっては、指導・相談業務や障害者施設に携わっている方、大学の講師など様々な分野から、できる限り現場で身近な問題として精通されている方を選定するなどの工夫を行っている。
⑬ 参加状況について	令和元年度参加者数333人。うち農林漁業関係団体職員210人、京都府職員121人、外郭団体職員等2人であった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	アンケートでは「人権が大切なことであると感じた」又は「ある程度は大切なことだと感じた」との回答が98%あり、一定の効果があったものと思われる。講演ではハラスメントやその対応に対する理解や認識が深まり、「人権を守ることの大切さ、難しさを考え直すいい機会となった」「ハラスメントに対して組織で対応することの重要性を実感した。」といった意見があるなど、研修に対する満足度も93.9%と高かった。

【農林水産部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
農村女性育成事業 京の農林女子カパワーアップ支援事業（委託）		4月～3月	(1) 事業の目的・概要 農村における女性の地位の向上や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組支援 (2) 内容 ① 家族経営協定の締結推進 協定締結に向けた京の農業応援隊による個別支援を推進 ② 農産加工等起業活動支援 女性を対象とした起業化に向けた講座の開催 ③ 農村女性組織の育成 女性の力を活かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的としたセミナーの開催 (3) 結果 ① 平成30年度までの締結数 (累計308組) ② 中丹東西農業改良普及センターで研修会開催 (参加女性延べ人数16人 開催回数3回) 京都府農業士会女性部会視察研修会において6次産業化事例を学ぶ (参加女性延べ人数14人 開催回数1回) ③ 京の農林女子キャリアアップ集中講座開催 (参加女性延べ人数15人 開催回数5回) (4) 評価 ① 効果 (3)－②では、専門家による個別相談会を通じて、起業に至るプロセスについて知識習得を図り、各々が抱えているイメージの実現に向けた支援を行った。③では、ブランディングや知財、経営プランニングについての学習や女性が経営者として直売や6次化に取り組む事例の視察を通じて、今後の農産加工経営のビジョンを作成し、発表・行動宣言をした。 ② 課題・今後の方向性 今後も継続して女性の起業活動や社会参画活動の取組支援を進めることが必要。
担当課（室）	農産課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【農林水産部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
農林漁業関係団体職員人権啓発研修費補助		4月～3月	<p>(1) 事業の目的・概要 京都府内の農林漁業関係団体が実施する人権啓発研修事業等に対する補助</p> <p>(2) 内容 研修会、講習会、資料作成等の実施に対する補助</p> <p>① 京都府農業協同組合中央会 ○ 中央会、各連合会（3団体）の役員・職員に対する研修 → 3月に予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大に配慮し中止 ○ 啓発資料の作成・配付 1種類 600冊</p> <p>② 京都府漁業協同組合 ○ 研修 1回 ・ 漁業関係団体の役員・所属職員等に対する研修：42人（R2.2.18） 講演：「インターネットによる人権侵害」 ○ 啓発文具の作成・配布 250本</p> <p>③ 京都府森林組合連合会 ○ 研修 2回 ・ 連合会・各森林組合役職員等に対する研修：第1回 16人（R1.7.5） 第2回 12人（R2.2.7） 講演：「未来へつなげる森林組合プロジェクト」自らが考え行動出来る人材”育成講座 （第5回、第6回（第3回、第4回は③に実施）） ○ 啓発資料の作成・配布 1種類 120冊</p> <p>(3) 評価 ① 効果 農林水産関係団体が主催する研修会の実施や啓発資料の作成・配付を通じて、様々な人権啓発について考える機会を持つとともに、役職員を中心に周知を図ることができた。 ② 課題・今後の方向性 今後も様々な人権問題に対して、研修会・資料等を通じて啓発を図ることが必要。</p>
担当課（室）	農政課、水産課、林業振興課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【建設交通部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	建設業者人権啓発研修事業	② 担当課（室）	指導検査課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	建設業者を対象に、人権への理解を深めていただき、人権問題の解決に資することを目的とする。		
④ 対象者	府内の建設業者約1万社	⑤ 参加者数※	137人（S61～延べ5,705人）
⑥ アンケート実施有無	有		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	R2.1.10	中丹勤労者福祉会館	建設業における外国人労働者とその人権について	（公財）世界人権問題研修センタープロジェクトチーム5 嘱託研究員（大谷大学非常勤講師）古屋 哲氏	・講義
2	R2.1.17	文化パーク城陽	建設業における外国人労働者とその人権について	（公財）世界人権問題研修センタープロジェクトチーム5 嘱託研究員（大谷大学非常勤講師）古屋 哲氏	・講義

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	「建設業における外国人労働者とその人権について」
⑬ 参加状況について	北部会場 75名、南部会場 62名
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	<p>今年度は、京都府建設業構造改善・育成研修と一体的に開催したこともあり、昨年度に比べて参加者数が大幅に増加した。アンケート集計結果では、概ね7割の回答率で、ほぼ全ての方から有意義であったとの回答が得られた。「外国人労働者の現状や問題点の説明が明確で分かりやすかった」等の意見もあり、一定の研修効果があったものと考えられる。</p> <p>人権問題や本研修に高い関心をお持ちの方も多かったことから、本研修がより有意義なものとなるように、テーマ設定等を工夫して、継続的に実施していきたい。</p>

【建設交通部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
宅地建物取引業者人権啓発		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士に対し、業界団体の研修会や取引士証更新時の法定講習会等の機会をとらえて、基本的人権の尊重、差別の排除に向けた指導・啓発を行う。</p> <p>(2) 内 容 ◇宅地建物取引士に対する法定講習<H31.4.17~R2.3.26全22回 計2,289名受講> 建築関係法令等の法定科目に加え、「人権問題」に関する講義時間を設け、府の「宅建業における人権問題に関する指針」策定の経過や概要について説明。</p> <p>◇宅建業団体人権啓発研修会<R1.10.29 ホテルグランビア京都、88名参加> 府と業界団体との共催で、業界団体において指導的立場にある役員等を対象に、人権研修会を開催。人権アンケート結果を踏まえ、不動産業界に期待される人権問題の取組み等について説明</p> <p>◇京都府宅地建物取引業協会 会員研修会<1支部 151名参加> ・京都府から職員が出講し、土地差別調査問題や賃貸住宅の入居拒否等について、アンケート調査の結果や判例等を示しながら説明</p> <p>◇全日本不動産協会京都府本部 会員研修会<R1.12.13ロームシアター京都 447名参加> ・旭堂南陵氏を講師に、演題「人権にまつわる講談」を講演</p> <p>(3) 評 価 実際の宅地建物取引の場において人権問題に直面したときに、どう対処するべきかを共に考える機会となり、人権意識の向上が図られた。 アンケート調査の結果からも、こういった研修会が人権問題に対する正しい理解と認識を築くことに有効であることが伺える。</p>
新規・継続	建築指導課		
担当課（室）			
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教 育 庁】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要														
子どもの未来を守る事業		通 年	(1)事業の目的・概要 京都府子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、施策を推進する。														
新規・継続	一部新規		(2)内 容（主なもの）														
担当課（室）	学校教育課 高校教育課 社会教育課		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都式「学力向上教育サポーター」事業費</td> <td>・「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援 ・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に社会福祉士等を派遣</td> </tr> <tr> <td>小学生個別補充学習実施事業</td> <td>学習内容が高度化する小学4・5年生段階のつまずきを解消するため、個別補充学習を実施</td> </tr> <tr> <td>府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業</td> <td>府立高校の中退等を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施</td> </tr> <tr> <td>学びと育ちを支える保幼小等連携推進事業</td> <td>保幼小等の円滑な接続を図るため、小学校での体験入学等や言葉の習得等に効果的な取組を実施</td> </tr> <tr> <td>地域未来塾支援事業</td> <td>学習が遅れがちな中学生等を対象とした、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」を支援</td> </tr> <tr> <td>家庭教育アドバイザーの配置</td> <td>「子育て世代包括支援センター」等と連携し、家庭教育に悩みや不安を抱える家庭への訪問など、就学前から就学後にわたって切れ目のない支援を実施</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	内 容	京都式「学力向上教育サポーター」事業費	・「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援 ・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に社会福祉士等を派遣	小学生個別補充学習実施事業	学習内容が高度化する小学4・5年生段階のつまずきを解消するため、個別補充学習を実施	府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業	府立高校の中退等を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施	学びと育ちを支える保幼小等連携推進事業	保幼小等の円滑な接続を図るため、小学校での体験入学等や言葉の習得等に効果的な取組を実施	地域未来塾支援事業	学習が遅れがちな中学生等を対象とした、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」を支援	家庭教育アドバイザーの配置	「子育て世代包括支援センター」等と連携し、家庭教育に悩みや不安を抱える家庭への訪問など、就学前から就学後にわたって切れ目のない支援を実施
事 項	内 容																
京都式「学力向上教育サポーター」事業費	・「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援 ・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に社会福祉士等を派遣																
小学生個別補充学習実施事業	学習内容が高度化する小学4・5年生段階のつまずきを解消するため、個別補充学習を実施																
府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業	府立高校の中退等を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施																
学びと育ちを支える保幼小等連携推進事業	保幼小等の円滑な接続を図るため、小学校での体験入学等や言葉の習得等に効果的な取組を実施																
地域未来塾支援事業	学習が遅れがちな中学生等を対象とした、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」を支援																
家庭教育アドバイザーの配置	「子育て世代包括支援センター」等と連携し、家庭教育に悩みや不安を抱える家庭への訪問など、就学前から就学後にわたって切れ目のない支援を実施																
人権教育・啓発の対象・手法等																	
人権教育・啓発の場	学校、地域社会、家庭																
特定職業従事者																	
人権教育・啓発の推進方策																	
解決に資する人権問題等																	
子ども			(3)評 価 ・学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、その核として「まなび・生活アドバイザー」を配置するとともに、中学校や高等学校に配置された社会福祉士等の資格を持つ「まなび・生活アドバイザー」を、依頼があった未配置校に派遣する「巡回派遣方式」のシステムを充実させた。必要に応じて福祉と連携し、困難な状況の改善が図られている。 ・「地域未来塾」では、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない子どもを含めた中学生等を対象として、地域住民（教員OBや大学生等）の協力により、原則無料の学習支援を実施して、子どもの学習意欲の向上と基礎学力の定着、地域との連携強化につながる施策を展開した。令和元年度は12市町48箇所を実施。 ・教員や保育士のOBを「家庭教育アドバイザー」として3市町3小学校に配置し、支援が必要な家庭を保護者との面談や家庭訪問等によって個別に支援している。学校や福祉機関等と連携し、情報を共有しながら保護者に対応し、児童の登校しぶりの改善等の成果が得られている。 ・府健康福祉部と進めている「きょうとこどもの城づくり事業」により、学校・市町・福祉機関・NPO・地域等が連携して、様々な困難を抱える家庭の子ども支援が進められるよう、今後も連携推進体制の充実に取り組んでいく。														

【教 育 庁】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概 要																																		
いじめ防止・不登校支援等総合推進事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 いじめ、不登校、問題行動などが社会問題となっていることを踏まえ、学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など総合的なサポート体制の充実を図る。</p> <p>(2)内 容（主なもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">○未然防止から早期解消に向けて</td> </tr> <tr> <td>いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣</td> <td>専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施</td> </tr> <tr> <td>不登校支援ハンドブックの作成</td> <td>不登校の未然防止から支援の在り方までをまとめたハンドブックを作成し、教員の指導力を向上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○早期発見・相談体制</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラーの配置・派遣</td> <td>臨床心理士による児童生徒・保護者、教職員へのカウンセリング</td> </tr> <tr> <td>SNSを活用した相談体制の構築</td> <td>相談体制の構築に向けた調査研究を実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○早期解決に向けた対応</td> </tr> <tr> <td>いじめ早期対応緊急指導教員の配置</td> <td>いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制を強化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○重大事案への対応</td> </tr> <tr> <td>いじめ危機管理チームの派遣</td> <td>深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○組織の設置</td> </tr> <tr> <td>いじめ対応のための附属機関等の設置</td> <td>いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○不登校対策の充実</td> </tr> <tr> <td>不登校児童生徒支援拠点整備事業</td> <td>市町村の教育支援センターにスクールカウンセラー等の専門家を配置し、不登校児童生徒支援の拠点として機能を拡充</td> </tr> <tr> <td>フリースクール連携推進事業</td> <td>府認定スクールが実施する、学校と連携した教育活動へ助成</td> </tr> <tr> <td>ふれあい宿泊学習の実施</td> <td>不登校傾向にある児童生徒対象の自然体験活動等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめや不登校、問題行動などの解消に向けて、スクールカウンセラー、心の居場所サポーターを配置し、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図っている。平成31年度は教育支援センターにもカウンセラー等を配置し、更なる機能の拡充を図った。 いじめについては府独自のアンケート調査や個別の聞き取り調査を定期的に行い、丁寧な実態把握に努めるとともに、未然防止と早期の発見・解消に向け、組織的な対応を進めている。 不登校については、府民環境部と共管で「社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画」を平成30年度に策定し、各市町の教育支援センターの設置・機能拡充、府認定フリースクールとの連携推進等、学校以外の機関と連携した支援を進めている。また、教員向けに、不登校の未然防止や不登校児童生徒への対応等を示した「不登校児童生徒支援ハンドブック」を作成した。 	事 項	内 容	○未然防止から早期解消に向けて		いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣	専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施	不登校支援ハンドブックの作成	不登校の未然防止から支援の在り方までをまとめたハンドブックを作成し、教員の指導力を向上	○早期発見・相談体制		スクールカウンセラーの配置・派遣	臨床心理士による児童生徒・保護者、教職員へのカウンセリング	SNSを活用した相談体制の構築	相談体制の構築に向けた調査研究を実施	○早期解決に向けた対応		いじめ早期対応緊急指導教員の配置	いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制を強化	○重大事案への対応		いじめ危機管理チームの派遣	深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣	○組織の設置		いじめ対応のための附属機関等の設置	いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置	○不登校対策の充実		不登校児童生徒支援拠点整備事業	市町村の教育支援センターにスクールカウンセラー等の専門家を配置し、不登校児童生徒支援の拠点として機能を拡充	フリースクール連携推進事業	府認定スクールが実施する、学校と連携した教育活動へ助成	ふれあい宿泊学習の実施	不登校傾向にある児童生徒対象の自然体験活動等
事 項	内 容																																				
○未然防止から早期解消に向けて																																					
いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣	専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施																																				
不登校支援ハンドブックの作成	不登校の未然防止から支援の在り方までをまとめたハンドブックを作成し、教員の指導力を向上																																				
○早期発見・相談体制																																					
スクールカウンセラーの配置・派遣	臨床心理士による児童生徒・保護者、教職員へのカウンセリング																																				
SNSを活用した相談体制の構築	相談体制の構築に向けた調査研究を実施																																				
○早期解決に向けた対応																																					
いじめ早期対応緊急指導教員の配置	いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制を強化																																				
○重大事案への対応																																					
いじめ危機管理チームの派遣	深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣																																				
○組織の設置																																					
いじめ対応のための附属機関等の設置	いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置																																				
○不登校対策の充実																																					
不登校児童生徒支援拠点整備事業	市町村の教育支援センターにスクールカウンセラー等の専門家を配置し、不登校児童生徒支援の拠点として機能を拡充																																				
フリースクール連携推進事業	府認定スクールが実施する、学校と連携した教育活動へ助成																																				
ふれあい宿泊学習の実施	不登校傾向にある児童生徒対象の自然体験活動等																																				
新規・継続	一部新規																																				
担当課（室）	学校教育課 高校教育課 社会教育課																																				
人権教育・啓発の対象・手法等																																					
人権教育・啓発の場	学校																																				
特定職業従事者	教職員																																				
人権教育・啓発の推進方策																																					
解決に資する人権問題等																																					
子ども																																					

【教 育 庁】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育に関する教職員の意識調査		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 教職員の人権教育に関する意識や知識等を把握し、教職員の人権意識の高揚及び人権教育を推進するための研修の充実・改善に活かすとともに、人権教育の一層の充実を図る。</p> <p>(2)内 容 府内の公立学校（京都市立学校を除く）に勤務する教職員10,400名の30%に当たる3,120名を無作為抽出し、調査を実施</p> <p>〔期 間〕 令和元年11月18日（月）～12月9日（月）</p> <p>〔調査内容〕 教員の人権意識、人権問題に関する知識や指導力、人権研修のニーズ把握 等について20問を質問</p> <p>〔調査方法〕 マークシート及び自由記述</p> <p>(3)評 価 ・教育委員会では初となる教職員の人権意識調査を行い、人権教育に関する意識及び知識、年齢層別の傾向等について把握することができた。 ・結果については考察を行い、令和2年度当初に報告書を作成の上、学校等に配布する。 ・今後は本調査の結果を踏まえ、各学校や総合教育センター等における人権研修の方法を改善し、さらなる充実を図る。</p>
新規・継続	新規		
担当課（室）	学校教育課（人権教育室）		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員、社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成、効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教 育 庁】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育資料作成 （人権教育指導資料－2つのアプローチから－第4版）		通 年	(1)事業の目的・概要 学校教育・社会教育において人権教育を推進するために、その基盤となる人権教育関連法令等を掲載した指導資料集を作成し、府内の学校等に提供する。 (2)内 容 人権に関する諸施策の根拠となる法律や答申、国際連合において採択された人権に関する諸条約や宣言について、基本的人権の尊重に関する国内及び国際関係資料と、同和問題や女性、子どもなどの様々な人権問題に関する資料を、普遍的な視点と個別的な視点からの二部構成として掲載した。 [数 量] 17, 200部 [配布先] 京都府内の公立小・中・義務教育学校・府立学校・市町（組合）教育委員会等 (3)評 価 ・前回作成時（平成27年度）以降に施行された「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」のいわゆる人権三法をはじめ、「いじめ」「虐待」等への対応について、その法的根拠となる法令等を掲載し、教育現場における喫緊の課題に対応できるよう、全ての教職員に配布した。 ・全文を掲載していない法令については、抜粋または概要とともにURLを掲載し、全文を参照できるようにした。 ・法律だけでなく、関連する条例や計画、方針などのURLも併せて掲載し、参照できるようにした。
新規・継続	継続		
担当課（室）	学校教育課（人権教育室）		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員、社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教 育 庁】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育資料作成（人権教育進路保障資料）		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、府の援護制度一覧を作成し、府内の学校等に配布</p> <p>(2)内 容 家庭訪問等で活用できる府の援護制度一覧</p> <p>[数 量] 22,200部</p> <p>[配布先] 京都府内の小・中・義務教育学校・府立学校・市町村・保育所・幼稚園・保健所等相談機関等</p> <p>(3)評 価 ・経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、各学校をはじめ、各種相談機関（隣保館等を含む）へ配布するなど、援護制度の周知徹底を図った。 ・小・中・高校等の入学前や在学時、また卒業を見込んだ、各段階における援護制度を掲載した。 ・多くの府民が活用できるよう、京都府教育委員会のホームページに掲載するとともに、平成19年度からは、外国人児童生徒の就学保障の観点から、外国語版（英語、中国語、韓国・朝鮮語）も作成し、掲載している。 ・就・修学及び進学・就職のための援護制度だけでなく、保護者等への支援についても併せて紹介できるよう、参考資料として掲載した。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	学校教育課（人権教育室）		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園・認定こども園、学校		
特定職業従事者	教職員、社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教 育 庁】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育研究推進事業 (人権教育研究指定校事業)		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 人権意識を培うための学校教育のあり方について、幅広い観点から実践的研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努め、その成果を府内全体の学校に波及させる。</p> <p>(2)内 容 文部科学省指定（国） 〔指定校〕 京都府立田辺高等学校（平成31年度（令和元年度）指定） 〔研究主題〕 共生社会の実現を目指した、生徒への支援と生徒の相互理解 ～人権の視点でつながる学級づくり～ 〔特徴的な研究実践〕 「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」の取組において培ってきたインクルーシブ教育やユニバーサルデザインの視点をさらに発展させるとともに、発達障害の特性が見られる生徒への対応や、支援対象生徒へ周囲からのスティグマ（偏見）を発生させない支援システムの構築のため、「生徒の相互理解」や「生徒相互による学び合い」による「人権の視点でつながる学級づくり」に重点を置き、従来の人権学習を「エンパワーメントホームルーム」として位置付けて実施する。</p> <p>(3)評 価 ・ミニ・ホワイトボードを教具として用いた授業（教科指導やホームルーム活動）を展開することで、主体的・対話的で深い学びにつながった。 ・エンパワーメントホームルームとして実施した人権学習は、ホワイトボードの活用が生徒相互の活発な意見交流を産み出し、人権についてより深く考える機会となり、生徒の自尊感情や自己有用感を高め他者を理解・尊重する態度を育成することができた。 ・グループによる話し合いの中では、自分と違う意見に出会うことを通してクラスメイトの普段と違う一面を知ることができ、違いを認め合う「相互理解」や「疑問の共有」の大切さに気付く生徒が増えてきた。 ・各学年部及び総務・人権教育部を中心として行われていた人権教育会議と、保健部を中心として行われていた特別支援教育会議の両方の機能を併せ持ったユニバーサルデザイン研究会議を新たに設け、人権教育の充実、特別な支援を要する生徒の様々なニーズの把握と具体的な支援を学校体制で横断的に実施できるようになった。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（まなび・生活アドバイザー）なども必要に応じて会議に参加するため、生徒の支援計画を立てる際に専門的な見知からの助言が得られ、的確な見立てや関係機関との連携につながった。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	学校教育課（人権教育室）		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教 育 庁】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育研究推進事業 (人権教育総合推進地域事業)		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進し、地域全体で人権意識を培うための人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にしたい教育の充実を図り、その成果を府内全体の学校に波及させる。</p> <p>(2)内 容 文部科学省指定（国） 【指定地域】 長岡京市（長岡中学校区）（平成31年度（令和元年度）指定） 【研究主題】 人権尊重の精神の高揚 ～つかむ・つなぐ・つむぐ～ 【特徴的な研究実践】 3年間にわたる指定継続見込みのもと、2年目として、中学校区3小学校を含む4校の交流を深化させるとともに、人権学習について小中の系統性を持たせるカリキュラムづくりに取り組んだ。 「学力充実部」「人権学習部」「集団づくり部」の3つの部会を軸として以下に示すような調査研究に取り組んだ。また、教職員研修、保護者等への啓発、家庭・地域との連携推進に取り組んだ。 【学力充実部】 ・全ての児童生徒が基礎学力を身に付けるための指導の工夫 ・一人一人の思いや考えが大切にされる「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業方法の充実 【人権学習部】 ・発達段階に応じた人権に関する知的理解の育成 ・人権問題を自らの課題として捉え、解決しようとする実践的な態度の育成 ・自己実現に係わる想像力・共感性・感受性・コミュニケーション能力の育成 【集団づくり部】 ・自他の良さを認め、自他の人間関係を調整する能力の育成 ・異学年集団の関わり、校種を超えた体験活動・つながりづくり</p> <p>(3)評 価 ・3部会をそれぞれ数回開催し、各校の状況や児童生徒の実態を交流し、各校の実践における課題について整理する中で、「共通して大切にしたい取組や視点」、「各校の特色としてそれぞれ推進していくもの」などの整理と共有を図った。 ・児童生徒へのアンケートの結果を昨年度と比較したところ、「回りの人から自分が大切にされていると思う」について、肯定的な回答が大きく増加した。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	学校教育課（人権教育室）		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教 育 庁】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育推進事業（学習教材・啓発資料整備）		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材や啓発資料などの整備を推進</p> <p>(2)内 容 学校、地域社会、家庭、企業・職場等あらゆる場面で人権について学ぶことができるよう、視聴覚資料を整備し、人権研修を始め、様々な機会に、ニーズに応じて無償で貸し出しを行う。</p> <p>〔視聴覚資料の整備〕 ビデオ（DVD）の購入と活用 ・保有数 489本（元年度購入 5本） ・貸出数 54本</p> <p>〔視聴者数〕 延べ 2,156人（30年度 延べ2,620人）</p> <p>(3)評 価 ・府内全域で年間を通じて学校や地域の人権研修に活用された。 ・昨年度に比べ視聴者数は減少しており、研修会等あらゆる機会を利用し紹介することに努めるとともに、ニーズに即した資料の充実を図る。 ・約490本の視聴覚教材のうち80%がビデオであり、再生機器がなくなっていることもあり活用できていない現状がある。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教 育 庁】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
森と小川の教室推進事業		6～8月	<p>(1)事業の目的・概要 障害のある子どもと障害のない子どもが、るり溪の自然の中で共同生活を体験し、多様な立場を理解し、心のふれあいを深めながら支援する心を培い、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動を通して、自立心・主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施</p> <p>(2)内 容</p> <p>実施場所：るり溪少年自然の家及びその周辺 期 間：令和元年8月8日～8月13日 5泊6日 参加者：府内の小学4年生から中学生及び特別支援学校小学部4年生から中学部の児童生徒27名（うち障害のある児童生徒10名） 活動内容：テント設営、野外炊飯、班別プログラム（クイズラリー・溪流散策等）の自然体験 指導者：京都教育大学教授 坂東 忠司 立命館大学客員研究員 菊地 俊介 運営スタッフ等：社会人・大学生ボランティア、大学インターンシップ研修生、医療スタッフ、職員他 計27名 その他：・スタッフ研修会 6/22～23（1泊2日） ・親子説明会 7/6～7（1泊2日）</p> <p>(3)評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者がキャンプを通して、障害の有無に関係なく人とのつながりを感じ、ノーマライゼーションの精神に触れることができる機会である。 ・学生スタッフの確保等が課題であり、募集の方法等を検討し、改善していく。また、大学や医療スタッフとの連携をより密に図りながら対応していく必要がある。 ・参加者、保護者や運営協力者から、この事業を今後も続けてほしい。また参加したいという感想を得ている。
新規・継続	継続		
担当課（室）	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
子ども、障害のある人			

【教 育 庁】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
トータルアドバイスセンター設置事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 不登校やいじめなど学校教育に関すること及び子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く、幼児児童生徒、保護者、教職員等に対して、適応指導相談員（精神科医、臨床心理士）、家庭教育カウンセラー（臨床心理士）、教育相談指導員（京都府総合教育センター電話相談員）、京都府総合教育センター所員等が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施</p> <p>(2)内 容 教育相談</p> <p>〔実施方法・相談時期〕 電話教育相談 毎日 24時間対応 メール教育相談 毎日 24時間受付 来所教育相談 毎週月～金 10:00～17:00 巡回教育相談 月1回程度（各教育局等）</p> <p>〔平成31（令和元年度）年度 相談件数（延べ）〕 電話教育相談 3, 312件 メール教育相談 50件 来所教育相談 1, 461件 巡回教育相談 185件</p> <p>(3)評 価 ・児童生徒、保護者との定期的、継続的な心理面接を実施し、児童生徒や保護者に対して、課題の早期発見、早期の適切な対応に資する教育相談を実施することができた。 ・24時間電話教育相談に応じるとともに、携帯端末からも入力可能なメール教育相談についても常時受付を行うなど、府民からの教育相談の整備を図ることができた。 ・今後も、担当職員の人権に関する感性を高め、相談者の人権を大切に業務を行う能力の向上に努めるとともに、個人情報確保に配慮しながら、各専門機関、学校・教員との連携・協働を進める。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	学校教育課、社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭、学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
子ども			

【教 育 庁】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	教職員研修事業（京都府総合教育センターの研修）	② 担当課（室）	京都府総合教育センター
② 研修設定の意図及び具体的目標	人権教育を推進するための認識の深化と指導力の向上を図る。		
④ 対象者	府立学校、市町（組合）立学校・幼稚園（京都市を除く）の教職員	⑤ 参加者数※	延べ 1,534人
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	① 4月18日 4月25日 8月7日 8月20日 ② 6月6日 6月20日 ③ 5月24日 5月28日 ④ 5月21日 5月27日	① 京都府総合教育センター ※ 8月7日は北部研修所 ② 京都府総合教育センター ③ 京都府総合教育センター ④ 京都府総合教育センター ※ 5月21日は北部研修所	① 初任者・新規採用者研修 「京都府の人権教育」 「地域に根ざした人権教育」 ② 初任者研修（中・高教科教育：社会・地歴公） 「人権問題に関する授業の在り方」 ③ 中堅教諭等資質向上研修 「人権教育の推進」 ④ 講師対象講座 「人権教育の基本的事項」	① 京都府総合教育センター所員 各教育局指導主事・人権教育室指導主事 ② 京都府総合教育センター所員 ③ 人権教育室総括指導主事 ④ 京都府総合教育センター所員	① 講義 ② 講義・ワークショップ ③ 講義 ④ 講義
2	6月10日	京都府総合教育センター	府立学校副校長講座シリーズⅠ 「人権教育における課題及び教職員の人権感 覚・意識の高揚」	人権教育室総括指導主事 京都府総合教育センター所員	講義 ワークショップ
3	7月5日	京都府総合教育センター	子どもの貧困と学習支援講座 「京都府の子どもの貧困対策の現状と課題及 び支援の在り方」	人権教育室総括指導主事 立命館大学教授 野田 正人 京都府総合教育センター所員	講義 ワークショップ
4	① 8月23日 ② 10月28日	① 京都府総合教育センター ② 京都府総合教育センター北部研修所	① 人権教育講座Ⅰ 「多様な性に対する理解と支援」 「人権教育指導者ハンドブックの活用」 ② 人権教育講座Ⅱ 「同和問題」 「人権学習資料集の活用について」	① 岡山大学大学院教授 中塚 幹也 社会教育課社会教育主事 京都府総合教育センター所員 ② 京都教育大学教授 伊藤 悦子 府立高校教諭 京都府総合教育センター所員	① 講義 ワークショップ ② 講義 その他「実践発表」

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	教職員の経験年数やライフステージに応じて、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図るために、講義と研究協議や演習（ワークショップ形式）を効果的に取り入れるように計画した。また、「同和問題」への理解を深め、同和問題の解決に向けた授業づくりについて学ぶ研修と、京都府教育委員会編集・発行の人権学習資料集、教職員人権研修ハンドブックの効果的な活用方法について学ぶ研修を企画した。
⑬ 参加状況について	初任者・新規採用者研修及び中堅教諭等資質向上研修は悉皆研修となっている。人権教育講座Ⅰ・Ⅱについては、個別の人権問題に関する重点的取組事項の中から、「同和問題」「多様な性」に視点を当て実施した。あわせて150名の定員数に対して160名の申込があった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	<p>初任者・新規採用者研修については、全ての受講者（100%）が、人権教育の重要性を捉えている。人権教育は全教育活動の基盤であることを学び、自身の人権感覚を磨き続けることの重要性について認識を深めることができた。</p> <p>アンケートからは、「多様な性」「同和問題」への関心やニーズは高く、また校種や職種の異なる受講者が協議することで、多様な視点から課題や具体的な指導・支援について考えることができた。令和元年度の「人権教育に関する教職員の意識調査」の結果も踏まえ、研修のテーマや方法については今後も十分検討をしていきたい。</p> <p>人権教育講座Ⅰ・Ⅱについては、無回答を除き全ての受講者が肯定的な評価をしている。人権教育主任等が多く参加する本講座の受講を通して、各校の校内研修が活性化し、人権教育が一層推進されるようセンターだより等を活用し積極的な受講を啓発していきたい。</p>

【教 育 庁】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	学校における人権研修	② 担当課（室）	学校教育課（各学校）
② 研修設定の意図及び具体的目標	人権尊重の精神を踏まえ、あらゆる教育活動を通じて人権教育を推進するため、教職員の人権意識の高揚と認識の深化、指導力の向上を図ることを目的とする。		
④ 対象者	全教職員	⑤ 参加者数※	約13,000人（元.5.1教職員数）
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	通年	各学校、内容に応じて福祉施設等関係機関の施設など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育の推進に関する研修 ・ 人権学習の教材及び指導方法に関わる研修（研究授業等） ・ 様々な人権問題の解決に向けて認識を深めるための研修 	管理職、各校人権教育担当教員、人権教育指導者養成研修受講教員、指導主事、学識経験者、関係機関担当者、スクールカウンセラー等	講義、グループ討議、現地研修、福祉体験、研究授業等

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	各学校において、地域や学校の実態を十分考慮し、学校ごとに作成する人権教育推進計画に基づいた研修計画を策定している。就・修学の保障等教育の機会均等に関わる内容や、普遍的な視点・個別的な視点に基づく人権学習の教材及び指導方法に関わる内容、同和問題など様々な人権問題に関わる内容、個人情報取り扱いなど服務に関わる内容等を実施している。また体罰防止といじめに関する研修を全ての学校で実施した。
⑬ 参加状況について	概ね対象者全員の参加を得ることができた。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修内容が、日々の教育実践で活かせるよう継続的な取組が必要である。 ・ 大量退職、大量採用が進む中、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法を、教育実践の中で継承、積極的に活用していく必要がある。 ・ 人権学習教材の活用や指導方法の工夫についての研修を一層深化するほか、令和元年度実施の「人権教育に関する教職員の意識調査」の結果を踏まえ、研修内容や方法を改善する必要がある。

【教 育 庁】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	人権教育指導者研修会	② 担当課（室）	社会教育課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	すべての人々の人権が真に尊重される共生社会の実現を目指し、人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者の指導者の資質の向上を図る。		
④ 対象者	社会教育主事、社会教育指導員、社会教育施設関係職員、社会教育関係者、学校教育関係者、社会教育関係団体員、その他（人権教育の指導・啓発を担当する関係者）	⑤ 参加者数※	延べ151名
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	令和元年8月7日	ホテルルビノ京都堀川	「気づきから行動へ～対話・活動を活かした人権学習～」 ①講演「部落差別をめぐる若者の意識」 ②ワークショップ「人権の意義」（普遍的な視点）について考える研修プログラム、講演の感想交流 ③実践交流「平成30年度各市町・学校が実施した人権研修等の成果と課題について」 ④人権啓発DVD試写（休憩時）	関西大学 社会学部 社会学専攻 教授 内田 龍史	講義 ワークショップ その他（実践交流） （DVD上映）
2	令和元年11月12日	ホテルルビノ京都堀川	「気づきから行動へ～対話・活動を活かした人権学習～」 ①講演「定住外国人の社会統合を目指して」 ②ワークショップ「定住外国人の社会統合を目指す研修プログラムの作成」	京都教育大学 国文学科 教授 浜田 麻里	講義 ワークショップ

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	現代的課題や同和問題を取り上げた講演、参加型の演習、市町（組合）教育委員会の人権教育に関する実践交流及び人権研修会等で活用できる視聴覚資料の紹介等、市町担当者の資質向上と市町で活用できる指導方法や資料についての研修をする。
⑬ 参加状況について	研修会Ⅰと研修会Ⅱのどちらにもほぼ全市町村からの参加があり、教職員の参加については、研修会ⅠとⅡをあわせて30名の参加があった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	今年度は、教職員の参加が増え、学校教育と社会教育の取組の交流ができた。 今年度より研修会Ⅰを8月上旬に、研修会Ⅱを半日の研修とした。全市町から参加できるよう日程や内容の広報を工夫していく。

【教 育 庁】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	人権教育行政担当者等協議会	② 担当課（室）	社会教育課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	各教育局が、人権教育指導者研修会等の成果を踏まえながら、関係機関との連携を図り、人権に関する課題解決の方策についての研究協議等を行うとともに、管内市町村の人権に関する取組状況の情報交換を実施		
④ 対象者	各市町村社会教育・人権教育行政担当者、社会教育委員、学校教育関係者、同和教育・人権教育推進協議会指導者等	⑤ 参加者数※	延べ264名
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	令和元年6月24日	宮津総合庁舎 第2会議室	①「公民館における人権学習プログラムの活用について」 ②各市町における人権教育に係る課題及び今年度の取組		その他（交流協議）
2	令和元年6月25日	園部総合庁舎 第1会議室	①令和元年度活動計画、各市町の人権・啓発に係る取組について		その他（交流協議）
3	令和元年7月18日	京都府総合教育センター 北部研修所	①本年度の活動計画について 各市における取組状況について ②「多様な人権課題に対応するための研修の在り方について～人権教育指導者ハンドブック（社会教育編）の活用～」		その他（交流協議） 講義
4	令和元年7月23日	田辺総合庁舎 講堂	①「合理的配慮の実践法」「風の匂い」 ②各市町（広域連合）における人権学習・啓発に係る現状と取組		その他（DVD上映） その他（研究協議）
5	令和元年8月23日	乙訓総合庁舎 第2会議室	①研究協議会 成果と課題 ②DVD視聴と交流協議		その他（交流協議） （DVD上映）
6	令和元年9月9日	宮津総合庁舎 別棟2階講堂	①「誰も取り残さない社会へ～障害者差別解消法を生かして～」 ②公民館における人権学習プログラムについて	世界人権問題センター 研究員 松波 めぐみ	講演 その他（研究協議）

7	令和元年10月3日	京都市下京区（京都駅北）	人権フィールドワーク	穀雨企画室 代表 渡辺 毅	現地研修
8	令和元年10月3日	南丹市日吉町・綾部市・舞鶴市	人権フィールドワーク ①南丹市日吉町「地域の人権の歴史」 ②綾部市「女子行員の教育、地域の製糸業指導」 ③舞鶴市「平和への願い、人間の生命力、人間愛、家族愛」	①森 久恒 ②ゲンゼ記念館 館長 吉川 智美 ③舞鶴引揚記念館 副館長 本合 秀行	現地研修
9	令和元年10月8日	京都市上京区西陣周辺	人権フィールドワーク 西陣コース	穀雨企画室 代表 渡辺 毅	現地研修
10	令和元年10月18日	柳原銀行記念資料館	①「崇仁地区のまちづくりと課題」 ②各市町（広域連合）教育委員会交流 ③フィールドワーク	崇仁まちづくり推進委員会委員 柳原銀行記念資料館運営協議会 企画委員 竹口 等	講演 その他（交流協議） 現地研修
11	令和元年12月18日	京都府総合教育センター 北部研修所	①「外国人住民の現状と課題 ～教育と防災の現場では～」 「やさしい日本語」 ②研究協議、各市の取組状況（現状と課題等）	公益財団法人 京都府国際センター 堀江 亜希子 「やさしい日本語」有志の会 杉本 篤子	講演 その他（研究協議）
12	令和2年1月24日	乙訓総合庁舎 第2会議室	①研究協議会 各市町の取組交流 ②「ひょうたん島問題～多文化共生のためのワークショップ～」	同志社女子大学 現代社会学部 現代こども学科 特任教授 藤原 孝章	
13	令和2年1月27日	宮津総合庁舎 別棟2階講堂	①「人権学習プログラム別冊リーフレットの内容と活用について」 ②「令和元年度総括及び各市町の取組について」		その他（研究協議）
14	令和2年1月31日	口丹勤労者福祉会館	①「子どもの貧困と人権」	特定非営利法人 山科醍醐こどものひろば 理事長 村井 琢哉	講演
15	令和2年2月6日	田辺総合庁舎 講堂	①「多文化共生社会を考える～ヘイトスピーチを中心に～」 ②各市町（広域連合）交流協議	世界人権問題センター 専任研究員 呉 永鎬	講演 その他（交流協議）

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町における人権教育に係る現状や課題の交流、講義、フィールドワーク等、各地域の実態やニーズに応じた取組が進められている。 ・今日的課題に対する学習が進められているとともに、視聴覚資料の活用についても研修している。
⑬ 参加状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・教育局の社会教育主事が事務局となり、市町の社会教育・人権教育の担当者を中心として、府民を対象とした事業の企画・指導者が協議会となり、10～30名程度で構成している。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域の課題をより明確にするため交流協議を行い、情報を交換し今後の方向性について協議会のメンバーで共通確認されている。 ・研修内容や方法の工夫改善に努め、参加型学習（ワークショップ）や視聴覚教材等を取り入れた研修にも取り組んでいる。 ・人権教育指導者研修会等の学びの成果を各市町村での人権に関する課題解決の方策に生かせるように連携をさらにすすめていく必要がある。

【警察本部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	職務倫理教養	② 担当課（室）	教養課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	職員一人一人がその職責の自覚を深め、国民の信頼と期待に応える警察活動を日々推進するために必要な倫理観、使命感及び責任感を醸成するもの		
④ 対象者	警察職員	⑤ 参加者数※	約350人
⑥ アンケート実施有無	有 ・ 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	5月30日	警察本部	職務倫理等	警務部参事官等	講義
2	9月18日	警察本部	職務倫理等	警務部長等	講義
3	10月4日	警察本部	職務倫理等	警務部長等	講義
4	11月1日	警察本部	職務倫理等	警務部参事官等	講義
5	12月9日	警察学校	職務倫理等	警察学校長等	講義
6	1月16日	警察学校	職務倫理等	教養課長等	講義

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	職務倫理（国民の期待に応える警察活動、警察における人権教育）、業務管理（非違事案対策、ハラスメント防止）等の教養を実施し、警察職員に求められる誇りと使命感の醸成及び国民の期待に応える警察活動の推進を図っている。
⑬ 参加状況について	一定期間現場を離れて集中的に警察教養を受ける機会のなかった職員を対象として、階級別に30～60人規模で参加者を募り研修を実施している。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	職務倫理をテーマとして職員研修の重要性に鑑み、今後も研修カリキュラムのベースは維持しつつ、新たな知見を得るための部外講師による講演やワークショップの導入などを図る。

【警察本部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	手話研修	② 担当課（室）	教養課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	人権に配慮した警察活動に資するため、聴覚障害への理解浸透を図るもの		
④ 対象者	警察職員	⑤ 参加者数※	約90人
⑥ アンケート実施有無	有 ・ ⑥ 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	5月30日	警察本部	聴覚障害への理解浸透	京都聴覚言語障害者福祉協会	講義・ワークショップ
2	9月18日	警察本部	聴覚障害への理解浸透	京都聴覚言語障害者福祉協会	講義・ワークショップ

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	警察職員に対する聴覚障害への理解浸透を図るため、京都聴覚障害者福祉協会から講師を招聘し、聴覚障害概論等に関する教養を受講させたもの
⑬ 参加状況について	他の研修会にカリキュラム編成し、参加者に受講させたもの
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	今後も継続して実施し、未受講の警察職員に対する聴覚障害への理解浸透を図るもの

【警察本部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	採用時教養における人権教育	② 担当課（室）	警察学校
③ 研修設定の意図及び具体的目標	新たに採用された警察官及び職員に対して、その職務の遂行に必要な基礎的知識を習得させるとともに、社会人として必要な人権に対する認識を深めることを目的とする。		
④ 対象者	採用後、警察学校に入校した初任科生及び一般職員初任科生	⑤ 参加者数※	約220人
⑥ アンケート実施有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	通年	警察学校	人権一般	教育主事	講義
2	年4回	警察学校	高齢者疑似体験	㈱大井製作所代表取締役	ワークショップ
3	9/20	ひと・まち交流館京都	認知症への理解、高齢者虐待	京都市長寿すこやかセンター職員	現地研修・講話
4	R2.1.14	京都府聴覚言語障害センター	聴覚言語障害への理解	京都府聴覚言語障害センター職員	現地研修・講話

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	<p>教育主事により、「京都府人権教育・啓発推進計画」について説明するとともに、同計画実施方針において掲げる同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者等に関する人権問題について、講義方式により幅広く教養を行うことにより、警察官として、職務の遂行に必要な基礎的知識の習得や人権問題等についての理解の深化を図った。</p> <p>また、高齢者の身体機能を擬する装置を装着しての歩行等を体験する「高齢者疑似体験」を通じて、高齢者の特性を理解するとともに、高齢者の保護や行方不明者届出等に適切に対応するため、府警本部主管課による「認知症高齢者対策」のロールプレイを交えた教養により、認知症に対する正しい知識と理解を深めた。</p> <p>さらに、学生が実際に老人保健施設や障害者福祉施設に赴き、介護や障害者支援施設の現状を見学・体験するとともに、認知症高齢者や聴覚言語障害者等に関する教養を受け、警察との関わりについて認識を深めた。</p>
⑬ 参加状況について	<p>教育主事による講義方式の人権教養及び高齢者疑似体験については、新たに警察職員として採用された初任科生全員が受講したが、介護施設や障害者福祉施設における現地研修・講義については、カリキュラムの都合上、実施時期や対象施設、参加人数等を調整の上、実施した。</p>
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	<p>人権に密接に関係する職業従事者として、人権に深い関心を持ち、人権に配慮した職務執行を行うことが必要不可欠であり、警察職員の新規採用時に人権問題について幅広く教養を行うことにより、全学生が人権問題に関する理解と知識を深めることができた。</p> <p>また、高齢者疑似体験や老人保健施設、障害者福祉施設での現地研修では、学生が実際に体験し、見聞きすることにより、高齢者や障害者に対する理解をより深めることができた。</p>

【警察本部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	所属ハラスメント相談員研修会	② 担当課（室）	警務課人事第三係
③ 研修設定の意図及び具体的目標	ハラスメント相談窓口の役割を担っている所属相談員に相談員の役割の重要性を認識させるとともに、職場におけるハラスメントの潜在化を防止することを目的とする。		
④ 対象者	各所属の所属ハラスメント相談員	⑤ 参加者数※	延べ1072人
⑥ アンケート実施有無	有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	春・秋人事異動後	各所属	○ハラスメント相談受理・報告要領 ○事例検討	次席・副署長等(防止対策責任者)	○講義 ○その他（検討会）

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	「ハラスメント相談受理・報告要領」を活用した防止対策責任者による教養及び「事例検討」を活用した検討会を実施した。
⑬ 参加状況について	各所属の防止対策責任者及び所属ハラスメント相談員が参加した。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	所属相談員に求められる役割、相談等を受理した場合の対応・報告要領等について理解を深め、相談員からの早期報告により被害の深刻化防止につながるなど、各所属において適切な相談体制の構築が図られた。

【警察本部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	被害者支援専科	② 担当課（室）	警務課犯罪被害者支援室
③ 研修設定の意図及び具体的目標	警察署において犯罪被害者支援を担当する警察官に対して、具体的な支援事例や効果的な支援方を教養することにより、被害者等の心情に配慮した支援活動の推進を図る。		
④ 対象者	各警察署の犯罪被害者支援担当者	⑤ 参加者数※	25人
⑥ アンケート実施有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	5月13日～16日	京都府警察学校	犯罪被害者支援	部外講師（大学教授、臨床心理士、犯罪被害者遺族等）及び犯罪被害者支援室員	講義・その他（ロールプレイ）

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	配布資料、パワーポイントを使用して講義を行ったほか、想定事例に基づきロールプレイによる実習等を行った。
⑬ 参加状況について	各警察署の犯罪被害者支援担当者が参加した。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	犯罪被害者支援に係る各種支援制度、被害者等の心情、具体的な支援要領について理解を深めることができた。

【警察本部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	本部被害者支援要員研修会	② 担当課（室）	警務課犯罪被害者支援室
③ 研修設定の意図及び具体的目標	死傷者多数事案が発生した場合を想定し、あらかじめ本部所属の職員を被害者支援要員として指定し、具体的な支援要領を教養することにより、被害者等の心情に配慮した初期的支援活動の推進を図る。		
④ 対象者	警察本部所属の被害者支援要員及び各警察署の犯罪被害者支援担当者	⑤ 参加者数※	106人
⑥ アンケート実施有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無		

実 施 状 況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	5月14日	警察本部	死傷者多数事案発生時の被害者支援要領	犯罪被害者支援室員	講義

評 価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	犯罪被害者支援室員がパワーポイント及び配付資料を用いて講義を行った。
⑬ 参加状況について	警察本部に所属する被害者支援要員及び各警察署の犯罪被害者支援担当者が参加した。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	死傷者多数事案発生時の被害者支援要領について理解を深めた。

【警察本部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	犯罪被害者支援巡回教養	② 担当課（室）	警務課犯罪被害者支援室
③ 研修設定の意図及び具体的目標	警察署において犯罪被害者支援を担当する警察官に対して、各種支援制度及び被害者支援要領について教養することにより、被害者支援に関する理解を深め、その対応能力の向上を図る。		
④ 対象者	各警察署において新たに犯罪被害者支援担当者となった者	⑤ 参加者数※	9人
⑥ アンケート実施有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	3月5日～4月9日	各警察署長	犯罪被害者支援	犯罪被害者支援室員	講義

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	配付資料等を用いて講義を行った。
⑬ 参加状況について	各警察署において新たに犯罪被害者支援担当者となった者が参加
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	犯罪被害者支援要領及び各種支援制度について理解を深めた。

【警察本部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	新規性犯罪指定捜査員研修会	② 担当課（室）	捜査第一課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	性犯罪捜査における被害者の身体的・精神的負担の軽減を図り、被害者心情に配慮した捜査活動を推進するため実務能力の習得を図る目的。		
④ 対象者	平成28年以降に採用された者のうち、現在警察署地域課に配置となっている性犯罪捜査指定捜査員	⑤ 参加者数※	49名
⑥ アンケート実施有無	○有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	7月1日	警察本部	性犯罪捜査要領、被害者聴取要領等	警察官	講義
2	7月2日	警察本部	性犯罪捜査要領、被害者聴取要領等	警察官	講義
3	7月3日	警察本部	性犯罪捜査要領、被害者聴取要領等	警察官	講義

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	性犯罪認知時における鑑識活動、聴取要領、被害者対応要領等、講義により基礎的な知識を身につけた上で、ロールプレイングを実施し、実践に即した内容の研修会とした。
⑬ 参加状況について	平成28年以降に採用された性犯罪指定捜査員を対象とし、その他の積極参加も受け入れをした結果、3日間で49名の参加があった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	ロールプレイングによる実践的な教養は大変好評であり、「今までの疑問点や不安が解消され、今後は自信をもって対応ができる」「自分の不足点がわかった」等の感想が得られた。

【警察本部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	性犯罪捜査専科	② 担当課（室）	捜査第一課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	性犯罪被害の潜在化を防止し、捜査過程における被害者の精神的負担軽減を考慮した性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するための実務能力の向上を図る。		
④ 対象者	警察署で性犯罪捜査に従事する捜査員	⑤ 参加者数※	25名
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法※
1	12月16日 ～12月20日	警察学校	性犯罪捜査力およびその指揮能力の向上	警察官、検察官、産婦人科医師、弁護士、大学教授	講義

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	部外講師による被害者心情に配慮した性犯罪捜査について教養を実施した。客観的聴取技法を用いた聴取要領については、1日かけて演習も行い、実践で使えるレベルの習熟を目指した。最終日にはロールプレイングを行い、習得した内容を実践的に確認した。
⑬ 参加状況について	各警察署刑事課に配置され、現に性犯罪捜査に従事する巡査部長以下の階級の警察官（男女問わず）
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※	2回目の専科では男性捜査員の入校が大半を占めており、「今回の教養を受けて、被害者聴取等女性任せにしていたが、積極的に自信を持って関わることができる」とした感想があった。

【警察本部】

平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
児童虐待・児童の性的搾取事案等に対する適切な対応		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 児童虐待や児童の性的搾取に係る被害児童に対するケア、子どもの健全育成を阻害する福祉犯の取締り等により、子どもの人権を守る取組みを推進する。</p> <p>(2) 内容 ○ 少年相談業務の充実（令和元年中） ・ 少年相談（電子メール 38件 電話（ヤングテレホン） 183件 面接 175件） ・ 臨床心理士による継続的な少年相談の推進 17件（対象被害少年 7名） ○ 福祉犯検挙状況（令和元年中） 検挙件数 211件、検挙人員 186人、被害児童 171人 ○ 小・中学校における非行防止教室の開催状況（令和元年度中） 567校（実施率98.4%、休校中の学校を除く）、2,503回</p> <p>(3) 評価 ①効果 ○ 臨床心理士の少年心理分析に基づく支援等をはじめとした被害児童に対するケアによる、児童の保護対策を推進 ○ 非行防止教室等の開催による少年の規範意識の向上 ②課題・今後の方向性 ○ 引き続き電子メールや24時間対応の電話相談（ヤングテレホン）の効果的な運用を図る。 ○ 児童買春・児童ポルノ等の悪質な福祉犯の取締りを通じた被害児童の発見保護に努める。 ○ 小・中学校における非行防止教室の全校実施を目指すとともに、公德心が醸成される小学校中学年に対する非行防止教室等を拡充する。 ○ 関係機関等と連携しながら、被害少年の早期発見・保護及び規範意識の向上に努める。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	少年課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			

事業名		実施時期	概要
サイバー犯罪被害防止を目的とした講演活動		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 インターネットに関して十分な知識を持たない高齢者や青少年がネットトラブルに巻き込まれる傾向にある中、府民がサイバー犯罪の加害者にも被害者にもならない社会づくりを促進するため。</p> <p>(2) 内容 ○ 事業種別 講演会 ○ テーマ等 ネット安心アドバイザーによる、ネットモラルの向上やサイバー犯罪被害等の防止を目的とした講演活動の実施 ○ 事業規模 実施総数 303回（通常型講座93回、体験型講座210回）</p> <p>(3) 評価 ①効果 今年度は、タブレット端末を使用した体験型講座を開始したこともあり、実施総数が大幅増加した。（前年度比+166回） 受講者からは、「体験することでネットトラブルの危険性を実感できた」、「体験したことで内容を深く理解でき、記憶に残りやすかった」等と好評を得た。 ②課題・今後の方向性 新型コロナウイルスの状況を見極めながら、受講者を募集し、講演を実施していく。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	サイバー犯罪対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
社会の変化等による課題			